

## 第2章 アンケート調査結果

本項では、全国1,741市町村（特別区を含む）を対象に実施したアンケート調査（悉皆調査）の集計結果を掲載する。有効回収率は62.9%（1,095件／1,741箇所）であった。

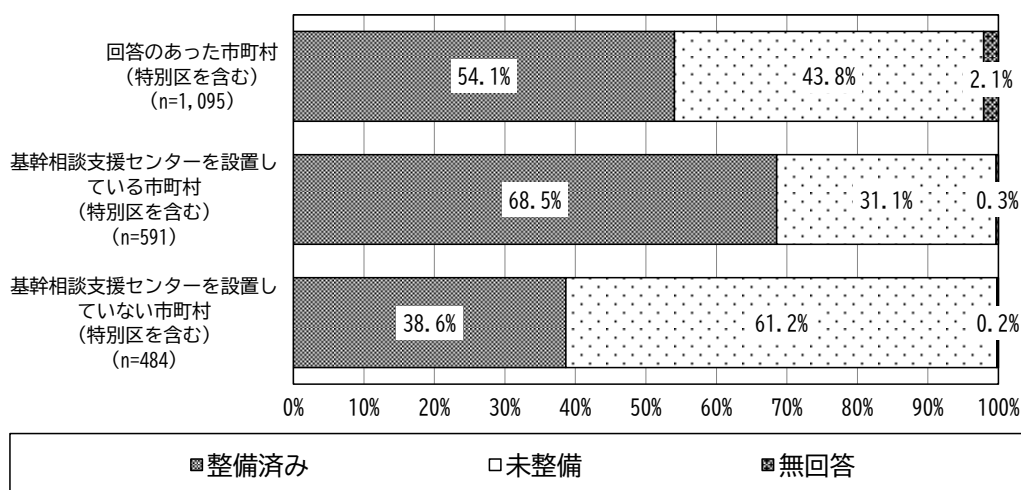
### （1）地域生活支援拠点等の整備状況（令和3年10月1日時点）

#### ① 地域生活支援拠点等の整備の有無

回答のあった1,095市町村（特別区を含む）のうち、令和3年10月1時点で「整備済み」の割合は54.1%（592市町村（特別区を含む））を占めていた。

整備済みの回答割合を基幹相談支援センターの設置有無別にみると、「設置している」が68.5%、「設置していない」が38.6%を占めていた。

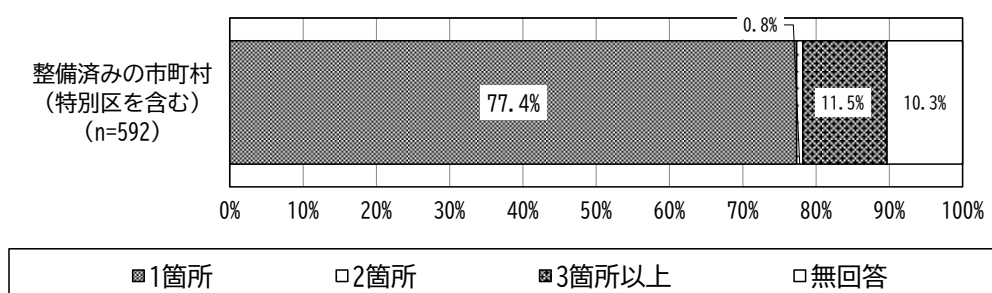
図表1 地域生活支援拠点等の整備の有無（令和3年10月1日時点）



#### 〔地域生活支援拠点等の整備箇所数〕

地域生活支援拠点等を設置している市町村（特別区を含む）に整備箇所数を聞いたところ、「1箇所」が77.4%を占めていた。

図表2 地域生活支援拠点等の整備箇所数（令和3年10月1日時点）

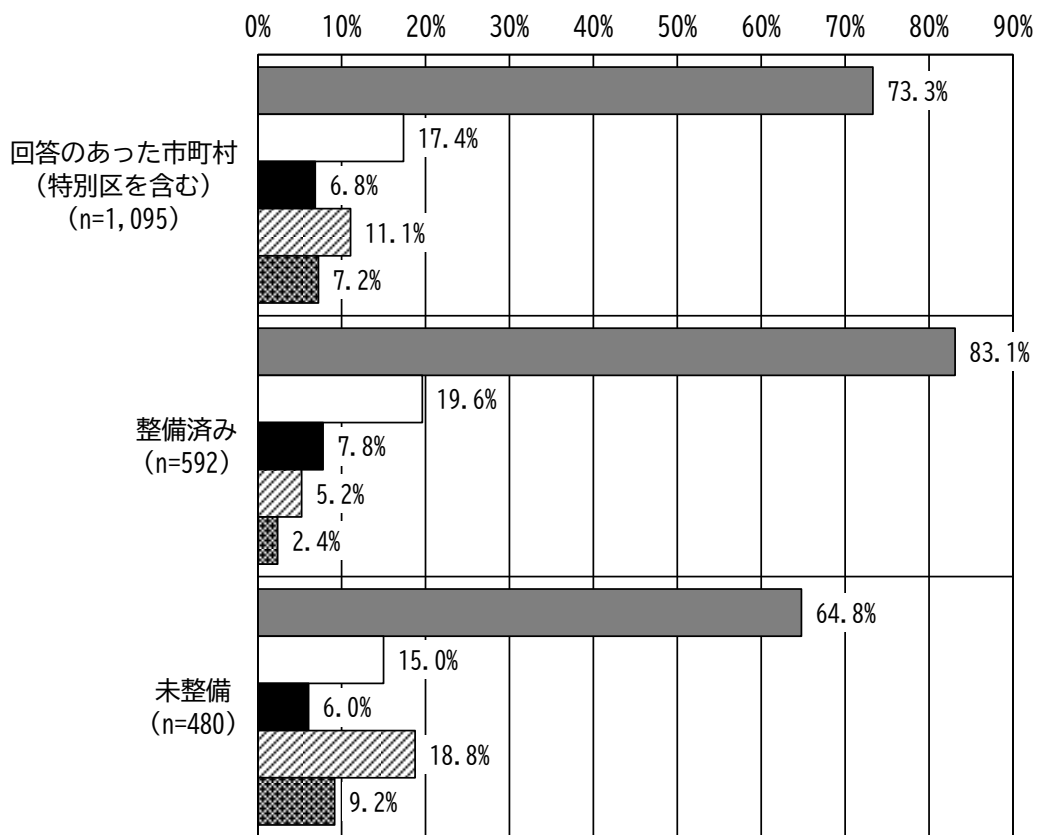


② 地域生活支援拠点等の整備検討過程における協議会等での検討の実施状況

回答のあった市町村（特別区を含む）に対して地域生活支援拠点等の整備検討過程における協議会等での検討の実施状況を聞いたところ、「市町村（自立支援）協議会において検討している」の回答割合が73.3%で最も多く、次いで「市町村（自立支援）協議会以外の会議体において検討している」（17.4%）、「その他」（11.1%）、「障害者・障害児・家族および関係者へのヒアリングを実施している」（6.8%）の順であった。

回答割合が最も高かった「市町村（自立支援）協議会において検討している」の内訳を整備状況別にみると、「整備済み」（83.1%）の方が「未整備」（64.8%）よりも18.3pt上回っていた。

図表 3 地域生活支援拠点等の整備検討過程における協議会等での検討の実施状況【複数回答】



- 市町村（自立支援）協議会において検討している
- 市町村（自立支援）協議会以外の会議体において検討している
- 障害者・障害児・家族、および関係者へのヒアリングを実施している
- ▨その他
- 無回答

図表 4 地域生活支援拠点等の整備検討過程における協議会等での検討の実施状況  
【「その他」の自由回答】

- ・圏域での整備を予定しているため、他市町と打ち合わせの上で検討している。
- ・広域協議会において検討している。
- ・自立支援協議会の部会（相談支援部会）のワーキングとして地域生活支援拠点の検討会を立ち上げ検討している。
- ・障害福祉圏域での整備を目指しているが、検討が進んでいない。
- ・第6期障害福祉計画における目標値として1か所整備としているが具体的には未着手。
- ・過去に自立支援協議会で実施する旨は報告していたが、実施してからは行っていない。
- ・今後、自立支援協議会内で検討していく予定。
- ・コロナ渦の影響により自立支援協議会は開催していないが、今後、開催する際には検討予定である。
- ・各市町の障害福祉担当で協議した内容について自立支援協議会にて報告している。
- ・面的整備を前提として、個々の項目について関係者と協議を行っている。 等

図表 5 市町村（自立支援）協議会以外の会議体の名称【自由回答】

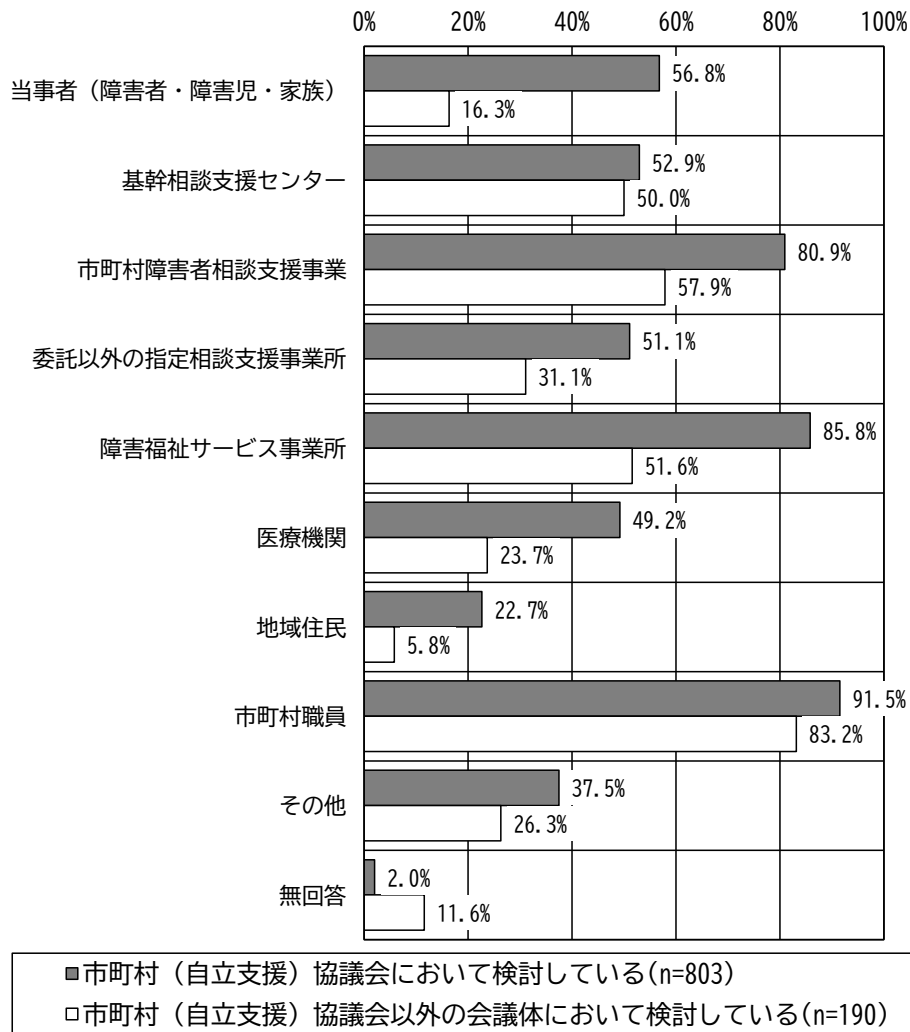
- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ・地域生活支援拠点検討部会    | ・近隣3市意見交換会         |
| ・地域生活支援拠点等整備推進会議 | ・個別部会              |
| ・障害者施策推進協議会      | ・自立支援協議会ケアマネジメント部会 |
| ・2市1町課長会議        | ・就労支援部会            |
| ・基幹相談支援センター運営会議  | ・障害者相談支援連絡会議 等     |

③ 地域生活支援拠点等の整備検討過程において会議体に参加しているメンバー

市町村（自立支援）協議会において検討していると回答した 803 市町村（特別区を含む）に対して会議体に参加しているメンバーを聞いたところ、「市町村職員」が 91.5%で最も多く、次いで「障害福祉サービス事業所」が 85.8%、「市町村障害者相談支援事業」が 80.9%の順であった。

一方、市町村（自立支援）協議会以外の会議体において検討していると回答した 190 市町村（特別区を含む）では、「市町村職員」が 83.2%で最も多く、次いで「市町村障害者相談支援事業」が 57.9%、「障害福祉サービス事業所」が 51.6%の順であった。

図表 6 地域生活支援拠点等の整備検討過程において会議体に参加しているメンバー



図表 7 整備検討過程において会議体に参画している「その他」のメンバー【自由回答】

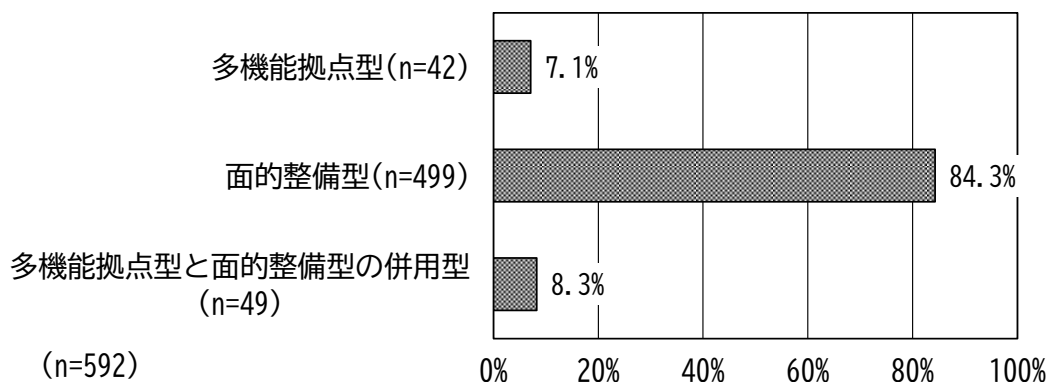
市町村（自立支援）協議会		市町村（自立支援）協議会以外の会議体	
・社会福祉協議会	・公共職業安定所	・社会福祉協議会	・大学教授
・保健所	・県職員	・学識経験者	・特別支援学校
・学識関係者	・民生委員	・保健所	・保健所職員
・特別支援学校	・教育関係者	・県職員	・市議会議員
・ハローワーク	・支援学校 等	・公共職業安定所	・訪問介護事業所 等

④ 地域生活支援拠点等の整備箇所数（整備類型別）

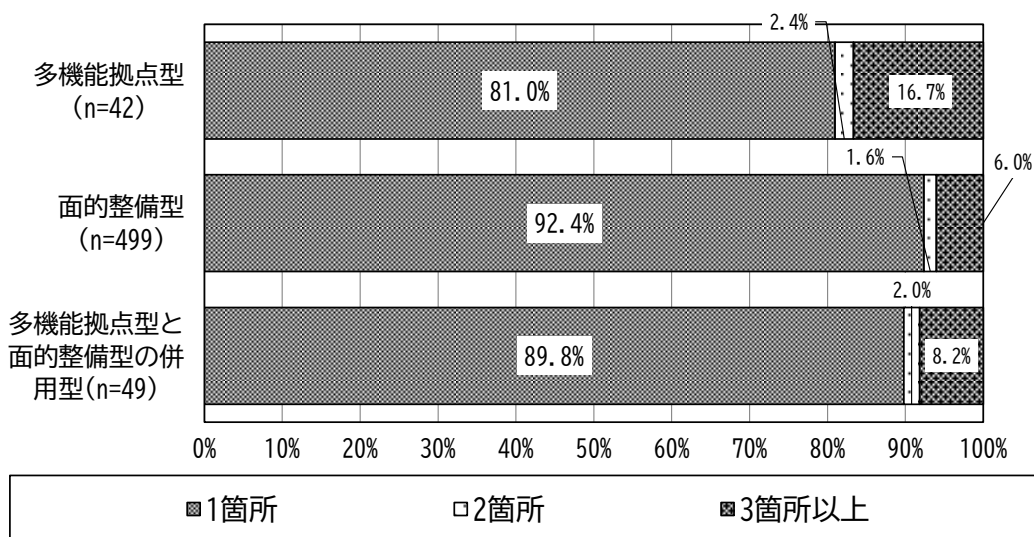
令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に整備類型を聞いたところ、「多機能拠点整備型」は7.1%、「面的整備型」は84.3%、「多機能拠点型と面的整備型の併用型」は8.3%を占めていた。

回答割合が最も大きかった「面的整備型」で整備している499市町村(特別区を含む)の整備箇所数の内訳は、「1箇所」が92.4%、「2箇所」が1.6%、「3箇所以上」が6.0%であった。「多機能拠点型」及び「多機能拠点型と面的整備型の併用型」における整備箇所数の構成割合は、面的整備型と同様の傾向が見られた。

図表 8 地域生活支援拠点等の整備類型



図表 9 地域生活支援拠点等の整備箇所数（整備類型別）

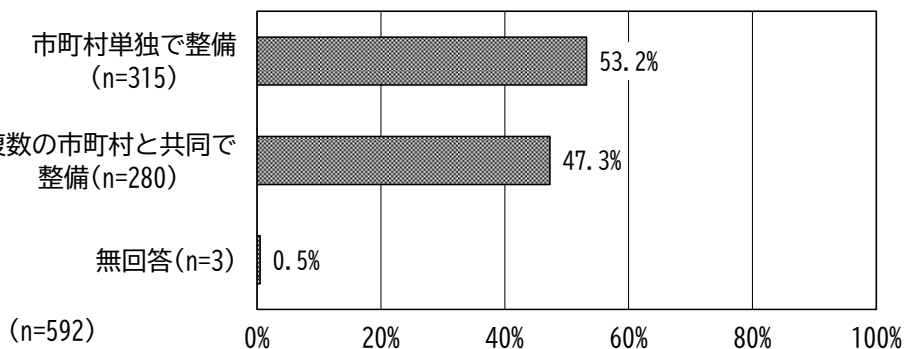


⑤ 地域生活支援拠点等の整備方法

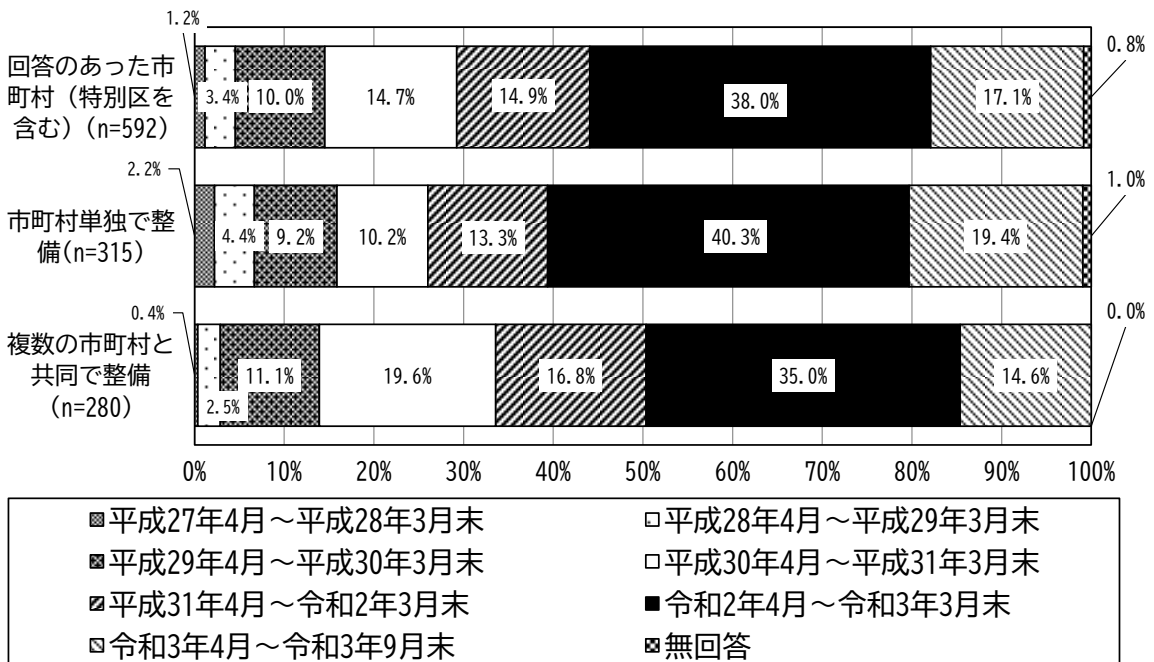
令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に整備方法を聞いたところ、「市町村単独で整備」は53.2%、「複数の市町村と共同で整備」は47.3%を占めていた。

整備時期(複数整備している場合は初めて整備した時期)をみると、平成27年度以降の整備済みの市町村(特別区を含む)は増加傾向が見られ、「令和2年4月～令和3年3月末」が38.0%で最も多かった。整備方法別にみても同様の傾向がみられるも、「令和2年4月～令和3年3月末」の回答割合は「市町村単独で整備」が「複数の市町村と単独で整備」よりも5.3pt上回っていた。

図表 10 地域生活支援拠点等の整備方法【複数回答】



図表 11 地域生活支援拠点等の整備方法(整備時期別)

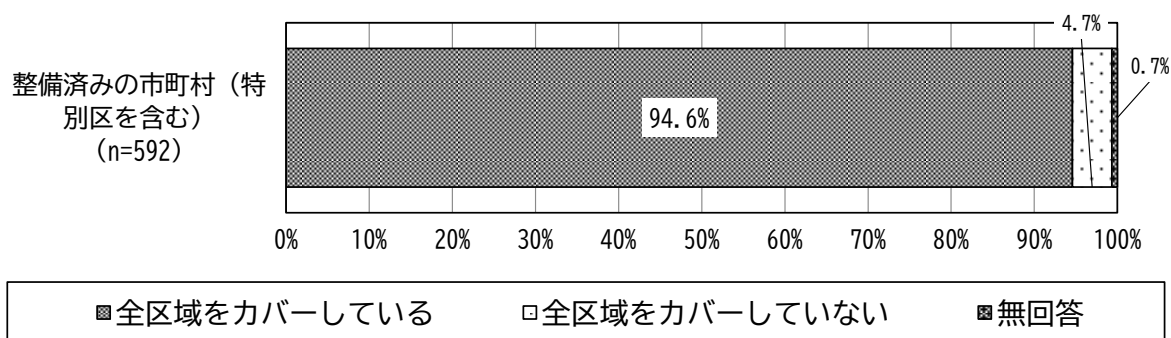


⑥ 地域生活支援拠点等の自治体又は圏域のカバー状況

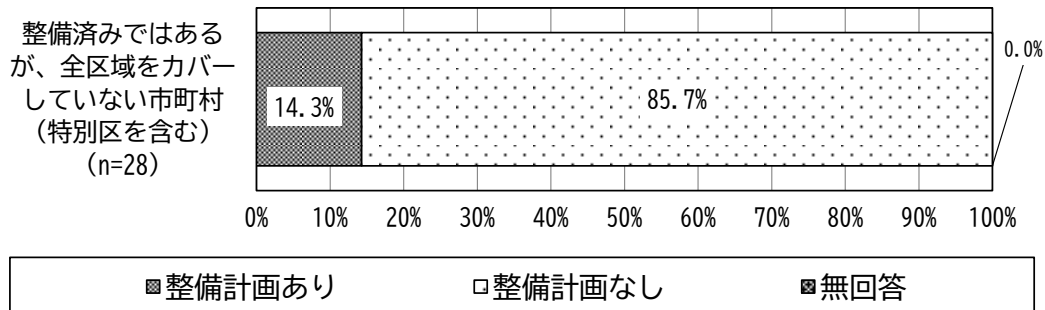
令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等の整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に自治体又は圏域のカバー状況を聞いたところ、「全区域をカバーしている」は94.6%を占めていた。

一方、「全区域をカバーしていない」と回答した28市町村(特別区を含む)に全区域をカバーするための整備計画の有無を聞いたところ、「整備計画あり」は14.3%(4自治体)であった。

図表 12 地域生活支援拠点等の自治体又は圏域のカバー状況



図表 13 全区域をカバーするための整備計画の有無

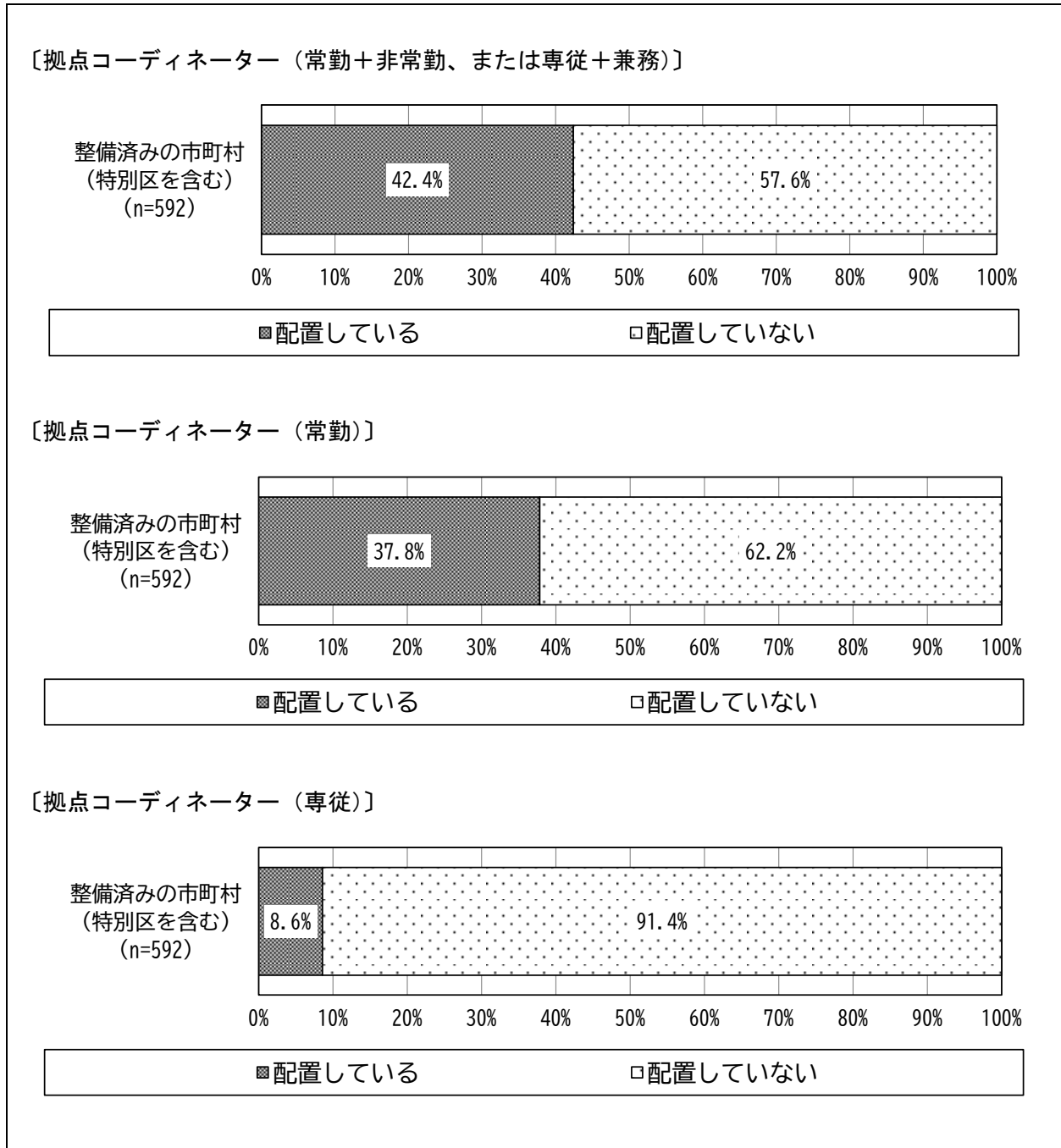


⑦ 整備済み市町村（特別区を含む）における拠点コーディネーターの配置状況

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に拠点コーディネーターの配置状況を聞いたところ、「配置している」が42.4%を占めていた。

常勤または専従のコーディネーターを配置している市町村（特別区を含む）の割合は、「常勤」が37.8%、「専従」が8.6%であった。

図表 14 整備済み市町村（特別区を含む）における拠点コーディネーターの配置の有無

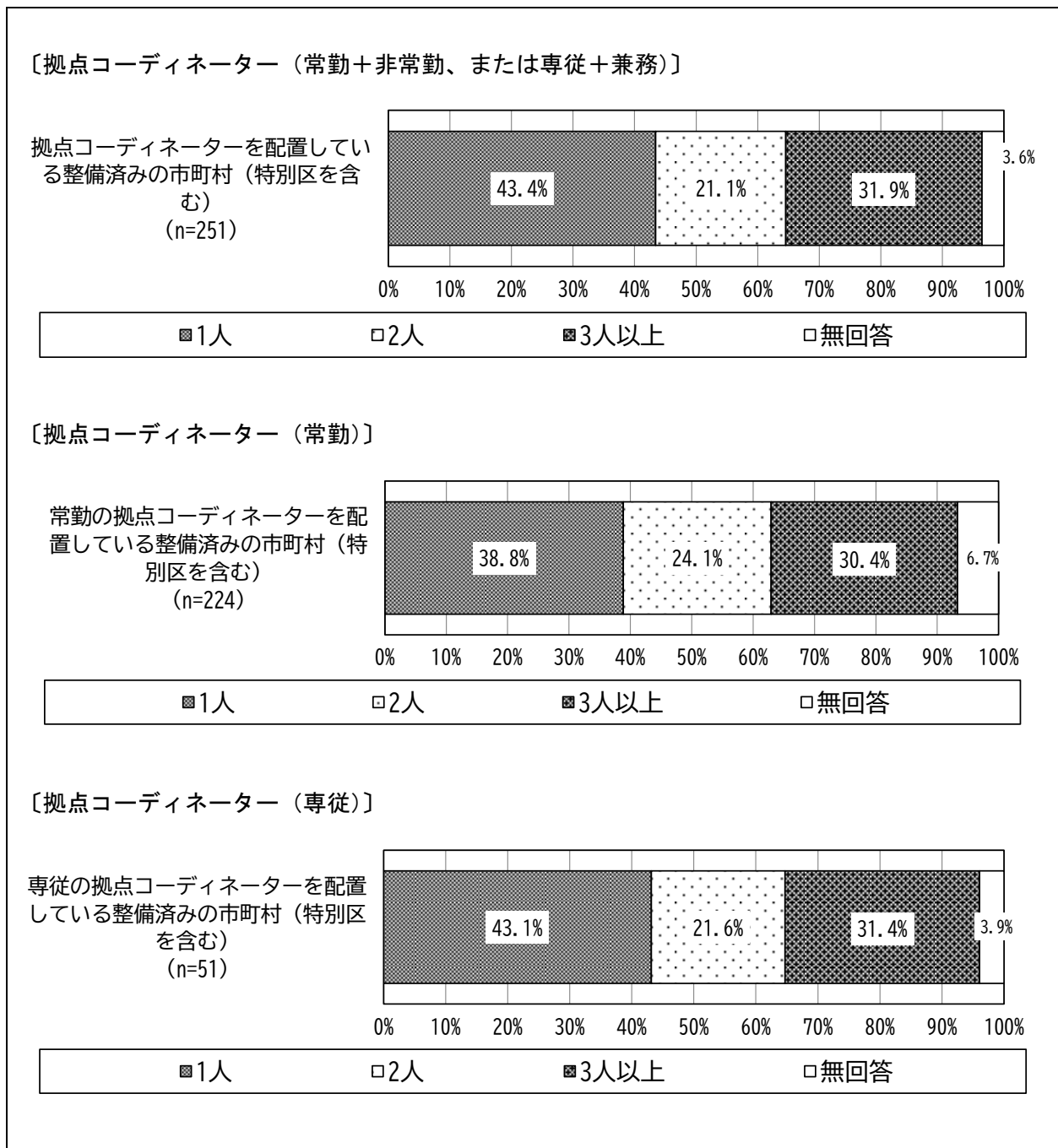




拠点コーディネーターを配置していると回答した整備済みの251市町村（特別区を含む）の構成割合を拠点コーディネーターの配置人数別にみると、「1人」が43.4%、「2人」が21.1%、「3人以上」が31.9%であった。

常勤のコーディネーターの配置している224市町村（特別区を含む）の配置人数別の構成割合は、「1人」が38.8%、「2人」が24.1%、「3人以上」が30.4%であった。また、専従のコーディネーターの配置している51市町村（特別区を含む）の配置人数別の構成割合は、「1人」が43.1%、「2人」が21.6%、「3人以上」が31.4%であった。

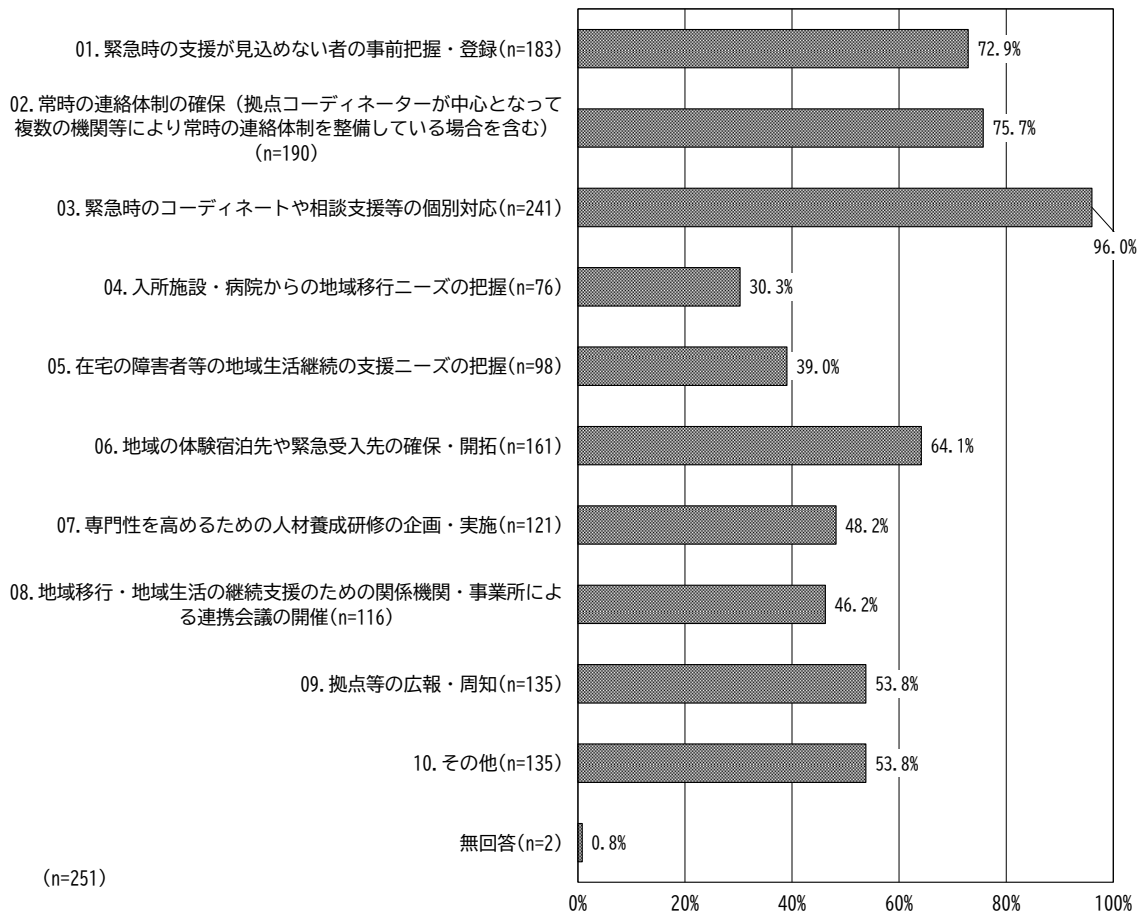
図表 15 整備済み市町村（特別区を含む）における拠点コーディネーターの配置人数



⑧ 整備済み市町村（特別区を含む）の拠点コーディネーターが担っている業務内容

拠点コーディネーターを配置している整備済みの251市町村（特別区を含む）に対して拠点コーディネーターが担っている業務内容を聞いたところ、【要支援者の事前把握及び体制】【相談機能】【緊急時の受け入れ・対応】【体験の機会・場】に関する項目（A群：01, 02, 03, 06）が高い割合（64.1%～96.0%）を占めていた。一方、【地域移行のニーズ】【専門的人材の確保・養成】【地域の体制づくり】に関する項目（B群：04, 05, 07, 08）はA群よりも低い割合（30.3%～48.2%）を占めていた。

図表 16 整備済み市町村（特別区を含む）の拠点コーディネーターが担っている業務内容  
【複数回答】



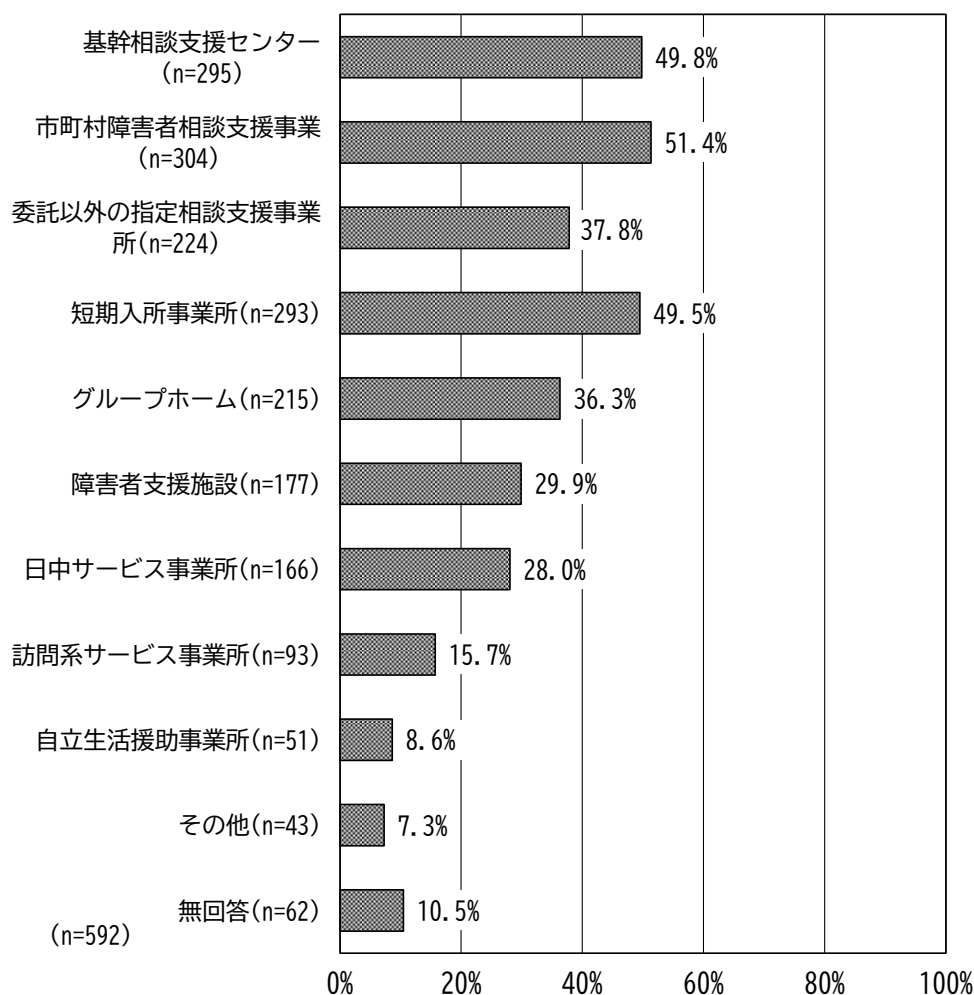
図表 17 整備済み市町村（特別区を含む）の拠点コーディネーターが担っている業務内容  
【「その他」の自由回答】

- ・圏域内のグループホーム、短期入所施設の空き情報の把握・提供
- ・地域生活支援拠点等事業メニュー検討のための会議の開催
- ・民間特定相談支援事業所への支援
- ・親亡き後や緊急対応を想定したサービス等利用計画の作成支援
- ・拠点の登録
- ・困難事例に対するコーディネートや指導の実施
- ・必要な情報収集や関係機関への情報提供及び助言 等

⑨ 地域生活支援拠点等として位置付けている機関

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等として位置付けている機関を聞いたところ、「基幹相談支援センター」「市町村障害者相談支援事業」「短期入所事業所」が49.5%~51.4%で高い割合を占めており、次いで「委託以外の指定相談支援事業所」「グループホーム」「障害者支援施設」「日中サービス事業所」が28.0%~37.8%と続き、「訪問系サービス事業所」「自立生活援助事業所」「その他」が7.3%~15.7%の順であった。

図表 18 地域生活支援拠点等として位置付けている機関【複数回答】



図表 19 地域生活支援拠点等として位置付けている機関【「その他」の自由回答】

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ・地域活動支援センター   | ・サービスステーション   |
| ・社会福祉協議会      | ・医療機関         |
| ・地域移行支援事業所    | ・一般相談事業所      |
| ・地域定着支援事業所    | ・児童発達支援事業所    |
| ・NPO法人所有のアパート | ・障がい者虐待相談窓口 等 |

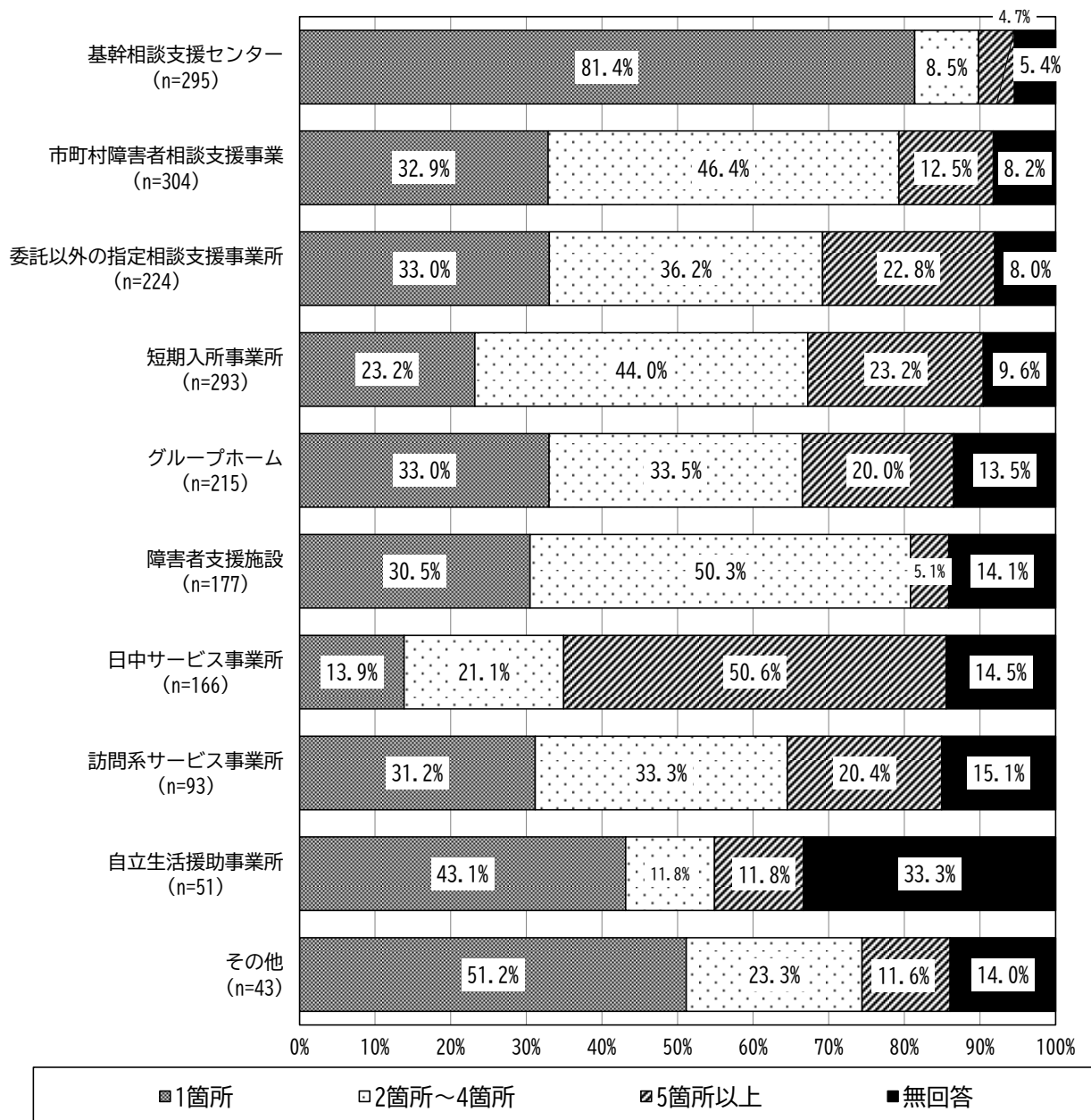
〔当該機関の箇所数別の状況〕

1箇所のみ位置付けている機関は、「基幹相談支援センター」が81.4%で最も多く、次いで「その他」が51.2%、「自立生活援助事業所」が43.1%の順であった。

2～4箇所を位置付けている機関は、「障害者支援施設」が50.3%で最も多く、次いで「市町村障害者相談支援事業」が46.4%、「短期入所事業所」が44.0%の順であった。

5箇所以上を位置付けている機関は、「日中サービス事業所」が50.6%で最も多く、次いで「短期入所事業所」が23.2%、「委託以外の指定相談支援事業所」が22.8%の順であった。

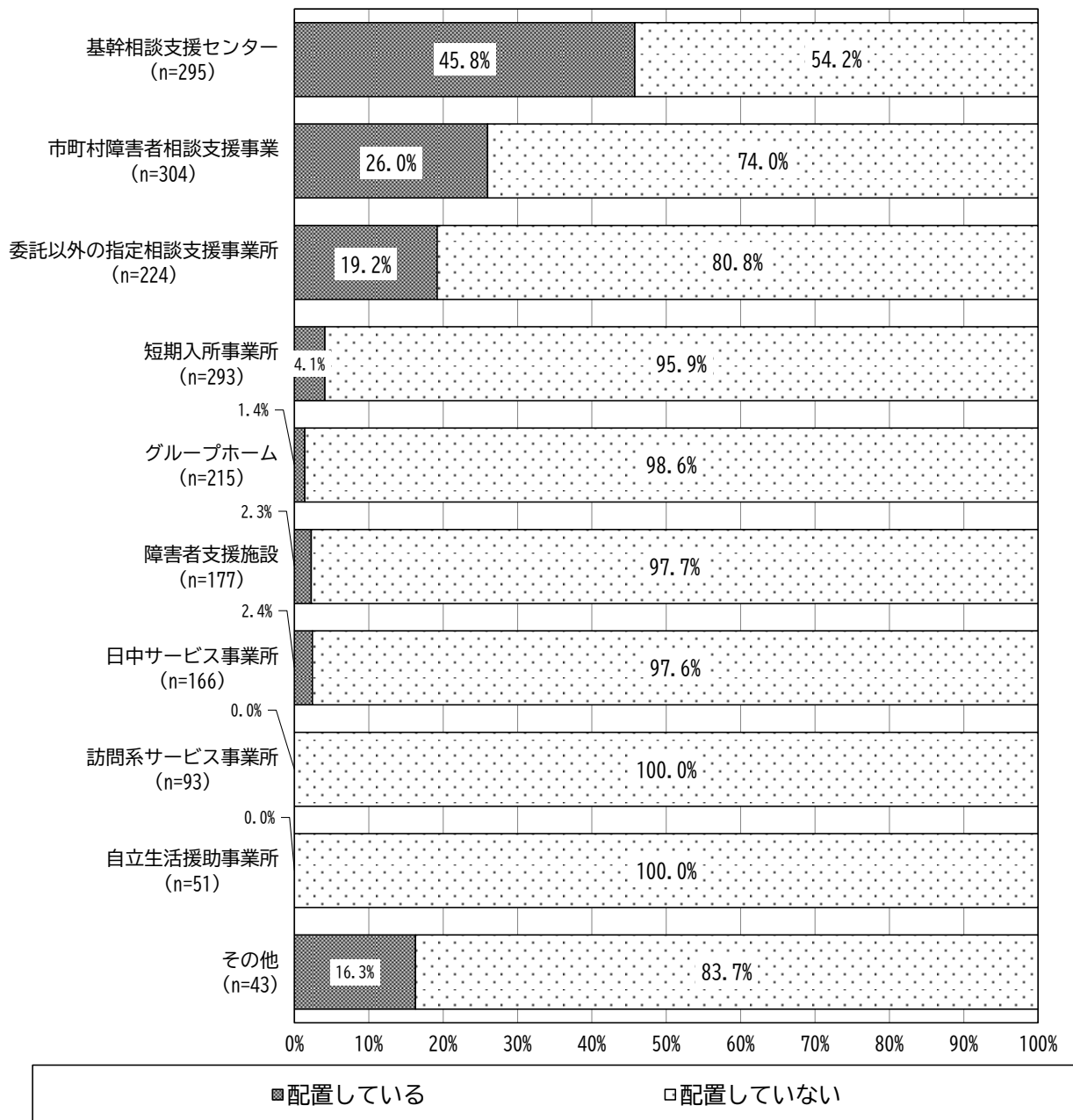
図表 20 地域生活支援拠点等として位置付けている機関の箇所数関



〔拠点コーディネーターの配置状況〕

拠点コーディネーターを配置している市町村（特別区を含む）の割合を地域生活支援拠点等として位置付けている機関ごとにみると、「基幹相談支援センター」が45.8%で最も多く、次いで「市町村障害者相談支援事業」が26.0%、「委託以外の指定相談支援事業所」が19.2%と続き、「短期入所事業所」「グループホーム」「障害者支援施設」「日中サービス事業所」「訪問系サービス事業所」「自立生活援助事業所」が4.1%以下であった。

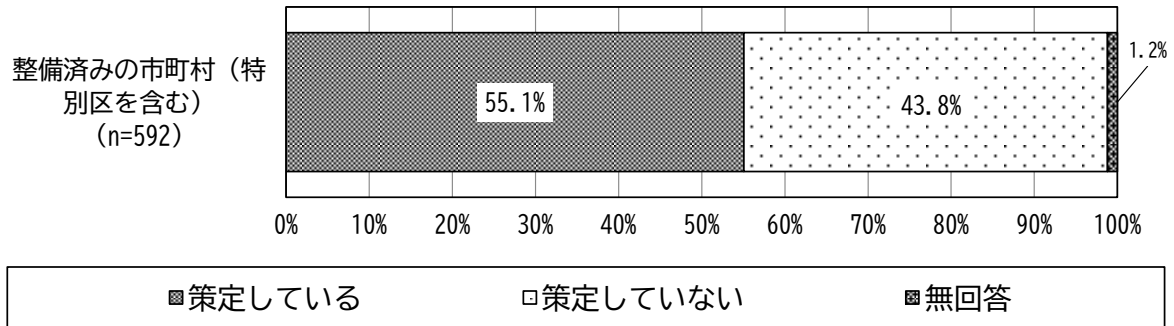
図表 21 拠点コーディネーターの配置状況



⑩ 地域生活支援拠点等の設置要綱の策定状況

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等の設置要綱の策定状況を聞いたところ、市町村(特別区を含む)全体では「策定している」が55.1%を占めていた。

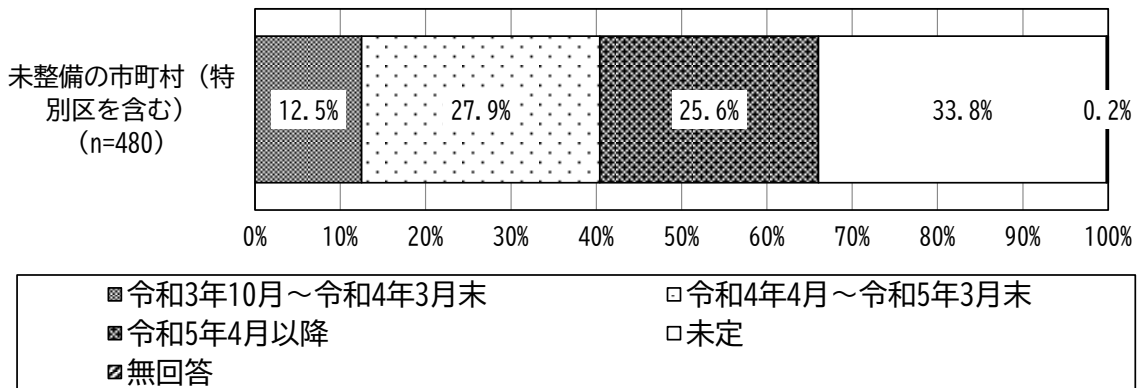
図表 22 地域生活支援拠点等の設置要綱の策定状況



⑪ 未整備の市町村(特別区を含む)の状況

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が未整備の480市町村(特別区を含む)に対して今後の整備予定時期を聞いたところ、「令和3年10月～令和4年3月末」が12.5%、「令和4年4月～令和5年3月末」が27.9%、「令和5年4月以降」が25.6%、「未定」が33.8%であった。

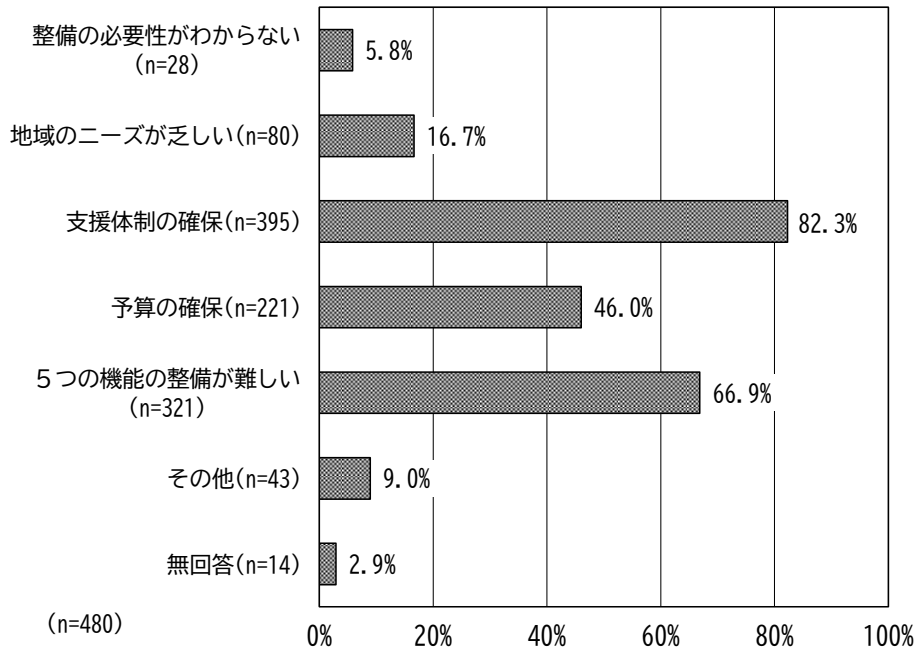
図表 23 未整備の市町村(特別区を含む)における今後の整備予定時期



〔整備を進めることが難しい理由〕

次いで、整備を進めることが難しい理由を聞いたところ、「支援体制の確保」が82.3%で最も多く、次いで「5つの機能の整備が難しい」(66.9%)、「予算の確保」(46.0%)と続き、「地域のニーズが乏しい」(16.7%)、「その他」(9.0%)、「整備の必要性がわからない」(5.8%)の順であった。

図表 24 未整備の市町村（特別区を含む）が整備を進めることが難しい理由【複数回答】



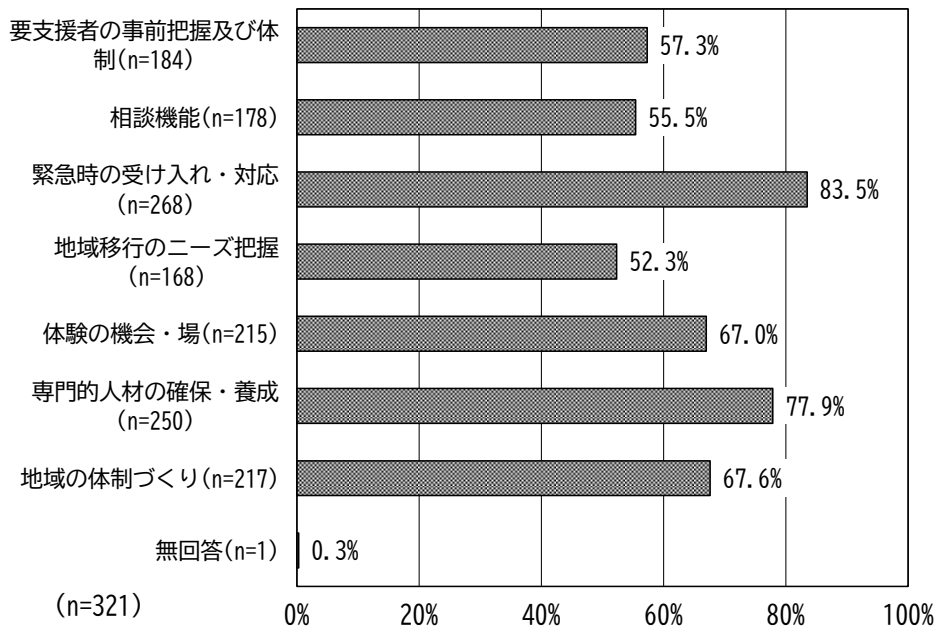
図表 25 未整備の市町村（特別区を含む）が整備を進めることが難しい理由【「その他」の自由回答】

- ・ 広域での整備の予定であるが、コロナの影響で協議の機会が確保できない。
- ・ 小さな自治体には単独での設置が難しく、近隣町村との協議が必要となるが、協議時間の確保が困難
- ・ 地域住民との合意形成がなされず訴訟となっており中断してしまっていたため
- ・ 町単独での整備が難しい
- ・ 機能の担い手が不足している
- ・ 関係機関との協議調整に時間を要しているほか、社会資源が不足していること
- ・ 委託先事業所の体制が不十分
- ・ 体制を整備するにノウハウが不足している
- ・ 近隣町村との広域整備になると思われるがどのように役割分担するかが明確になっていない
- ・ 検討準備に時間を要しているため 等

〔整備が困難な機能〕

さらに、「5つの機能の整備が難しい」と回答した321市町村（特別区を含む）に対して整備が困難な機能を聞いたところ、「緊急時の受け入れ・対応」が83.5%で最も多く、次いで「専門的人材の確保・養成」(77.9%)、「地域の体制づくり」(67.6%)、「体験の機会・場」(67.0%)と続き、「要支援者の事前把握及び体制」(57.3%)、「相談機能」(55.5%)、「地域移行のニーズ把握」(52.3%)の順であった。

図表 26 整備が困難な機能（「5つの機能の整備が難しい」と回答した市町村（特別区を含む））  
【複数回答】



区分Ⅰ： 地域生活における安心の確保に関係する機能	(a) 【要支援者の事前把握及び体制】 緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的な要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有	(b) 【相談機能】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時を含む相談体制の確保
		(c) 【緊急時の受け入れ・対応】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時の受け入れ先の確保
区分Ⅱ： 地域生活への移行・継続の支援に関係する機能	(d) 【地域移行のニーズ把握】 障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握	(e) 【体験の機会・場】 把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施
区分Ⅲ： 地域の支援体制に関係する機能	(f) 【専門的人材の確保・養成】 専門性の確保に向けた取組の実施	
	(g) 【地域の体制づくり】 把握した障害者・障害児の地域生活のニーズを踏まえた地域の体制づくりの実施	

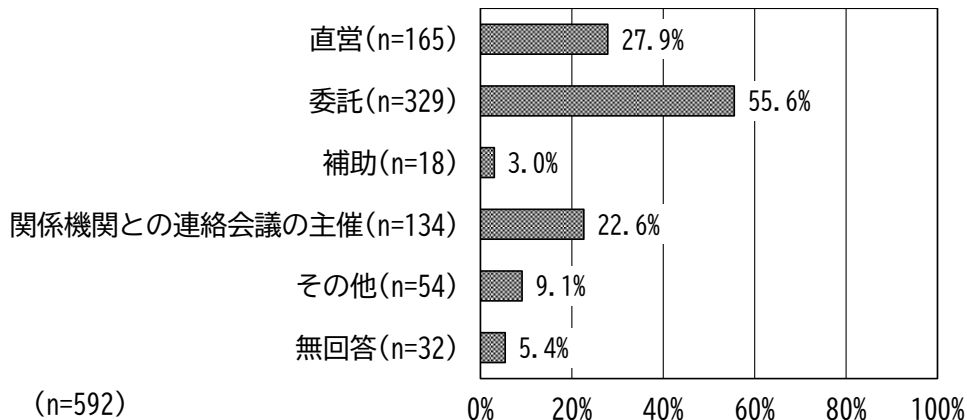


## (2) 地域生活支援拠点等の運営状況

### ① 地域生活支援拠点等の運営に対する市町村（特別区を含む）の関与の状況

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みの592市町村（特別区を含む）に対して地域生活支援拠点等の運営に対する市町村（特別区を含む）の関与の状況を聞いたところ、「委託」が55.6%で最も多く、次いで「直営」(27.9%)、「関係機関との連絡会議の主催」(22.6%)と続き、「その他」(9.1%)、「補助」(3.0%)の順であった。

図表 27 地域生活支援拠点等の運営に対する市町村（特別区を含む）の関与の状況【複数回答】



図表 28 地域生活支援拠点等の運営に対する市町村（特別区を含む）の関与の状況

#### 【「その他」の自由回答】

- ・圏域の広域連合障害者相談支援センターに機能強化コーディネーター1名を配置
- ・5町にて共同運営
- ・実施要綱を策定してから、緊急時対応を委託予定
- ・事業所と連携し実施し介護給付費として支給する範囲で支給
- ・障がい福祉サービス等に係る費用負担
- ・体験の機会・場については、利用実績に応じて個別給付で対応
- ・運営会議への参加
- ・自立支援協議会と連携し、関係機関との連絡会議を開催する予定
- ・障害者自立支援協議会での検証・検討を実施
- ・運営に直接関与せず、自立支援協議会にて整備状況の把握は行っている 等

〔地域生活支援拠点等の運営に係る年間負担額〕

直営で特段の予算措置が無い場合、又は、地域生活支援拠点等の運営に係る経費以外の経費との切り分けが困難な場合のいずれにも該当しない市町村（特別区を含む）における地域生活支援拠点等の運営に係る年間負担額は以下のとおりであった。

回答のあった市町村（特別区を含む）全体では、「委託」が16984.3千円で最も多く、次いで「補助」が7982.6千円、「直営」が平均5555.4千円の順であった。

回答のあった市町村（特別区を含む）全体に占める拠点コーディネーターの費用をみると、「補助」が7737.2千円で最も多く、次いで「委託」が6721.4千円、「直営」が平均3278.3千円、の順であった。

図表 29 地域生活支援拠点等の運営に係る年間負担額（千円）

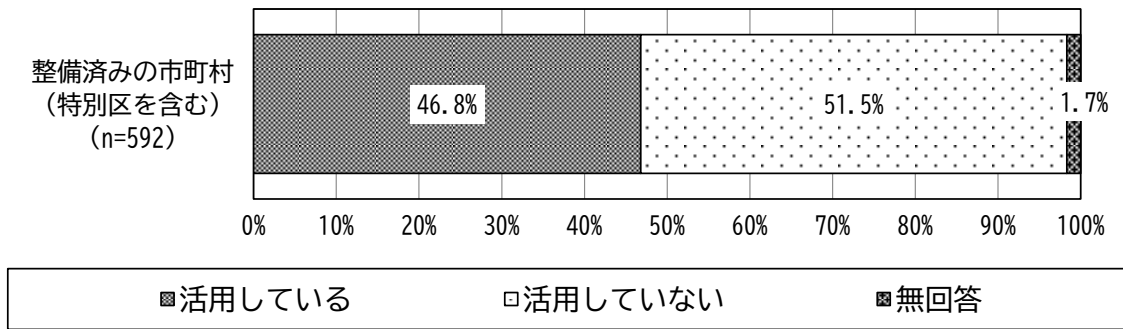
区分		n数	平均値	標準偏差	中央値
直営	全体	19	5555.4	8130.8	3107.0
	(うち)拠点コーディネーターの費用	19	3278.3	5905.5	0.0
委託	全体	115	16984.3	84254.7	3700.0
	(うち)拠点コーディネーターの費用	115	6721.4	16655.4	1933.0
補助	全体	5	7982.6	10014.5	1927.0
	(うち)拠点コーディネーターの費用	5	7737.2	9781.2	1972.0

※「全体」と「(うち)拠点コーディネーターの費用」がともに有効回答の市町村を集計対象とした。

② 地域生活支援拠点等の運営における地域生活支援拠点等補助金の活用状況

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等の運営における地域生活支援拠点等補助金の活用状況を聞いたところ、「活用している」が46.8%を占めていた。

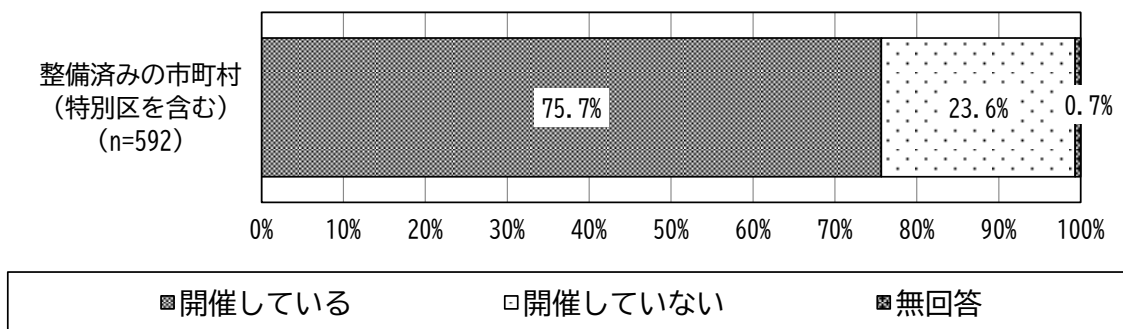
図表 30 地域生活支援拠点等の運営における地域生活支援拠点等補助金の活用状況



③ 地域生活支援拠点等の運営における会議体の開催（主催）状況

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等の運営における会議体の開催（主催）状況を聞いたところ、「開催している」が75.7%を占めていた。

図表 31 地域生活支援拠点等の運営における会議体の開催（主催）の有無

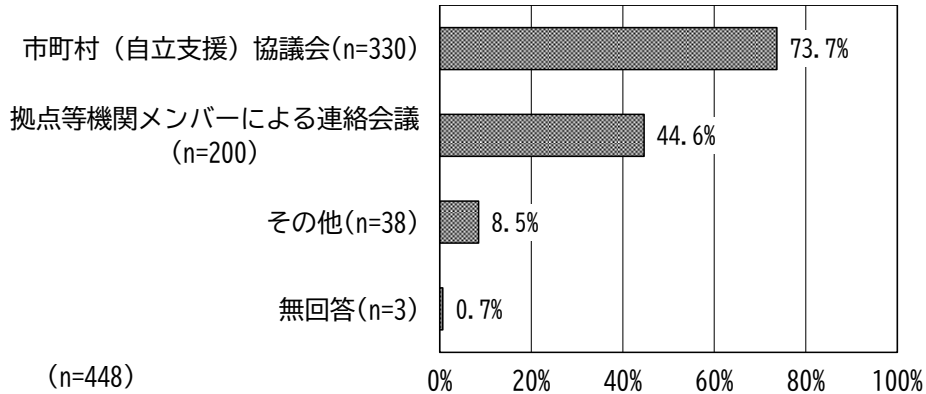


〔会議体の種類と開催頻度〕

地域生活支援拠点等の運営において会議体を開催している整備済みの 448 市町村（特別区を含む）に対して開催している会議体の種類を聞いたところ、「市町村（自立支援）協議会」が 73.7% で最も多く、次いで「拠点等機関メンバーによる連絡会議」が 44.6% の順であった。

これらの会議体の開催頻度（回／年）をみると、市町村（自立支援）協議会及び拠点等機関メンバーによる連絡会議では「2～3 回」、その他が「4 回以上」がそれぞれ最も多かった。

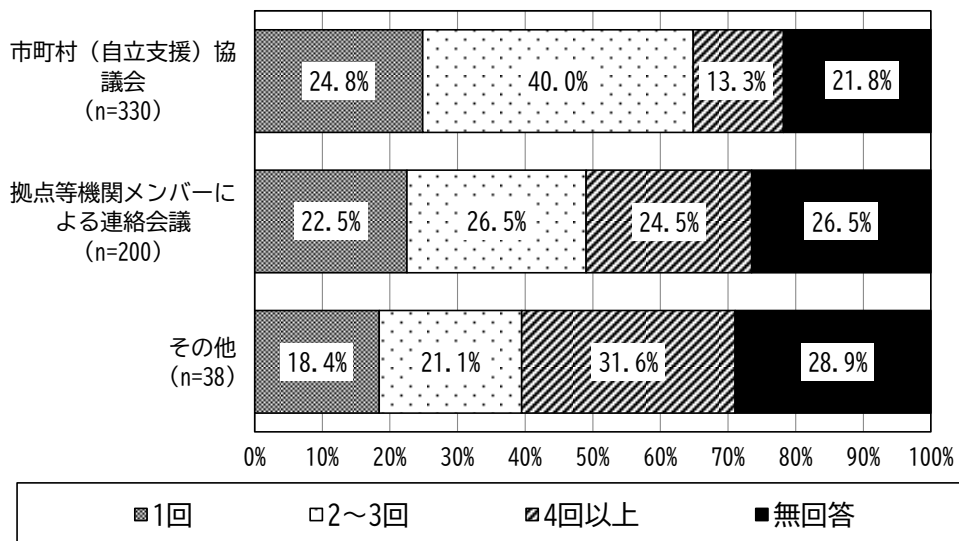
図表 32 地域生活支援拠点等の運営における会議体の種類【複数回答】



図表 33 地域生活支援拠点等の運営における会議体の名称【「その他」の自由回答】

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| ・ 障害者自立支援協議会    | ・ 委託市町拠点連絡会議         |
| ・ 拠点プロジェクト会議    | ・ 行政と基幹相談支援センターの月次会議 |
| ・ 自立支援協議会内の部会   | ・ 市町村担当者との定例会議       |
| ・ 障がい者支援協議会専門部会 | ・ 自立支援協議会ケアマネジメント部会  |
| ・ 障害保健福祉圏域会議    | ・ 相談員連絡会議 等          |

図表 34 地域生活支援拠点等の運営における会議体の開催頻度（回／年）

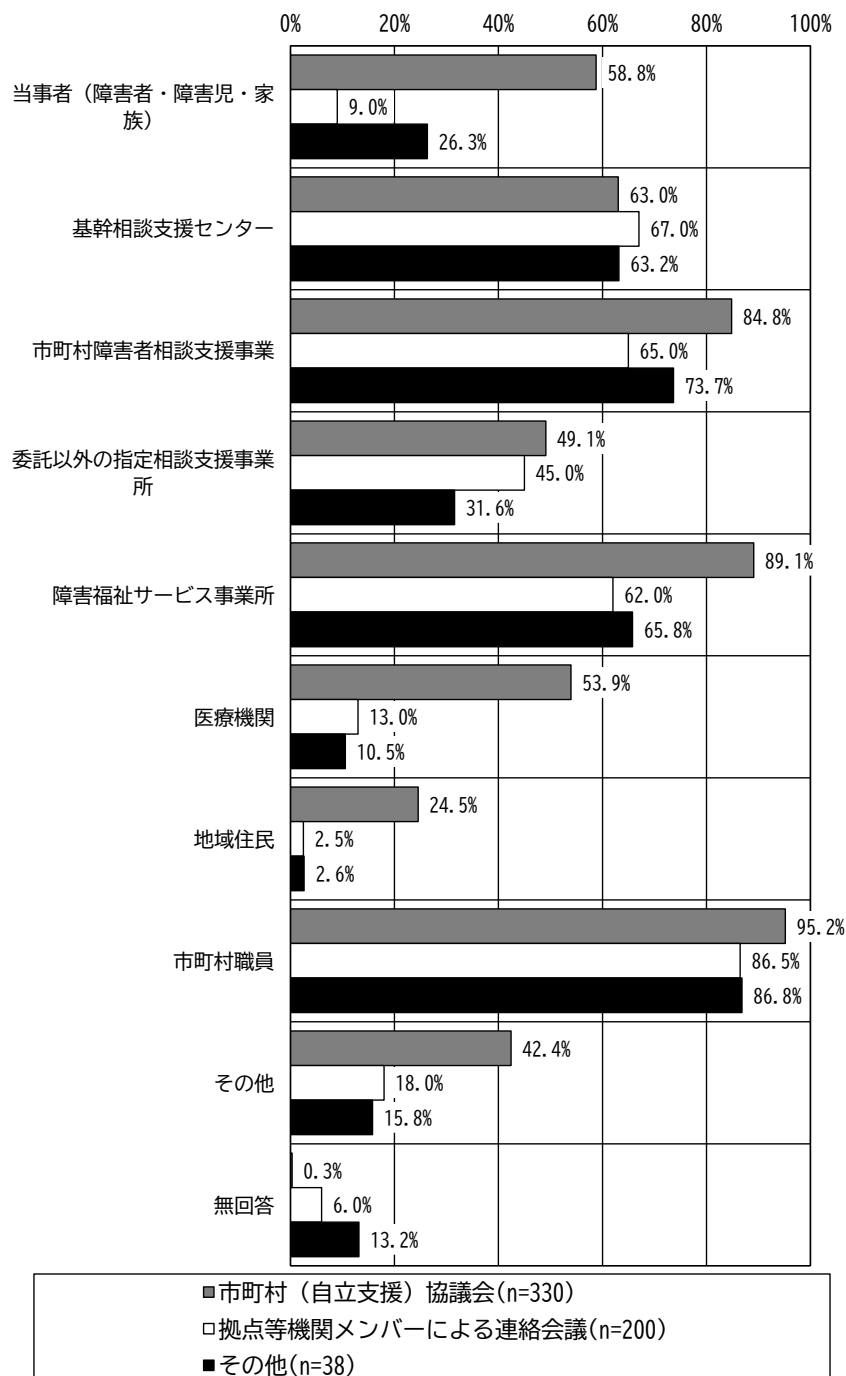


〔会議体に参加しているメンバー〕

地域生活支援拠点等の運営において市町村（自立支援）協議会を開催している 330 市町村（特別区を含む）に対して同会議体に参加しているメンバーを聞いたところ、「市町村職員」が 95.2%で最も多く、次いで「障害福祉サービス事業所」が 89.1%、「市町村障害者相談支援事業」が 84.8%の順であった。

一方、拠点等機関メンバーによる連絡会議を開催している 200 市町村（特別区を含む）に対して同会議体に参加しているメンバーを聞いたところ、「市町村職員」が 86.5%で最も多く、次いで「基幹相談支援センター」が 67.0%、「市町村障害者相談支援事業」が 65.0%の順であった。

図表 35 地域生活支援拠点等の運営会議に参加しているメンバー



図表 36 地域生活支援拠点等の運営会議に参加しているメンバー【「その他」の自由回答】

市町村(自立支援)協議会	拠点等機関メンバーによる 連絡会議	その他の会議体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会</li> <li>・ 保健師関連</li> <li>・ 学識関係者</li> <li>・ 特別支援学校関連</li> <li>・ 教育関係</li> <li>・ ハローワーク</li> <li>・ 公共職業安定所</li> <li>・ 障害者就業・生活支援センター</li> <li>・ 県職員</li> <li>・ 民生委員 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所</li> <li>・ 各専門部会長</li> <li>・ 広域連合</li> <li>・ 特別支援学校</li> <li>・ 保健福祉事務所</li> <li>・ 社会福祉協議会</li> <li>・ 訪問介護事業所</li> <li>・ 発達障がい者支援センター</li> <li>・ 有識者</li> <li>・ 学識経験者 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県職員</li> <li>・ 社会福祉協議会</li> <li>・ 学識経験者</li> <li>・ 特別支援学校</li> <li>・ ボランティア連絡協議会</li> <li>・ 権利擁護に関する学識経験者</li> <li>・ 公共職業安定所</li> <li>・ 市議会議員</li> <li>・ 障害者就業・生活支援センター</li> <li>・ 地域包括支援センター 等</li> </ul>

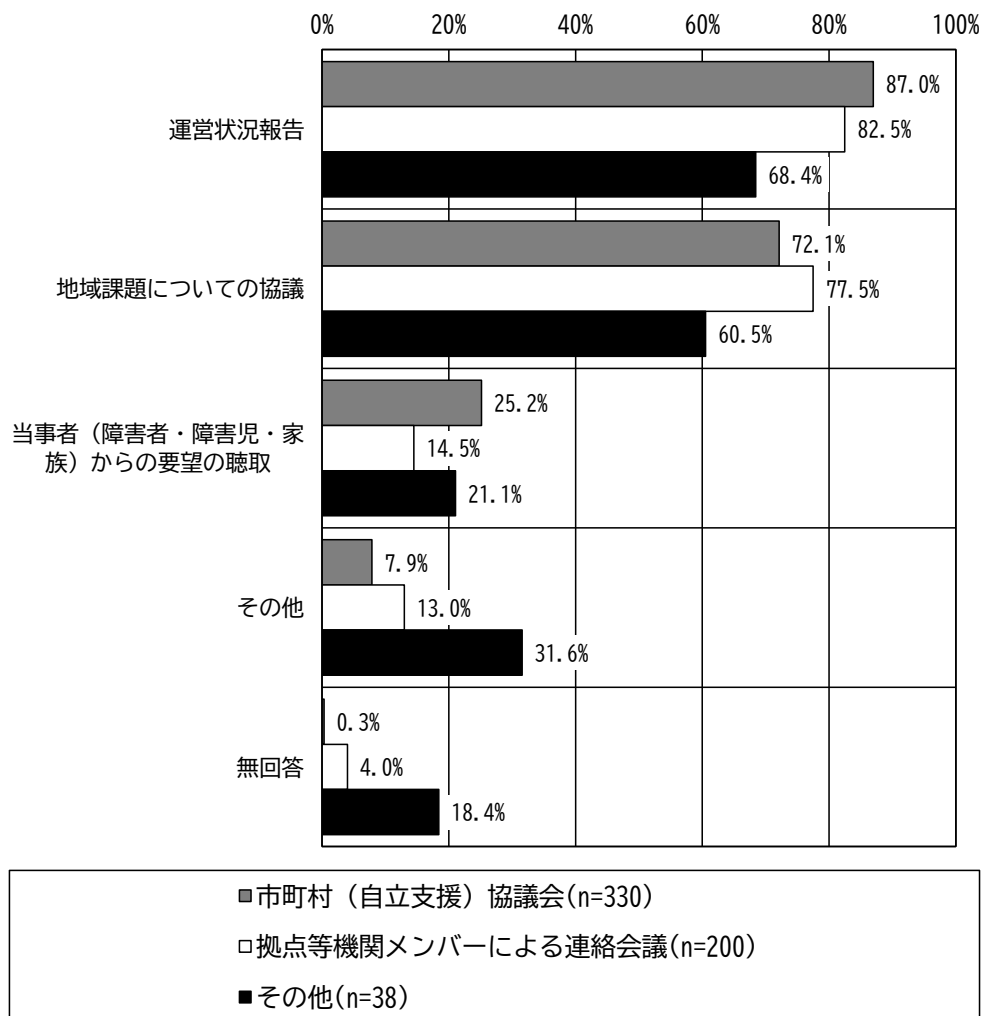
〔会議体における主な議題〕

地域生活支援拠点等の運営において市町村（自立支援）協議会を開催している 330 市町村（特別区を含む）に対して同会議体での主な議題を聞いたところ、「運営状況報告」が 87.0%で最も多かった。

拠点等機関メンバーによる連絡会議を開催している 200 市町村（特別区を含む）に対して同会議体に参加しているメンバーに対して同会議体での主な議題を聞いたところ、「運営状況報告」が 82.5%で最も多かった。

一方、「当事者（障害者・障害児・家族）からの要望の聴取」の回答割合は、市町村（自立支援）協議会が 25.2%、拠点等機関メンバーによる連絡会議が 14.5%となっており、「運営状況報告」や「地域課題についての協議」と比べて低い水準となっている。

図表 37 地域生活支援拠点等の運営会議における主な議題【複数回答】



図表 38 地域生活支援拠点等の運営会議における「その他」の主な議題【自由回答】

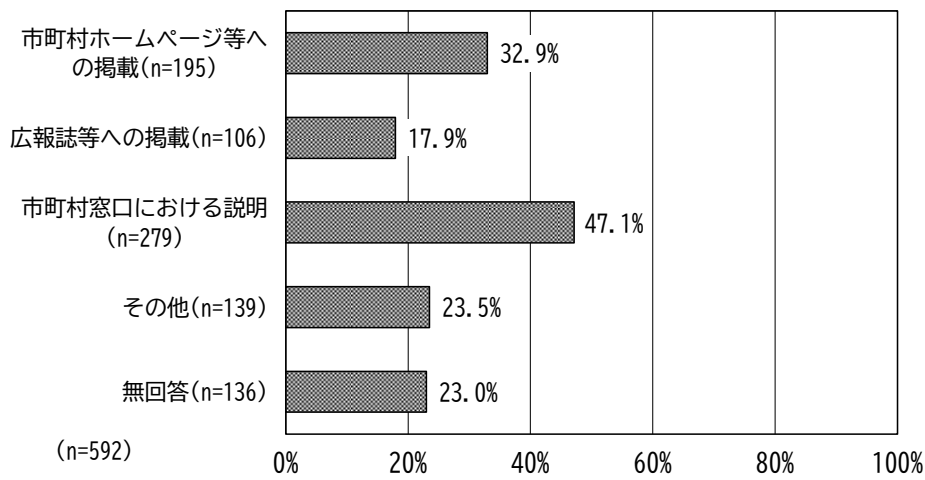
市町村(自立支援)協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の受け入れについて、専門的人材の育成、確保について</li> <li>・ 市町村間の虐待対応の統一化・児童発達支援センターの設立</li> <li>・ 拠点事業の開始に向け内容検討</li> <li>・ 会議・研修の報告、困難事例の検討</li> <li>・ 拠点等の整備について、緊急・体験の際に宿泊等を行う施設の利用について</li> <li>・ 個別給付化の検討・調整</li> <li>・ 整備に向けた協議</li> <li>・ 地域体制強化協働支援に関する協議等</li> <li>・ 評価と見直し</li> <li>・ 利用者の登録方法及び地域生活支援拠点等の運用方法に係る協議 等</li> </ul>
拠点等機関メンバーによる連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急一時入所の実績の共有、事例検証による振り返り等</li> <li>・ 会議・研修の報告</li> <li>・ 拠点の運用方法</li> <li>・ 拠点事業所間の連携強化</li> <li>・ 困難事例の検討</li> <li>・ 区民周知の方法</li> <li>・ 緊急時に備えた計画（緊急時支援計画）の作成に向けた調整等</li> <li>・ 個々のケース課題検討</li> <li>・ 事業対象者の検討</li> <li>・ 事例の共有 等</li> </ul>
その他の会議体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の機能強化に向けた議論</li> <li>・ 緊急時の対応についてなど拠点事業に関すること</li> <li>・ 拠点機能についての充実</li> <li>・ 拠点対象者の登録</li> <li>・ 拠点等の運用方法についての協議</li> <li>・ 緊急時の受け入れについて</li> <li>・ 地域生活支援拠点等の整備・強化・評価・改善等についての協議</li> <li>・ 利用条件についての分析と検討</li> <li>・ 専門的人材の育成・確保について</li> <li>・ ガイドライン等作成 等</li> </ul>



④ 地域生活支援拠点等の場所・役割について地域住民への周知・広報の実施状況

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等の場所・役割について地域住民への周知・広報の実施状況を聞いたところ、「市町村窓口における説明」が47.1%で最も多く、次いで「市町村ホームページ等への掲載」(32.9%)と続き、「その他」(23.5%)、「広報誌等への掲載」(17.9%)の順であった。

図表 39 地域生活支援拠点等の場所・役割について地域住民への周知・広報の実施状況【複数回答】



図表 40 地域生活支援拠点等の場所・役割について地域住民への周知・広報の実施状況【「その他」の自由回答】

- ・ 広域連合障害者相談支援センターのホームページによる周知、関係者へパンフレット配布
- ・ 管内町村の広報折込による活動、SNS等
- ・ 自立支援協議会ホームページに掲載、受給者証更新時にリーフレットの配布
- ・ 民生児童委員会において説明
- ・ 親の会等に説明を行っている
- ・ 各種会議等での事業説明、関係機関への訪問による周知
- ・ 拠点事業の利用が必要と判断した方へ個別に説明
- ・ リーフレットを活用したコーディネーターの訪問による説明
- ・ 関係機関の会議等での周知
- ・ 基幹相談支援センター窓口における説明 等

### (3) 地域生活支援拠点等が取り組む必要がある機能の状況（全体的事項）

---

#### ① 地域生活支援拠点等が取り組む必要がある機能の実施状況に対する自己評価

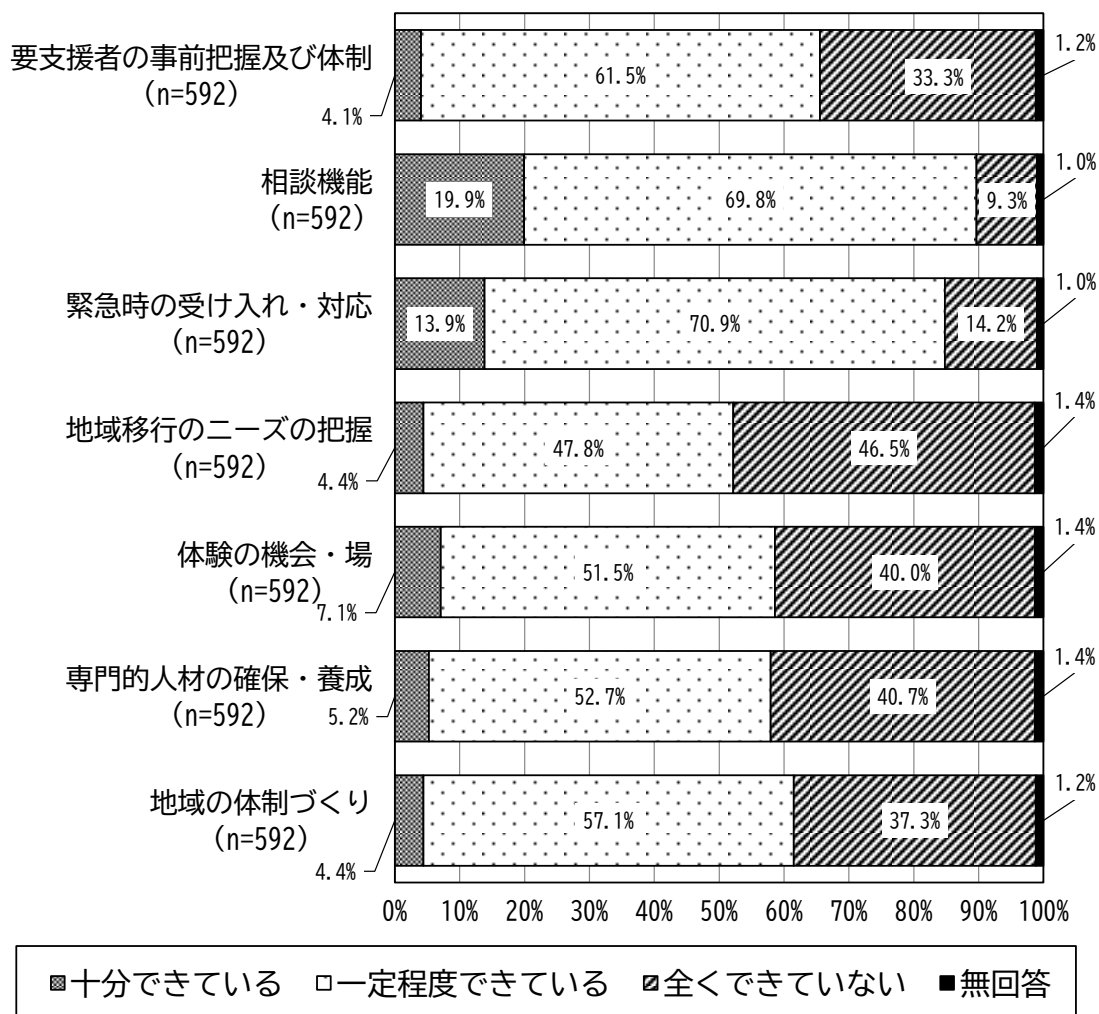
令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等が取り組む必要がある機能の実施状況に対する自己評価を聞いたところ、結果は次のとおりであった。

全体的な傾向としては、【要支援者の事前把握及び体制】【相談機能】【緊急時の受け入れ・対応】の3つの機能に関しては「十分できている」又は「一定程度できている」の回答割合は6割～9割弱(65.6%～89.7%)を占める一方で、【地域移行のニーズの把握】【体験の機会・場】【専門的人材の確保・養成】【体験の機会・場】の4つの機能に関しては「十分できている」又は「一定程度できている」の回答割合は5～6割(52.2%～61.5%)であった。

「十分できている」の回答割合が比較的高かった取組・機能は【相談機能】【緊急時の受け入れ・対応】であり、【相談機能】が19.9%、【緊急時の受け入れ・対応】が13.9%を占めていた。一方、残りの5つの機能については7.1%以下であった。

一方、「全くできていない」の回答割合が比較的高かった取組・機能は【地域移行のニーズの把握】【専門的人材の確保・養成】であり、【地域移行のニーズの把握】が46.5%で最も多く、次いで【専門的人材の確保・養成】が40.7%の順であった。

図表 41 地域生活支援拠点等が取り組む必要がある機能の実施状況に対する自己評価

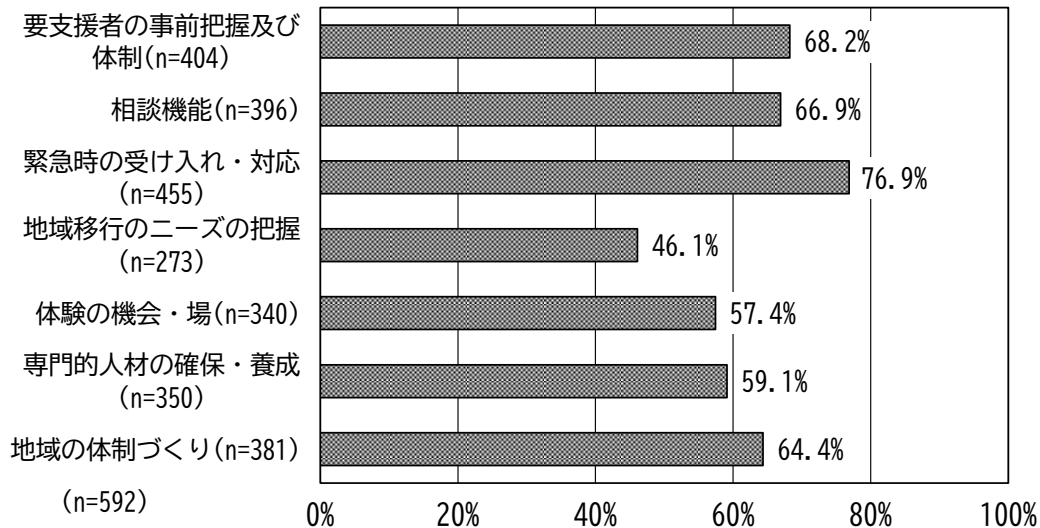


区分Ⅰ： 地域生活における安心の確保に係る機能	(a) 【要支援者の事前把握及び体制】 緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的な要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有	(b) 【相談機能】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時を含む相談体制の確保
		(c) 【緊急時の受け入れ・対応】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時の受け入れ先の確保
区分Ⅱ： 地域生活への移行・継続の支援に係る機能	(d) 【地域移行のニーズ把握】 障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握	(e) 【体験の機会・場】 把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施
区分Ⅲ： 地域の支援体制に係る機能	(f) 【専門的人材の確保・養成】 専門性の確保に向けた取組の実施	
	(g) 【地域の体制づくり】 把握した障害者・障害児の地域生活のニーズを踏まえた地域の体制づくりの実施	

## ② 今後強化・充実を図る予定の機能

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して今後強化・充実を図る予定の取組・機能を聞いたところ、「緊急時の受け入れ・対応」が76.9%で最も多く、次いで「要支援者の事前把握及び体制」(68.2%)、「相談機能」(66.9%)の順であった。

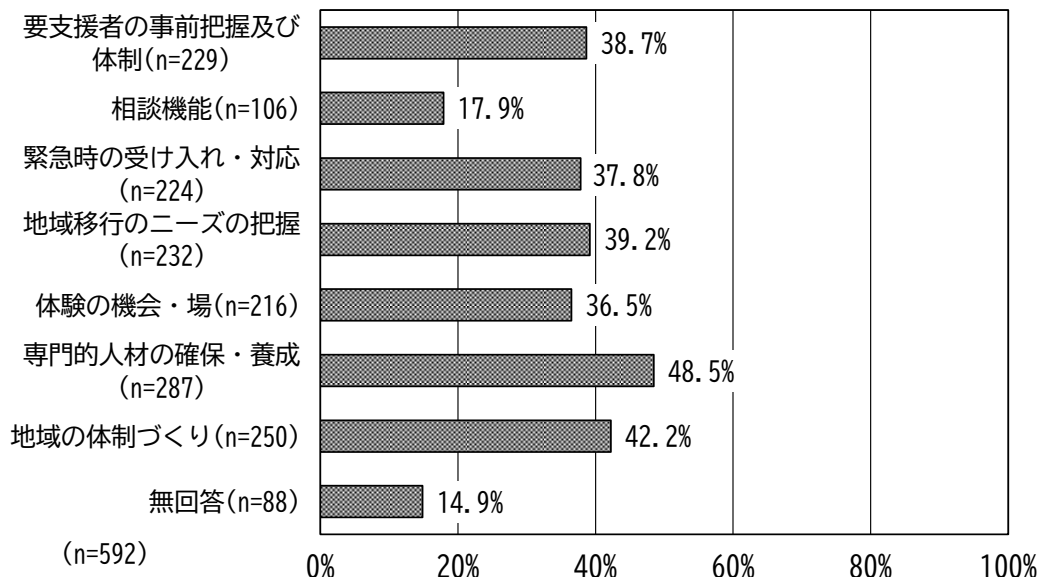
図表 42 今後強化・充実を図る予定の機能【複数回答】



## ③ 地域生活支援拠点等が取り組む必要がある機能のうち備えるのが困難な機能

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等が取り組む必要がある機能のうち実施が困難なものを聞いたところ、「専門的人材の確保・養成」が48.5%で最も多く、次いで「地域の体制づくり」が42.2%の順であった。

図表 43 地域生活支援拠点等が取り組む必要がある機能のうち実施が困難なもの【複数回答】



図表 44 地域生活支援拠点等が取り組む必要がある機能のうち実施が困難な理由【自由回答】

- ・地域の各事業所の問題意識や地域の課題認識の格差があるため、面的な整備について困難である。
- ・拠点等において、障害者の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握については、個別のケースの持つ課題を「地域の課題」として理解し、協議に繋げていくプロセスが未確立なため。
- ・拠点等において、把握した障害者・障害児の地域生活のニーズを踏まえた地域の体制づくりの実施【地域の体制づくり】については、サービス種別ごとに提供する事業所の数や定員にばらつきがあり、多様なニーズを地域の中ですべて支えることは難しいため。
- ・専門的人材の養成に係る研修等の具体的なテーマ、対象事業者、講師選定等のイメージがしづらい。
- ・障害特性によるマッチングが必要なため、受け入れ先の確保は確実性が無く、体制を確立できない。
- ・福祉人材が不足しているため、夜間等の体制を確保することが困難
- ・小規模な相談支援事業所の24時間の連絡体制の確保が困難であり、圏域全体の相談支援体制を整備することが課題である。新型コロナウイルス感染症予防に係る対策や緊急時に対応する人材の養成、居室の確保などの課題がある。
- ・緊急時の体制について、現状は市町村職員や基幹センター職員のみでショートステイをつなげている実態があり、相談機能を担う事業所が機能していない。コロナ禍の影響もあり入所施設も敏感になっている。緊急時に限らず、強度行動障害、医療的ケア児等の受け入れ先については、医療機関での入院対応でなければ難しい実態がある。
- ・専門的人材の配置や、福祉現場で働く人材そのものの不足。対応できる事業所が極端に少ない。
- ・ニーズの把握についてどのような手段で行うのか、把握することがなかなか難しく、自治体だけの取り組みでは成し得ない。地域や関係機関等の理解、協力を得ることが必要であるが、理解、協力を得るまでに時間を要する。 等

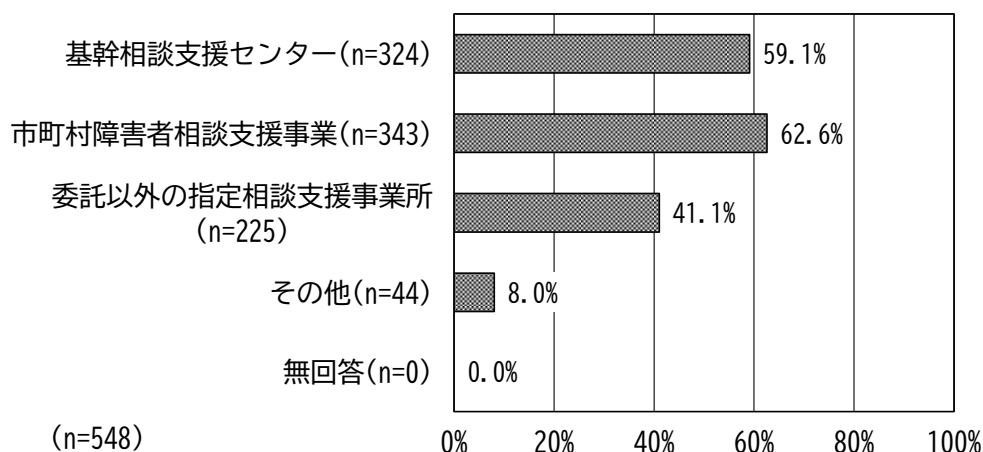
#### (4) 地域生活支援拠点等の「相談機能」に対する取組状況

##### ① 地域生活支援拠点等における「相談機能」の実施機関

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)のうち、「相談」の実施機関を位置付けている割合は92.6%(548市町村(特別区を含む))を占めていた。

当該市町村(特別区を含む)の内訳を「相談」の実施機関ごとにみると、「市町村障害者相談支援事業」が62.6%で最も多く、次いで「基幹相談支援センター」(59.1%)、「委託以外の指定相談支援事業所」(41.1%)と続き、「その他」(8.0%)の順であった。

図表 45 地域生活支援拠点等における「相談機能」の実施機関【複数回答】



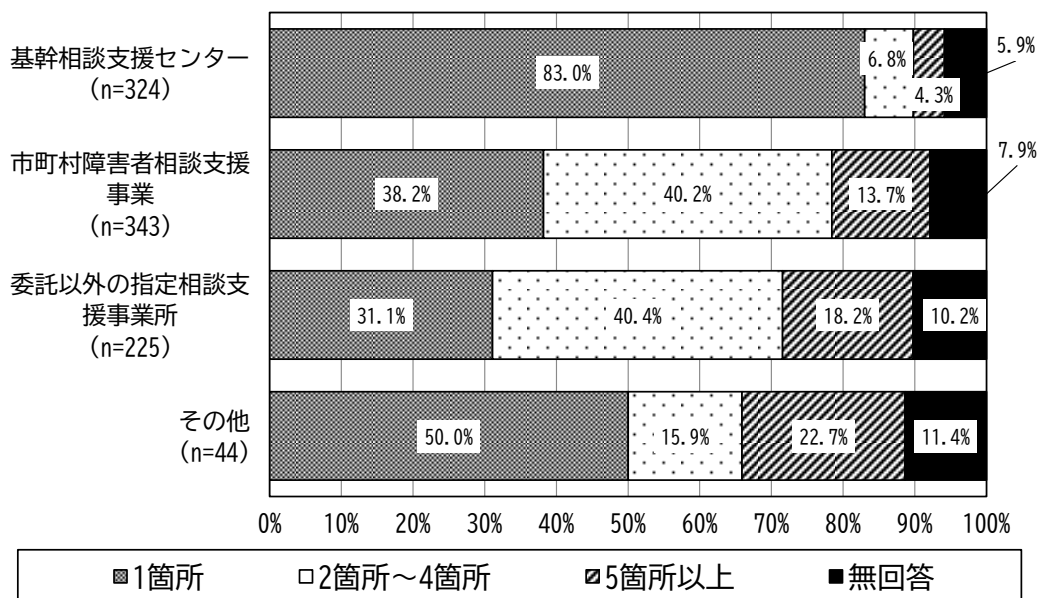
図表 46 地域生活支援拠点等における「相談機能」の実施機関【「その他」の自由回答】

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| ・各市町村障がい福祉担当 | ・24時間対応可能な社会福祉施設           |
| ・市役所         | ・NPO法人(他圏域で基幹相談を受託している法人)  |
| ・市窓口         | ・委託地域活動支援センター              |
| ・障害児相談支援事業所  | ・虐待防止センター                  |
| ・地域定着支援事業所   | ・拠点コーディネーターを配置している障害者支援施設等 |

〔当該機関の箇所数別の状況〕

1箇所のみ位置付けている機関は、「基幹相談支援センター」が83.0%で最も多く、次いで「その他」が50.0%の順であった。2～4箇所を位置付けている機関は、「委託以外の指定相談支援事業所」が40.4%で最も多く、次いで「市町村障害者相談支援事業」が40.2%の順であった。5箇所以上を位置付けている機関は、「その他」が22.7%で最も多く、次いで「委託以外の指定相談支援事業所」が18.2%の順であった。

図表 47 地域生活支援拠点等における「相談機能」の実施機関の箇所数



② 地域生活支援拠点等で「相談機能」に関わる職員数

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)について、地域生活支援拠点等に位置付けている基幹相談支援センター・市町村障害者相談支援事業・指定相談支援事業所において、地域生活支援拠点等の「相談」に関わる職委員数(配置人数)は、平均10.2人、うち相談支援専門員は平均8.6人であった。

図表 48 地域生活支援拠点等で「相談機能」に関わる職員数

	n数	平均値	標準偏差	中央値
「相談」に関わる職員数	494	10.2	38.4	5.0
(うち) 相談支援専門員	494	8.6	32.2	4.0

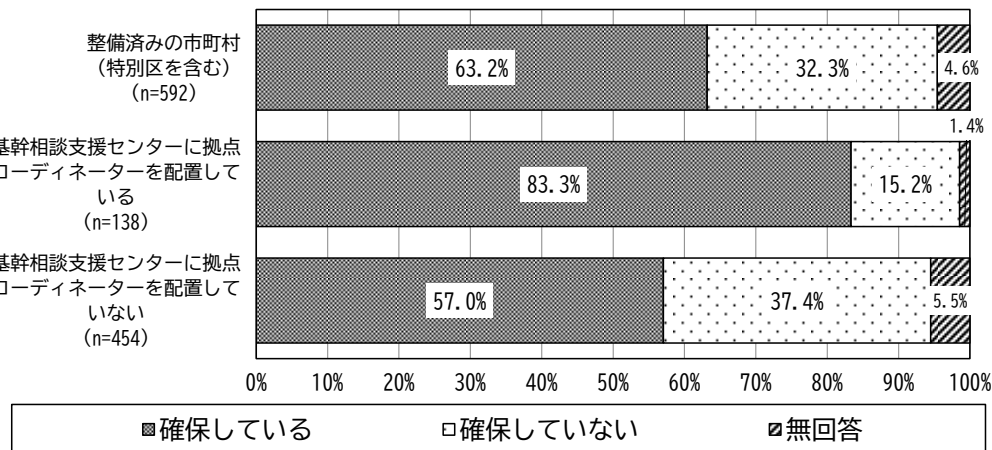
※外数が1以上かつ内数が有効回答の市町村(特別区を含む)を集計対象とした。

### ③ 地域生活支援拠点等として 24 時間の相談体制の確保状況

令和 3 年 10 月 1 日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した 592 市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等として 24 時間の相談体制の確保状況を聞いたところ、「確保している」が 63.2%を占めていた。

「確保している」の回答割合を基幹相談支援センターへの拠点コーディネーターの配置有無別にみると、配置している市町村(特別区を含む)が 83.3%に対し、配置していない市町村(特別区を含む)では 57.0%であった。

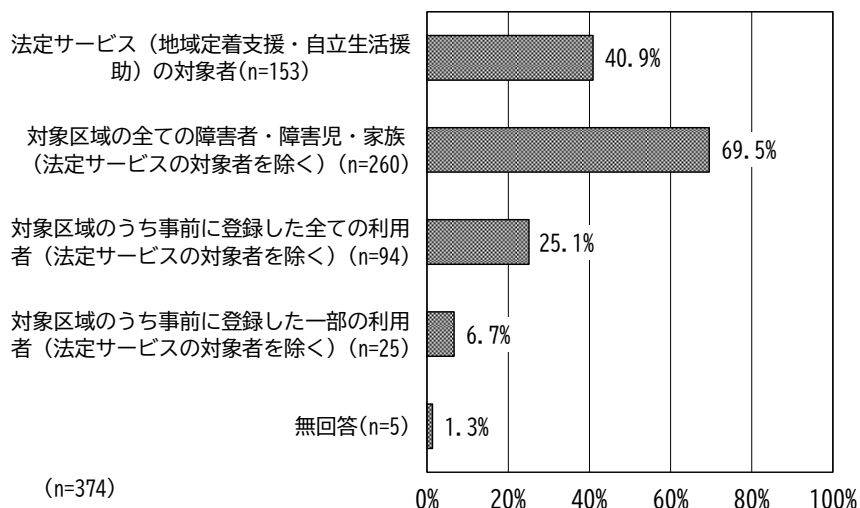
図表 49 地域生活支援拠点等として 24 時間の相談体制の確保状況



#### 〔24 時間体制の対象者〕

地域生活支援拠点等として 24 時間の相談体制を確保している整備済みの 374 市町村(特別区を含む)に対して 24 時間体制の対象者を聞いたところ、「対象区域の全ての障害者・障害児・家族(法定サービスの対象者を除く)」が 69.5%で最も多く、次いで「法定サービス(地域定着支援・自立生活援助)の対象者」が 40.9%、「対象区域のうち事前に登録した全ての利用者(法定サービスの対象者を除く)」が 25.1%の順であった。

図表 50 地域生活支援拠点等として 24 時間体制の対象者【複数回答】





④ 地域生活支援拠点等における緊急対応・相談の受付件数（令和3年4月～9月）

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)のうち、過去半年間（令和3年4月～9月）で地域生活支援拠点等における「相談」の実施機関において緊急対応・相談の受付件数が「1件以上」は37.2%（220市町村（特別区を含む））であった。

当該市町村（特別区を含む）について、地域生活支援拠点等における過去半年間（令和3年4月～9月）の緊急対応・相談の受付件数は、平均405.9件（67.7件/月）であった。

図表 51 地域生活支援拠点等における緊急対応・相談の受付件数（令和3年4月～9月）

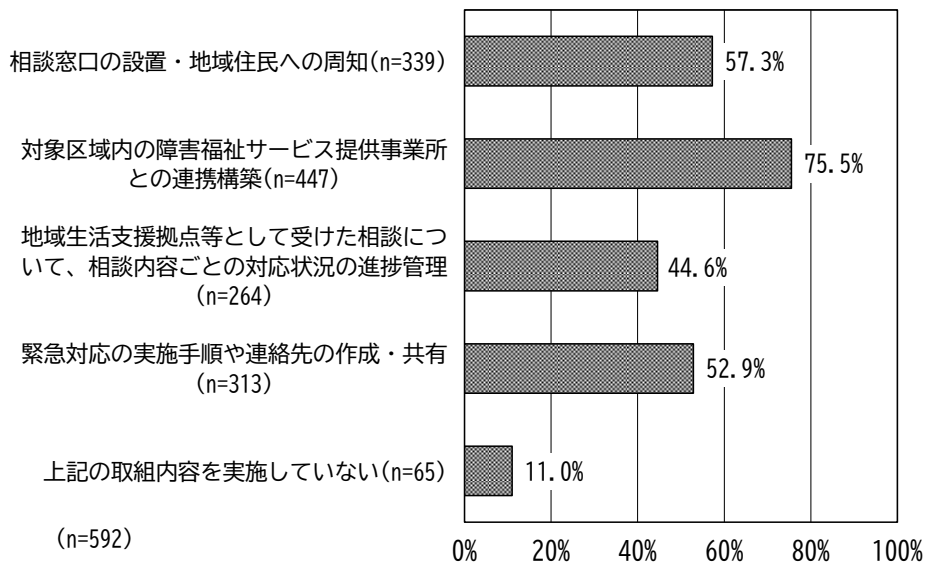
	n 数	平均値	標準偏差	中央値
緊急対応・相談の受付件数	220	405.9	2707.4	4.0

※表側の項目が「1以上」の市町村（特別区を含む）を集計対象とした。

⑤ 地域生活支援拠点等として「相談」に関する取組内容

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等として「相談」に関する取組内容を聞いたところ、「対象区域内の障害福祉サービス提供事業所との連携構築」が75.5%で最も多く、次いで「相談窓口の設置・地域住民への周知」（57.3%）、「緊急対応の実施手順や連絡先の作成・共有」（52.9%）と続き、「地域生活支援拠点等として受けた相談について、相談内容ごとの対応状況の進捗管理」（44.6%）の順であった。一方、「上記の取組内容を実施していない」は11.0%であった。

図表 52 地域生活支援拠点等として「相談」に関する取組内容【複数回答】



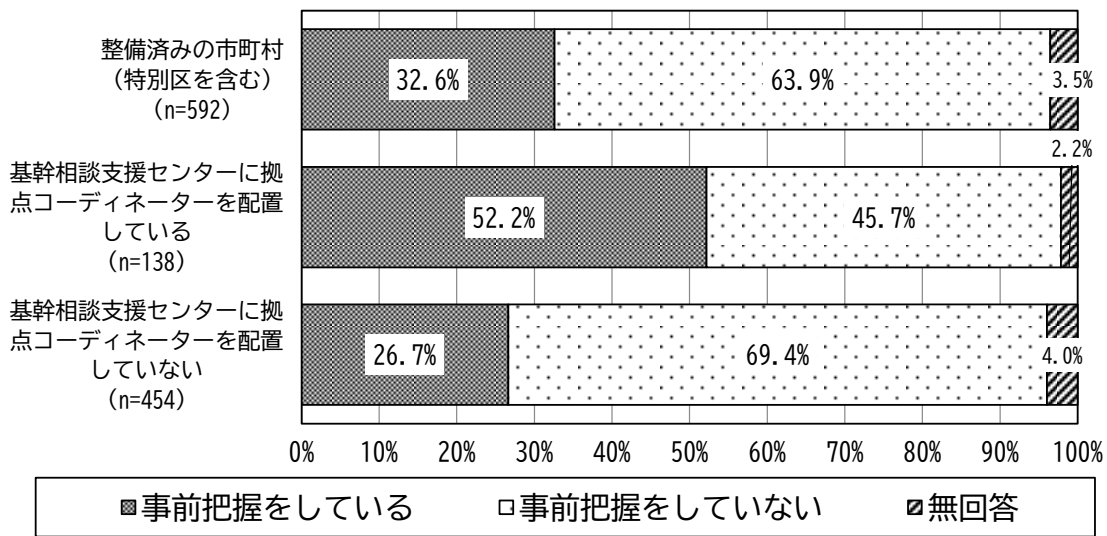
## (5) 地域生活支援拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」に対する取組状況

### ① 緊急対応など要支援者の事前把握の実施状況

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等において緊急対応など支援が必要となる障害者・障害児の事前把握の実施有無を聞いたところ、「事前把握をしている」が32.6%を占めていた。

「事前把握をしている」の回答割合を基幹相談支援センターへの拠点コーディネーターの配置有無別にみると、配置している市町村(特別区を含む)が52.2%に対し、配置していない市町村(特別区を含む)では26.7%であった。

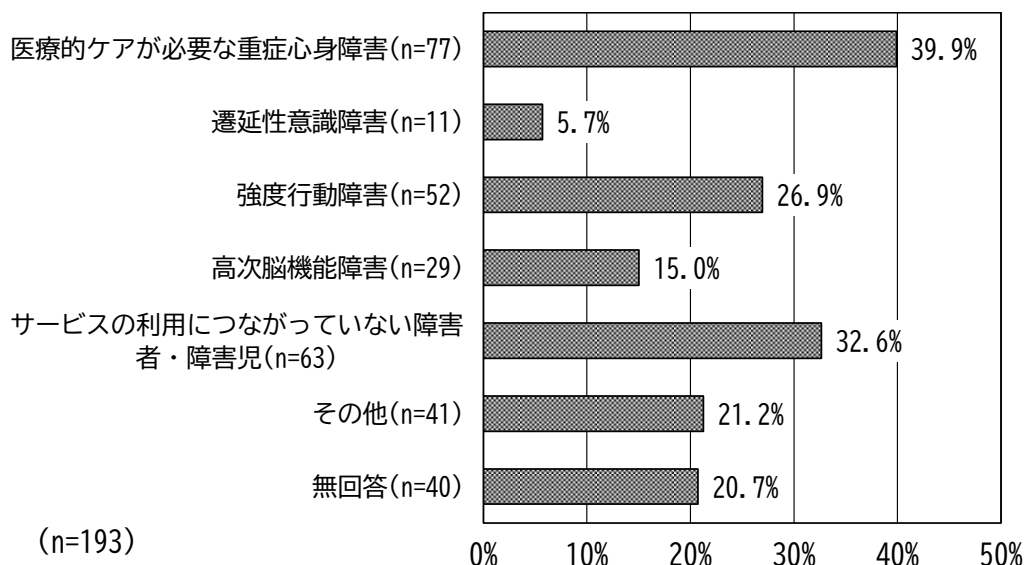
図表 53 緊急対応など要支援者の事前把握の実施状況



〔事前把握している障害者・障害児の状態像〕

地域生活支援拠点等において緊急対応など支援が必要となる障害者・障害児を事前把握していると回答した193市町村（特別区を含む）に対して事前把握している障害者・障害児の状態像を聞いたところ、「医療的ケアが必要な重症心身障害」が39.9%で最も多く、次いで「サービスの利用につなげていない障害者・障害児」(32.6%)、「強度行動障害」(26.9%)と続き、「その他」(21.2%)、「高次脳機能障害」(15.0%)、「遷延性意識障害」(5.7%)の順であった。

図表 54 事前把握している障害者・障害児の状態像【複数回答】



図表 55 事前把握している障害者・障害児の状態像【「その他」の自由回答】

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ・知的障がい           | ・家族に何らかの問題を抱える障害者    |
| ・高齢の家族等と生活する障がい者 | ・緊急対応及び体験利用が想定される障害者 |
| ・単身世帯            | ・発達障がい               |
| ・身体障がい児・者        | ・ダウン症                |
| ・精神障がい者          | ・ひきこもり 等             |

〔事前把握している障害者・障害児の状態像別の人数〕

「医療的ケアが必要な重症心身障害者」を事前把握していると回答した77市町村（特別区を含む）に対して把握人数を聞いたところ、「1～4人」が36.4%を占めていた。

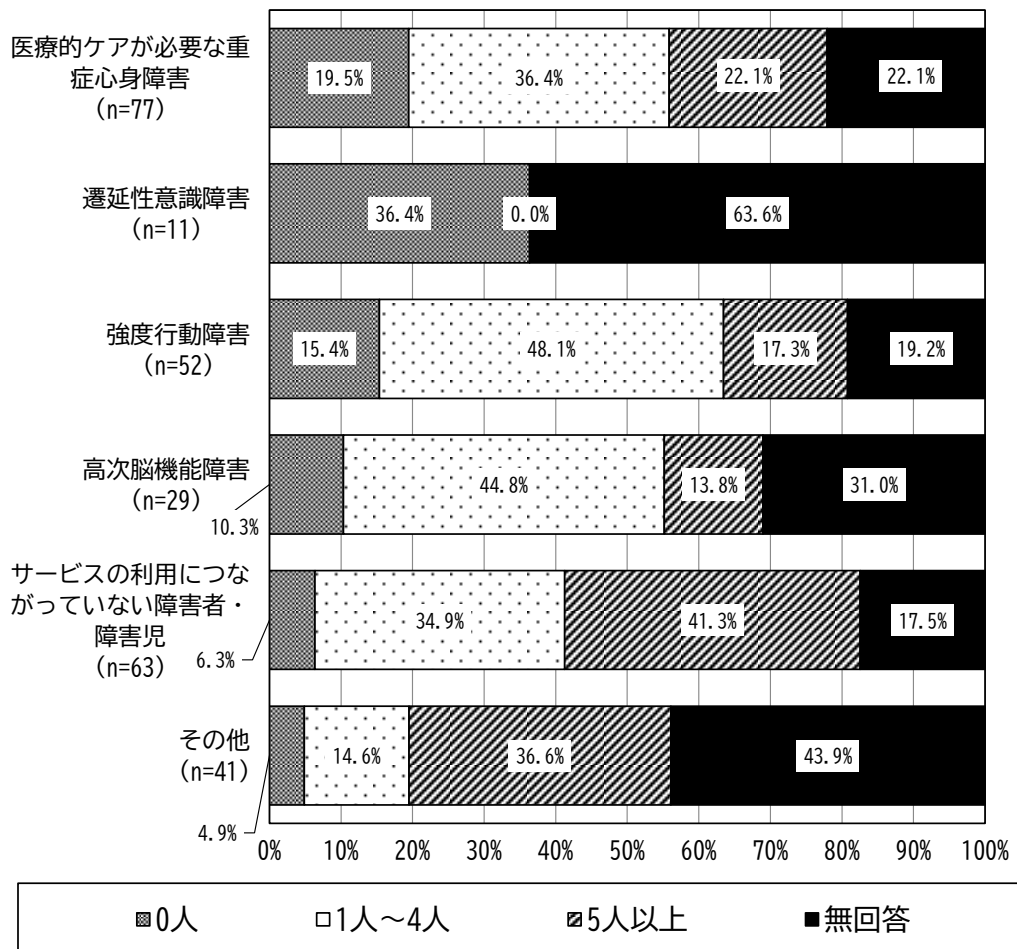
「遷延性意識障害」を事前把握していると回答した11市町村（特別区を含む）に対して把握人数を聞いたところ、「0人」が36.4%を占めており、残りの7市町村（特別区を含む）は無回答であった。

「強度行動障害」を事前把握していると回答した52市町村（特別区を含む）に対して把握人数を聞いたところ、「1～4人」が48.1%を占めていた。

「高次脳機能障害」を事前把握していると回答した29市町村（特別区を含む）に対して把握人数を聞いたところ、「1～4人」が44.8%を占めていた。

「サービスの利用につなげていない障害者・障害児」を事前把握していると回答した63市町村（特別区を含む）に対して把握人数を聞いたところ、「5人以上」が41.3%を占めていた。

図表 56 事前把握している障害者・障害児の状態像別の人数

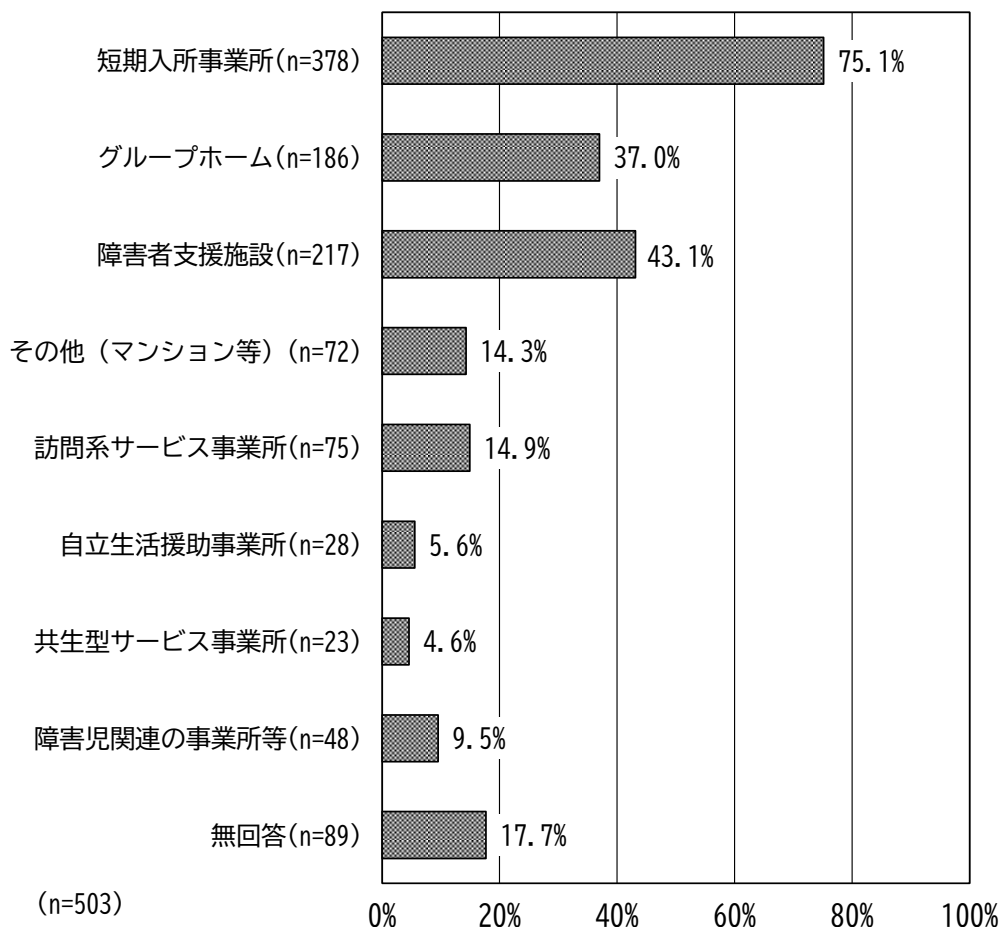


② 地域生活支援拠点等における「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)のうち、「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関を位置付けている割合は85.0%(503市町村(特別区を含む))を占めていた。

当該市町村(特別区を含む)の内訳を「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関ごとにみると、「短期入所事業所」が75.1%で最も多く、次いで「障害者支援施設」(43.1%)、「グループホーム」(37.0%)と続き、「訪問系サービス事業所」「自立生活援助事業所」「共生型サービス事業所」「障害児関連の事業所」「その他(マンション等)」は14.9%以下であった。

図表 57 地域生活支援拠点等における「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関【複数回答】



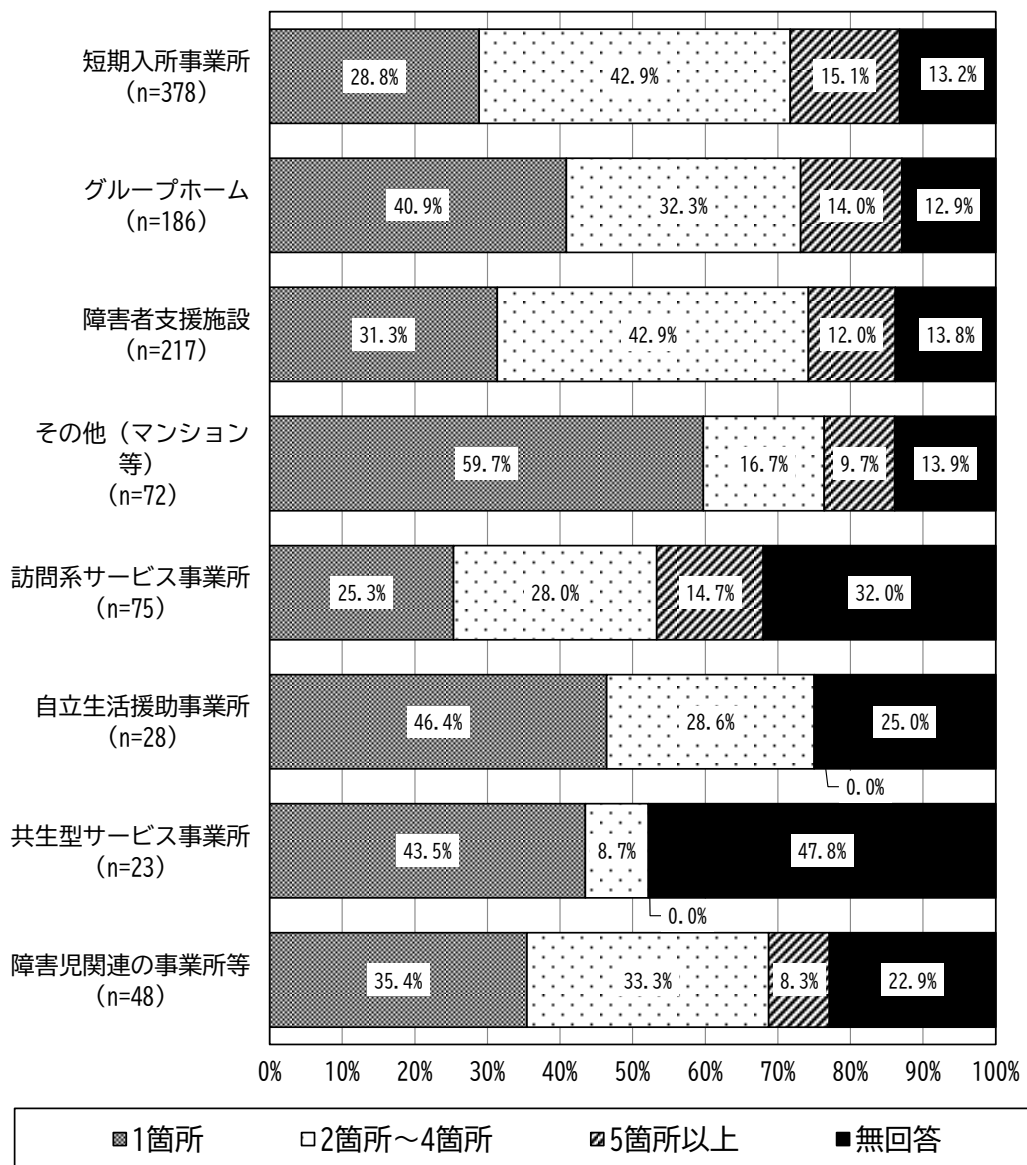
〔当該機関の箇所数別の状況〕

1箇所のみ位置付けている機関は、「その他（マンション等）」が59.7%で最も多く、次いで「自立生活援助事業所」が46.4%、「共生型サービス事業所」が43.5%の順であった。

2～4箇所を位置付けている機関は、「短期入所事業所」と「障害者支援施設」が42.9%で最も多く、次いで「障害児関連の事業所等」が33.3%の順であった。

5箇所以上を位置付けている機関は、「短期入所事業所」が15.1%で最も多く、次いで「訪問系サービス事業所」が14.7%の順であった。

図表 58 地域生活支援拠点等における「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関の箇所数

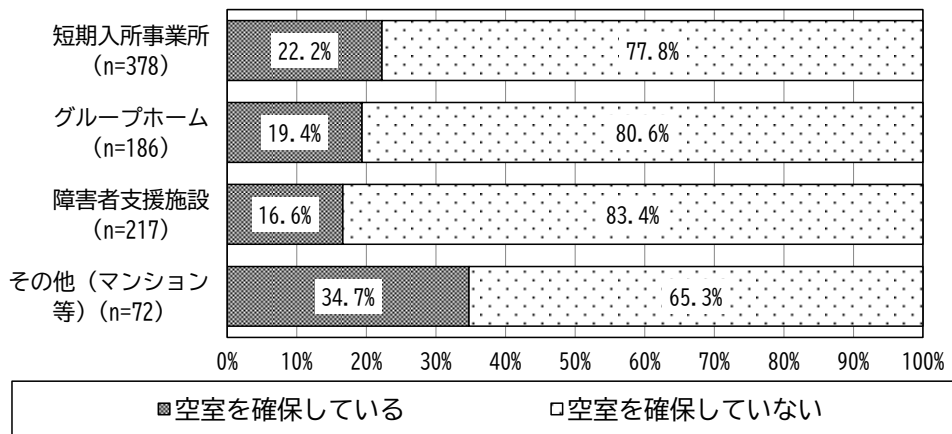


③ 地域生活支援拠点等における「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関での空室の確保状況

「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関を位置付けている 503 市町村（特別区を含む）のうち、「短期入所施設」「グループホーム」「障害者支援施設」「その他（マンション等）」のいずれかで空室を確保している割合は 31.0%（156 市町村（特別区を含む））を占めていた。

当該市町村（特別区を含む）の内訳を「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関ごとにみると、「その他（マンション等）」が 34.7%で最も多く、次いで「短期入所事業所」（22.2%）、「グループホーム」（19.4%）、「障害者支援施設」（16.6%）の順であった。

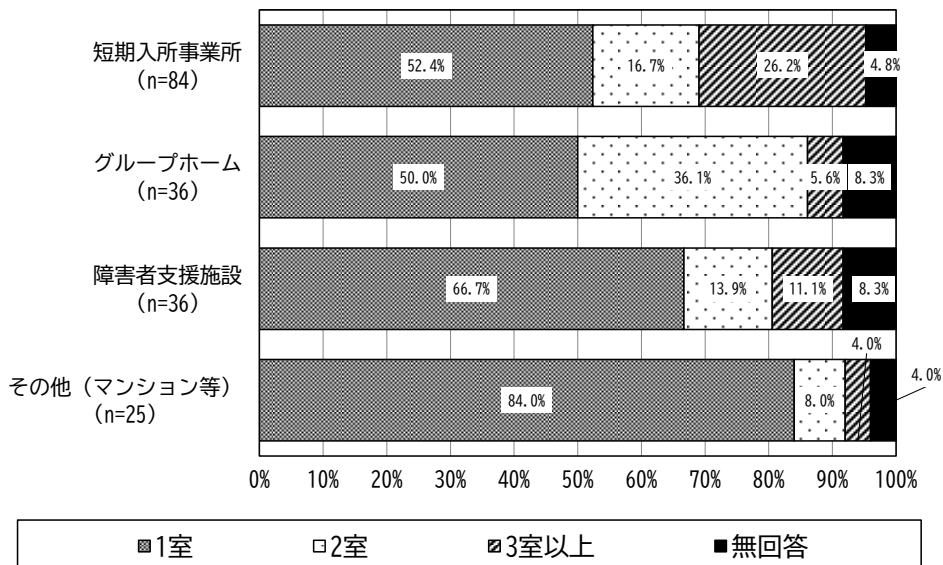
図表 59 地域生活支援拠点等における「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関での空室の確保状況



〔当該機関の確保している空室の数別の状況〕

1室のみ確保している機関は、「その他（マンション等）」が 84.0%で最も多く、次いで「障害者支援施設」が 66.7%の順であった。2室を確保している機関は、「グループホーム」が 36.1%で最も多く、次いで「短期入所事業所」が 16.7%の順であった。3室以上を確保している機関は、「短期入所事業所」が 26.2%で最も多く、次いで「障害者支援施設」が 11.1%の順であった。

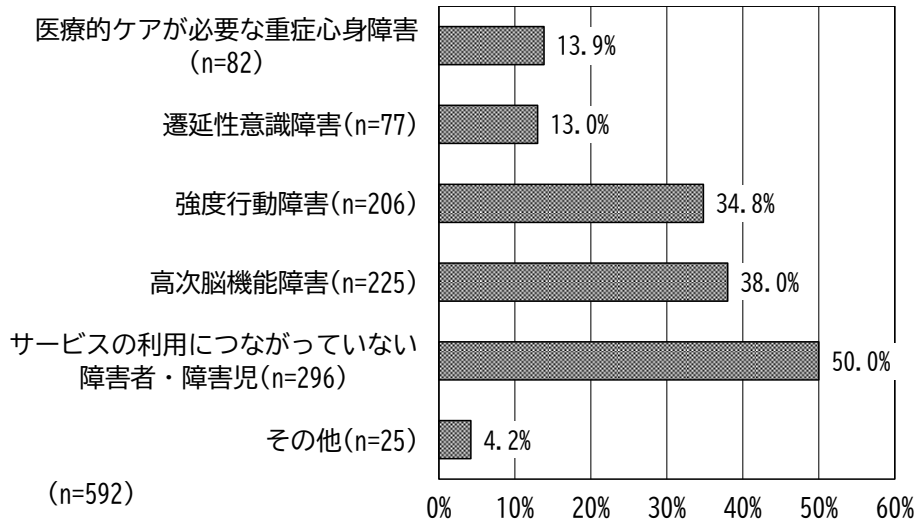
図表 60 「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関で確保している空室の数



④ 地域生活支援拠点等において受け入れ対応できている障害者の状態像

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等において受け入れ対応できている障害者の状態像を聞いたところ、「サービスの利用につなげていない障害者・障害児」が50.0%で最も多く、次いで「高次脳機能障害」(38.0%)、「強度行動障害」(34.8%)と続き、「医療的ケアが必要な重症心身障害」(13.9%)、「遷延性意識障害」(13.0%)の順であった。

図表 61 地域生活支援拠点等において受け入れ対応できている障害者の状態像【複数回答】



図表 62 地域生活支援拠点等において受け入れ対応できている障害者の状態像【「その他」の自由回答】

- ・ 緊急対応及び体験利用が想定されるために登録をしている障害者
- ・ 既に受け入れている場合医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害、強度行動障害
- ・ 拠点キーパーの人材で対応できる障害者
- ・ 重度身体障害
- ・ 中重度知的障害
- ・ 同居家族が1名のみ障害者
- ・ それぞれの短期入所事業所等に対応をお願いしているので受け入れできる障害者の状態像の整理ができていない
- ・ 医療が不要で、受け入れ事業所が可能な時
- ・ 障害の状況により受け入れ可否が異なる 等

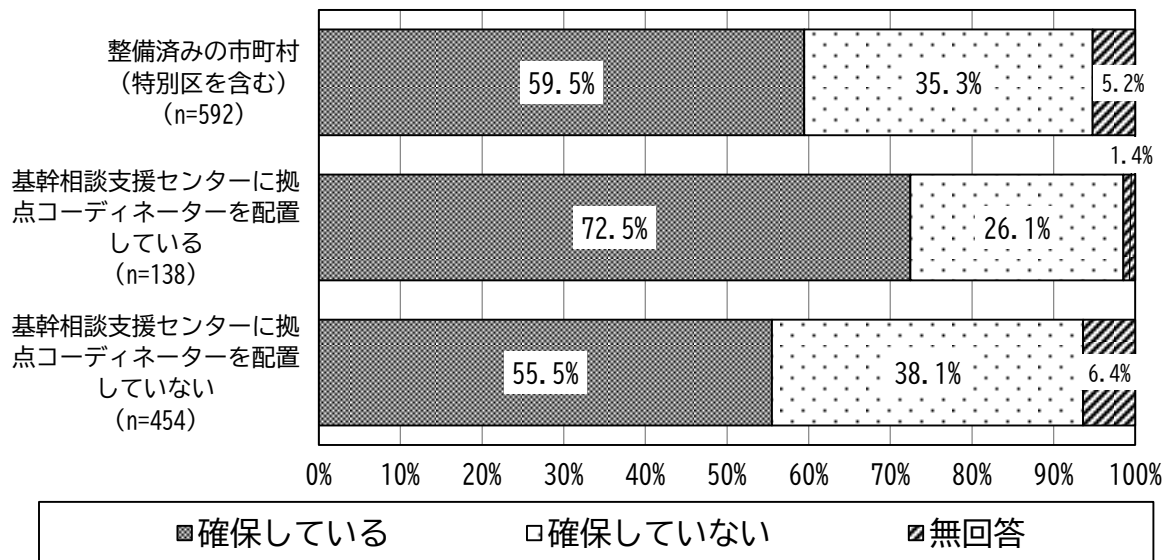


⑤ 地域生活支援拠点等として24時間365日の緊急時の受入・対応体制の確保状況

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等として24時間365日の緊急時の受入・対応の確保状況を聞いたところ、「確保している」が59.5%を占めていた。

「確保している」の回答割合を基幹相談支援センターへの拠点コーディネーターの配置有無別にみると、配置している市町村(特別区を含む)が72.5%に対し、配置していない市町村(特別区を含む)では55.5%であった。

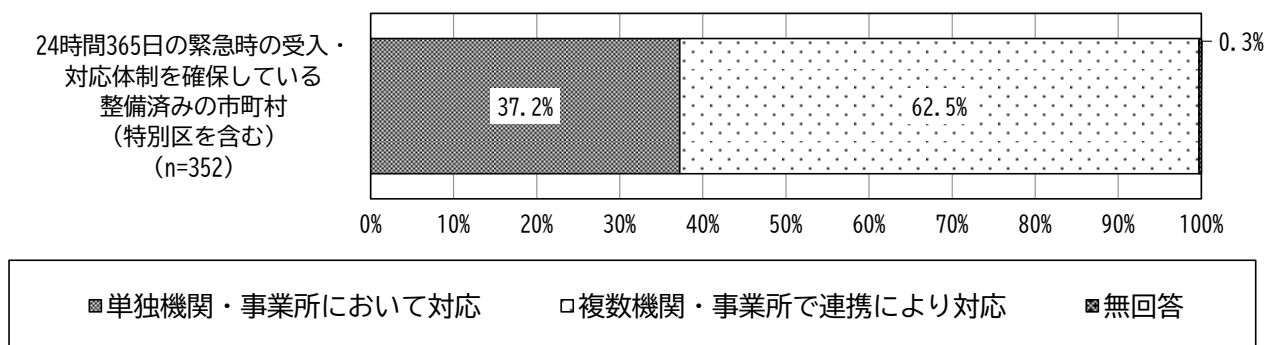
図表 63 地域生活支援拠点等として24時間365日の緊急時の受入・対応体制の確保状況



〔24時間365日の受入・対応体制の対応方法〕

24時間365日の受入・対応体制を確保してしていると回答した整備済みの352市町村(特別区を含む)に対してその対応方法を聞いたところ、「単独機関・事業所において対応」が37.2%、「複数機関・事業所で連携により対応」が62.5%を占めていた。

図表 64 地域生活支援拠点等として24時間365日の緊急時の受入・対応体制の対応方法



⑥ 要支援者の受け入れ要請の相談受付件数（令和3年4月～9月）

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)のうち、過去半年間(令和3年4月～9月)で地域生活支援拠点等における要支援者の受け入れ要請の相談受付件数が「1件以上」は25.5%(151件)であった。

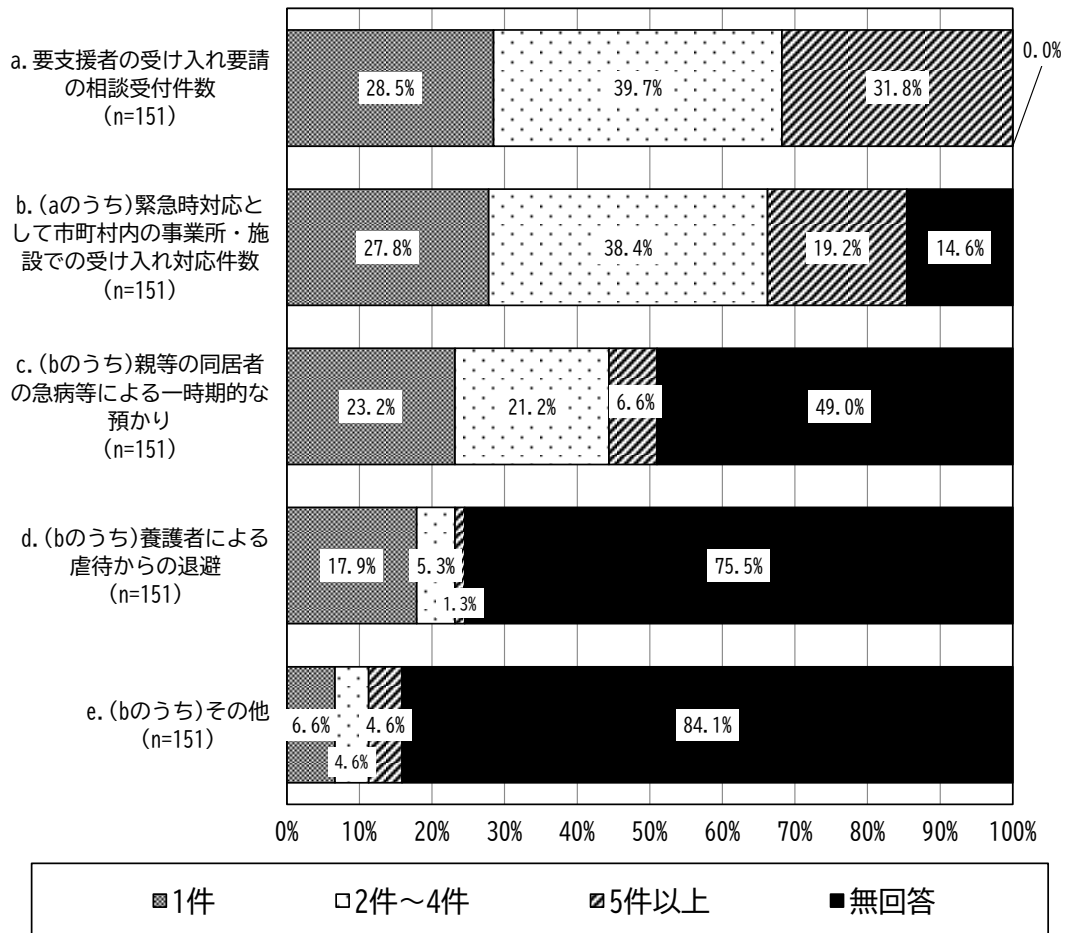
当該市町村(特別区を含む)について、地域生活支援拠点等における過去半年間(令和3年4月～9月)の要支援者の受け入れ要請の相談受付件数は、平均10.7件(1.8件/月)、うち緊急時対応として市町村内の事業所・施設での受け入れ対応件数は平均3.7件(0.6件/月)であった。

図表 65 要支援者の受け入れ要請の相談受付件数（令和3年4月～9月）

	n 数	平均値	標準偏差	中央値
要支援者の受け入れ要請の相談受付件数	151	10.7	31.1	2.0
(うち)緊急時対応として市町村内の事業所・施設での受け入れ対応件数	151	3.7	7.2	2.0

※表側の上段の項目が「1以上」の市町村(特別区を含む)を集計対象とした。

図表 66 要支援者の受け入れ要請の相談受付件数の内訳（令和3年4月～9月）



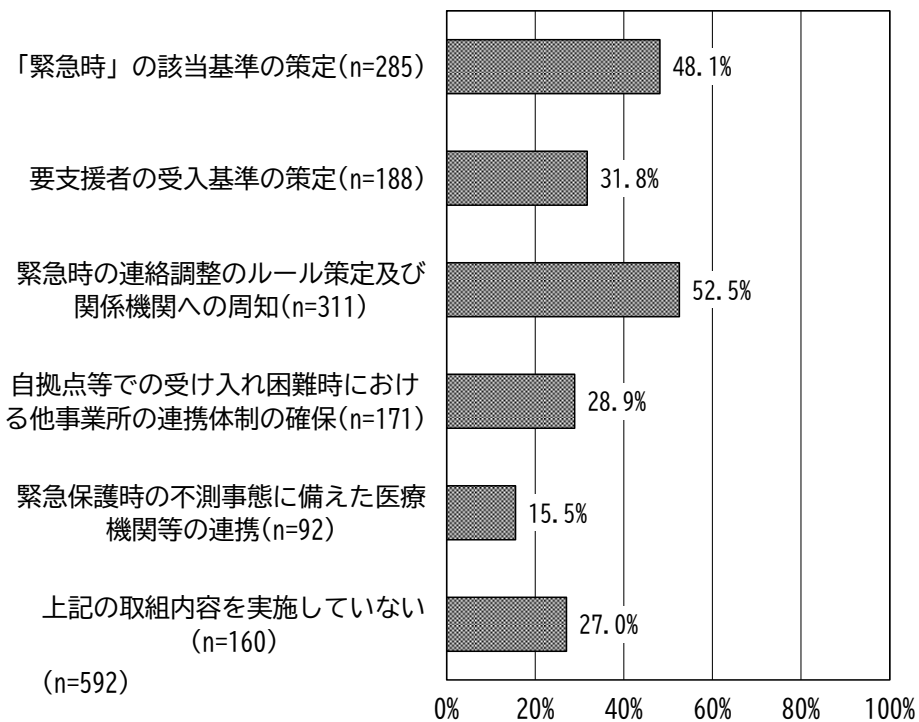
図表 67 要支援者の受け入れ要請の相談受付件数の内訳【「その他」の自由回答】

- ・現住居に住めなくなり、次の住居決定までの利用（家族間のトラブル、近隣とのトラブル）
- ・コロナ感染疑いで利用予定施設を一時的に利用できない
- ・単身のため環境調整の1つとして
- ・入院・入所中のため生活訓練の場として
- ・DV 疑いによる高ストレス状態での一時的退避
- ・家屋焼失による一時保護
- ・居住地の地域生活支援拠点が満床のため他の地域にて受入
- ・居所なし、入所施設での不応等
- ・親等の同居者の急病等による一時的な預かり（自治体外）
- ・体調悪化による緊急的な短期入所利用 等

⑦ 地域生活支援拠点等として「緊急時の受入れ・対応」に関する取組内容

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等として「緊急時の受入れ・対応」に関する取組内容を聞いたところ、「緊急時の連絡調整のルール策定及び関係機関への周知」が52.5%で最も多く、次いで「緊急時の該当基準の策定」(48.1%)、「要支援者の受入基準の策定」(31.8%)と続き、「自拠点等での受け入れ困難時における他事業所の連携体制の確保」(28.9%)、「緊急保護時の不測事態に備えた医療機関等の連携」(15.5%)の順であった。一方、「上記の取組内容を実施していない」は27.0%であった。

図表 68 地域生活支援拠点等として「緊急時の受入れ・対応」に関する取組内容【複数回答】



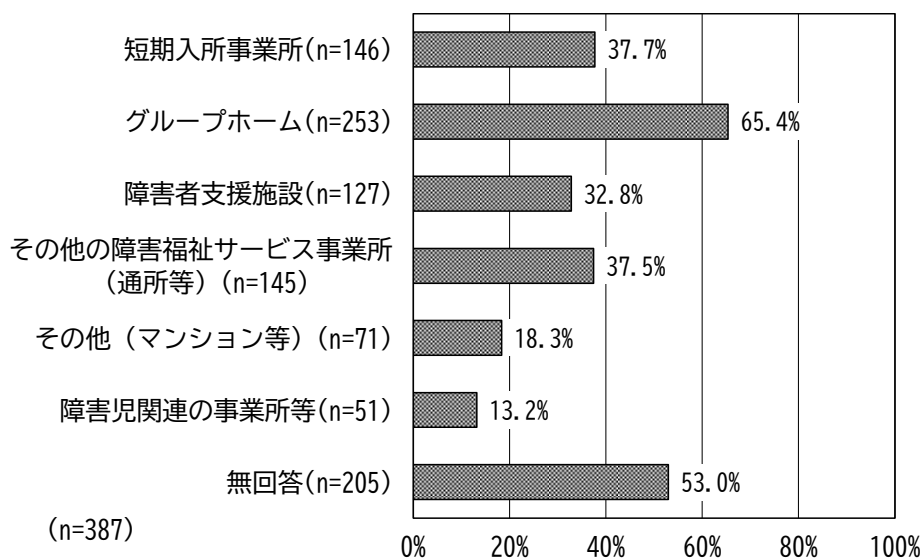
## (6) 地域生活支援拠点等の「体験の機会・場」に対する取組状況

### ① 地域生活支援拠点等における「体験の機会・場」の実施機関

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)のうち、「体験の機会・場」の実施機関を位置付けている割合は65.4%(387市町村(特別区を含む))を占めていた。

当該市町村(特別区を含む)の内訳を「体験の機会・場」の実施機関ごとにみると、「グループホーム」が65.4%で最も多く、次いで「短期入所事業所」(37.7%)、「その他の障害福祉サービス事業所(通所等)」(37.5%)と続き、「障害者支援施設」(32.8%)、「その他(マンション等)」(18.3%)、「障害児関連の事業所」(13.2%)の順であった。

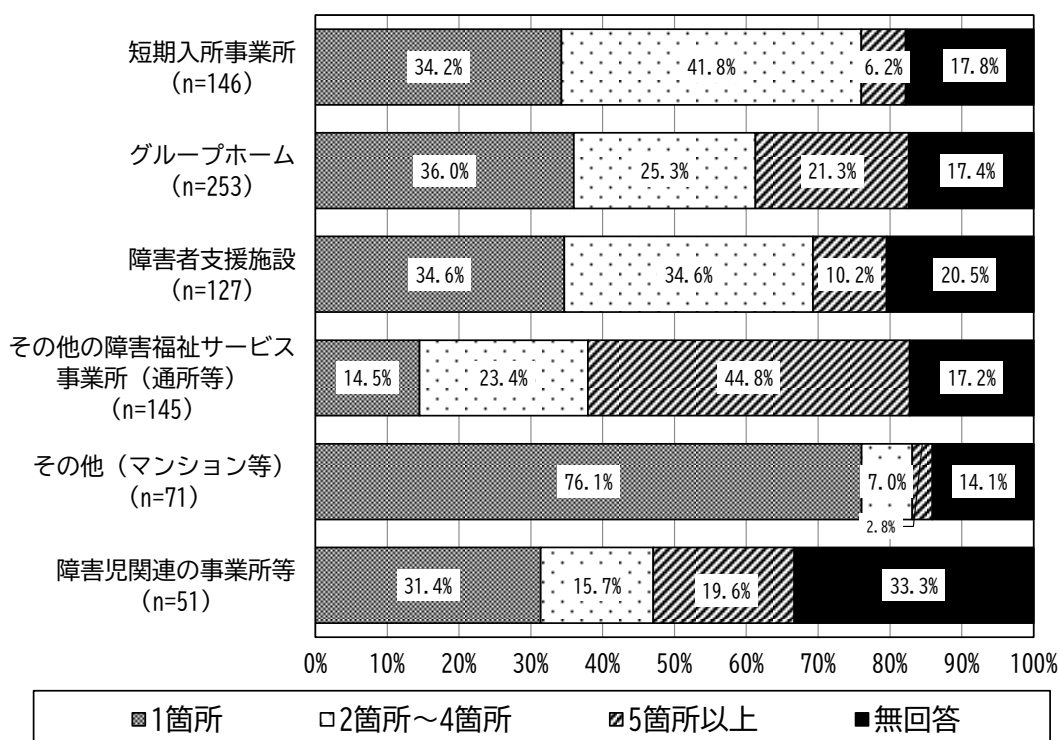
図表 69 地域生活支援拠点等における「体験の機会・場」の実施機関【複数回答】



〔当該機関の箇所数別の状況〕

1箇所のみ位置付けている機関は、「その他（マンション等）」が76.1%で最も多く、次いで「グループホーム」が36.0%、「障害者支援施設」が34.6%の順であった。2～4箇所を位置付けている機関は、「短期入所事業所」が41.8%で最も多く、次いで「障害者支援施設」が34.6%、「グループホーム」が25.3%の順であった。5箇所以上を位置付けている機関は、「その他の障害福祉サービス事業所（通所等）」が44.8%で最も多く、次いで「グループホーム」が21.3%、「障害児関連の事業所等」が19.6%の順であった。

図表 70 地域生活支援拠点等における「体験の機会・場」の実施機関の箇所数

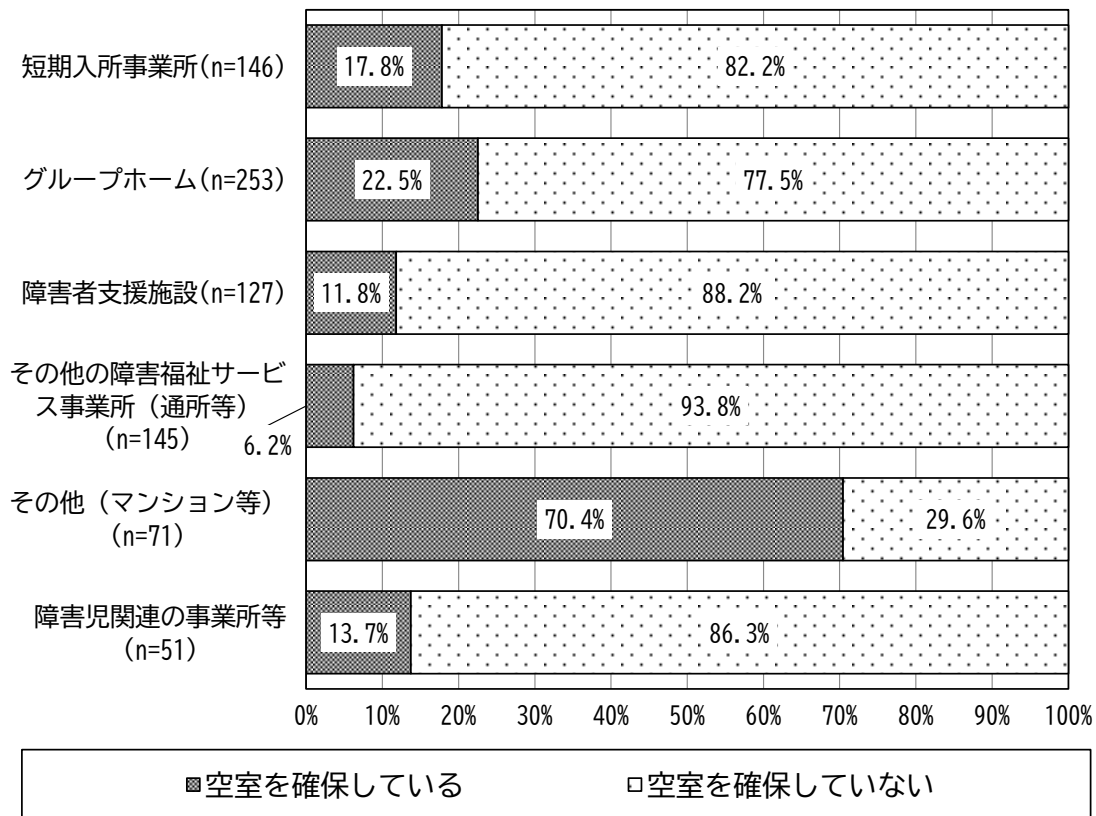


② 地域生活支援拠点等における「体験の機会・場」の実施機関での空室の確保状況

「体験の機会・場」の実施機関を位置付けている 387 市町村（特別区を含む）のうち、「短期入所施設」「グループホーム」「障害者支援施設」「その他の障害福祉サービス事業所」「その他（マンション等）」「障害児関連の事業所等」のいずれかで空室を確保している割合は 35.1%（136 市町村（特別区を含む））を占めていた。

当該市町村（特別区を含む）の内訳を「体験の機会・場」の実施機関ごとにみると、「その他（マンション等）」が 70.4%で最も多く、次いで「グループホーム」（22.5%）、「短期入所事業所」（17.8%）と続き、「障害児関連の事業所等」（13.7%）、「障害者支援施設」（11.8%）、「その他の障害福祉サービス事業所」（6.2%）の順であった。

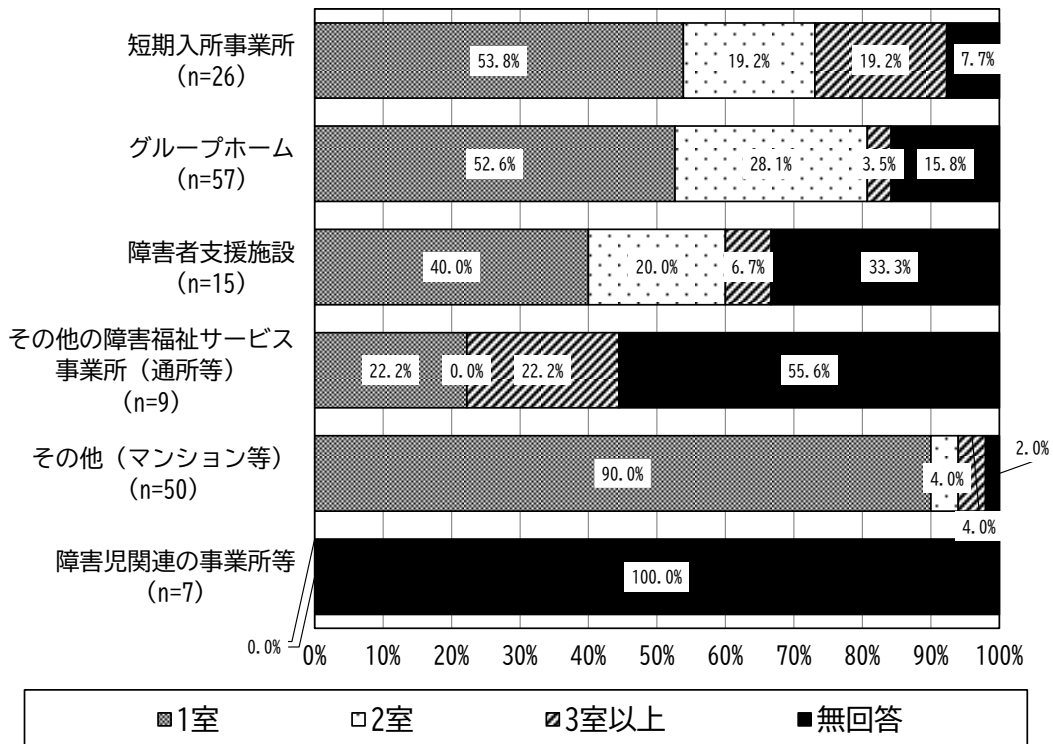
図表 71 地域生活支援拠点等における「体験の機会・場」の実施機関での空室の確保状況



〔当該機関の確保している空室の数別の状況〕

1室のみ確保している機関は、「その他（マンション等）」が90.0%で最も多く、次いで「短期入所事業所」が53.8%、「グループホーム」が52.6%の順であった。2室を確保している機関は、「グループホーム」が28.1%で最も多く、次いで「障害者支援施設」が20.0%、「短期入所事業所」が19.2%の順であった。3室以上を確保している機関は、「短期入所事業所」が19.2%で最も多く、次いで「障害者支援施設」が6.7%の順であった。

図表 72 「体験の機会・場」の実施機関で確保している空室の数

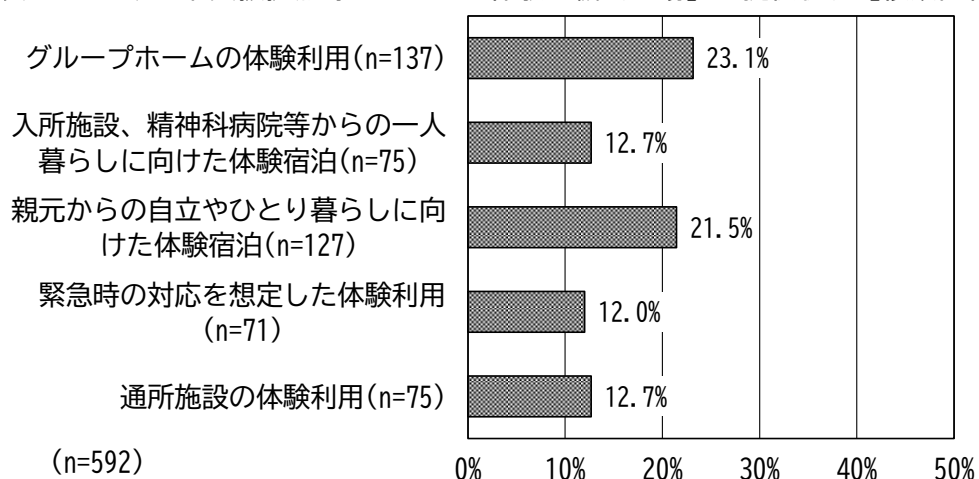




### ③ 地域生活支援拠点等における「体験の機会・場」の提供状況（令和3年4月～9月）

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)のうち、過去半年間(令和3年4月～9月)で地域生活支援拠点等における「体験の機会・場」の提供状況を聞いたところ、「グループホームの体験利用」が23.1%で最も多く、次いで「親元からの自立やひとり暮らしに向けた体験宿泊」(21.5%)、「入所施設、精神科病院からの一人暮らしに向けた体験宿泊」「通所施設の体験利用」(12.7%)、「緊急時の対応を想定した体験利用」(12.0%)の順であった。

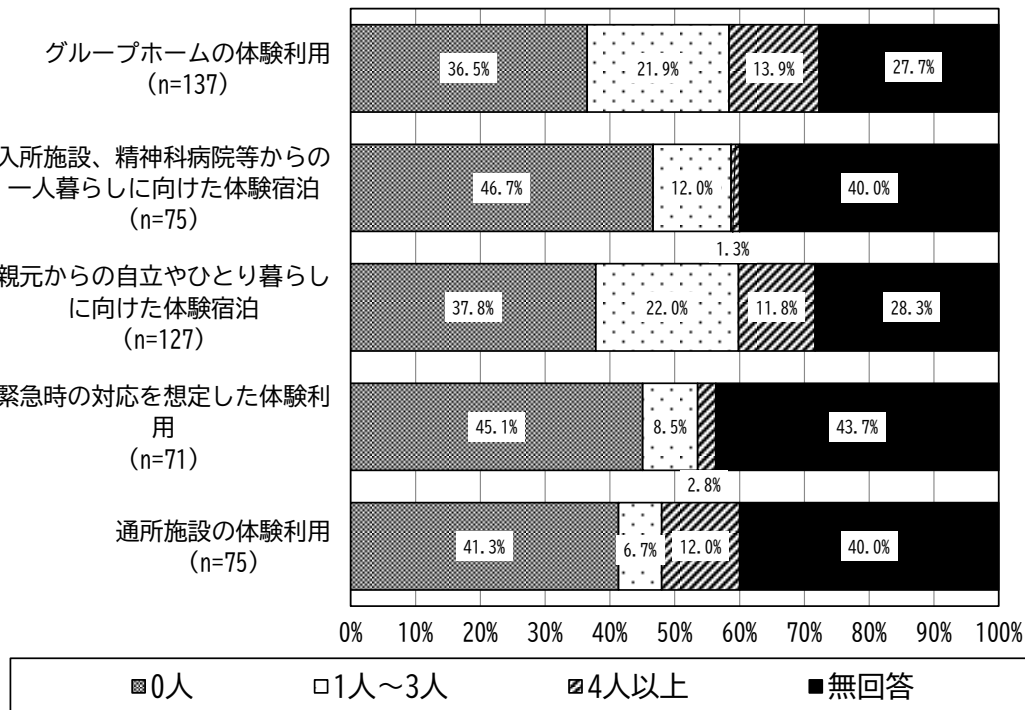
図表 73 地域生活支援拠点等における「体験の機会・場」の提供状況【複数回答】



〔過去半年間（令和3年4月～9月）における「体験の機会・場」の利用人数別の状況〕

利用実績なし（0人）は、「入所施設、精神科病院等から一人暮らしに向けた体験宿泊」が46.7%で最も多く、次いで「緊急時の対応を想定した体験利用」が45.1%、「通所施設の体験利用」が41.3%の順であった。利用者1～3名は、「親元から自立やひとり暮らしに向けた体験宿泊」が22.0%で最も多く、次いで「グループホームの体験利用」が21.9%、「入所施設、精神科病院等から一人暮らしに向けた体験宿泊」が12.0%の順であった。利用者4人以上は、「グループホームの体験利用」が13.9%で最も多く、次いで「通所施設の体験利用」が12.0%、「親元から自立やひとり暮らしに向けた体験宿泊」が11.8%の順であった。

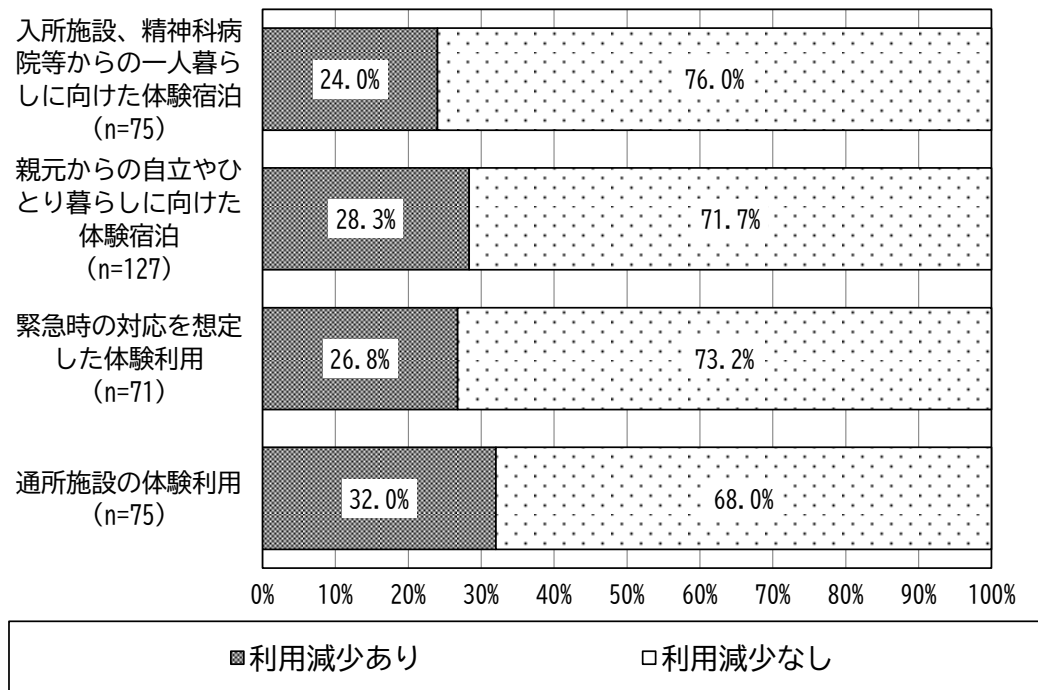
図表 74 地域生活支援拠点等における「体験の機会・場」の利用者数（令和3年4月～9月）



〔新型コロナウイルス感染症を理由とした「体験の機会・場」の利用減少〕

「体験の機会・場」を提供している市町村（特別区を含む）に対して提供内容ごとに新型コロナウイルス感染症を理由とした医療機関等からの制限による利用減少の有無を聞いたところ、「利用減少があった」の回答割合は、「通所施設の体験利用」が32.0%で最も多く、次いで「親元からの自立やひとり暮らしに向けた体験宿泊」が28.3%の順であった。

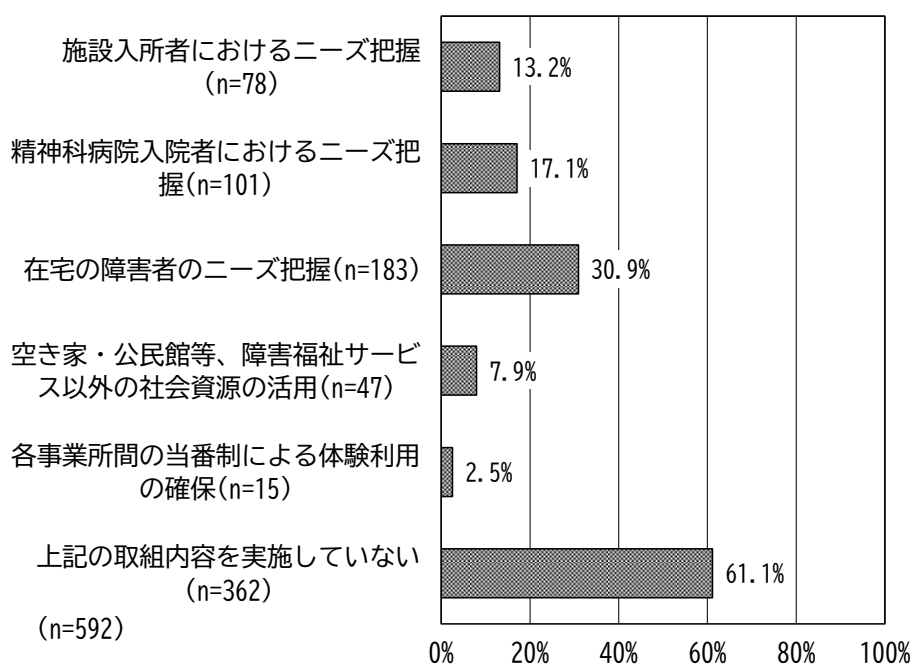
図表 75 新型コロナウイルス感染症を理由とした「体験の機会・場」の利用減少の有無



#### ④ 地域生活支援拠点等として「体験の機会・場」に関する取組内容

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等として「体験の機会・場」に関する取組内容を聞いたところ、「在宅の障害者のニーズ把握」が30.9%で最も多く、次いで「精神科病院入院者におけるニーズ把握」(17.1%)、「施設入所者におけるニーズ把握」(13.2%)と続き、「空き家・公民館等、障害福祉サービス以外の社会資源の活用」(7.9%)、「各事業所間の当番制による体験利用」(2.5%)の順であった。一方、「上記の取組を実施していない」は61.1%を占めていた。

図表 76 地域生活支援拠点等として「体験の機会・場」に関する取組内容【複数回答】

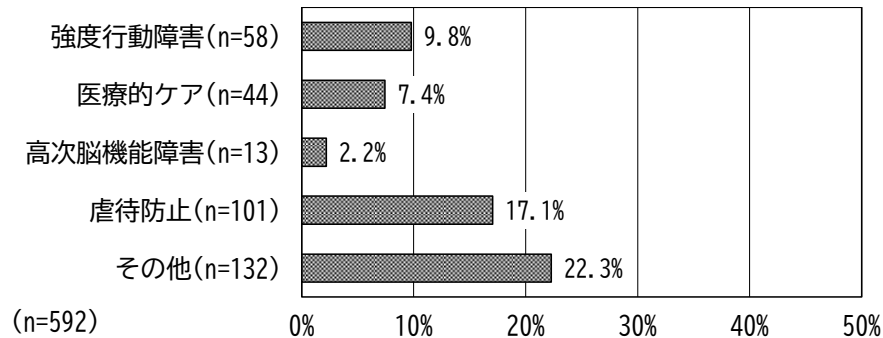


## (7) 地域生活支援拠点等の「専門的人材の確保・養成」に対する取組状況

### ① 地域生活支援拠点等が実施する研修内容（令和3年度（実施予定も含む））

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等が実施する研修内容を聞いたところ、「その他」が22.3%で最も多く、次いで「虐待防止」(17.1%)、「強度行動障害」(9.8%)と続き、「医療的ケア」(7.4%)、「高次脳機能障害」(2.2%)の順であった。

図表 77 地域生活支援拠点等が実施する研修内容（令和3年度（実施予定も含む））【複数回答】



図表 78 地域生活支援拠点等が実施する研修内容（令和3年度（実施予定も含む））

#### 【「その他」の自由回答】

- |               |         |            |
|---------------|---------|------------|
| ・相談支援専門員の資質向上 | ・災害     | ・関係機関との協議  |
| ・精神障害         | ・意思決定支援 | ・地域共生社会づくり |
| ・権利擁護         | ・介護予防   | ・発達障がい 等   |

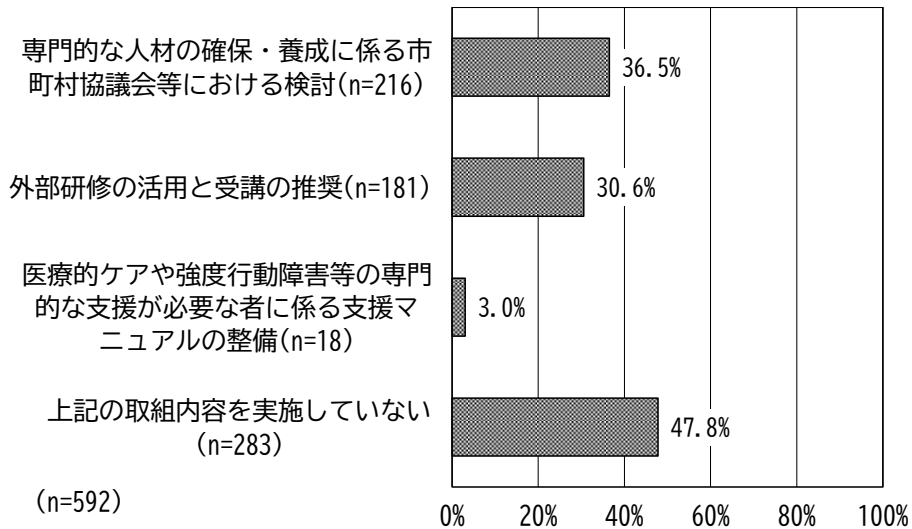
図表 79 研修名および実施主体【自由回答】

- |  |
|--|
| ・虐待防止研修（基幹相談支援センター）、（外部研修）、（圏域の地域アドバイザー）   |
| ・強度行動障がい支援者養成研修（特定非営利活動法人サポート）、（地域生活支援拠点の受託法人）、（市障害者基幹相談支援センター）、（市）、（NPO 法人介護研究会笑）、（こころりんく）、（県）、（拠点）、（社会福祉協議会） |
| ・障害者虐待防止研修（地域自立支援協議会、圏域市町村虐待防止等連携協議会）、（市）、（基幹相談支援センター）   |
| ・権利擁護（市）   |
| ・障がい特性を踏まえた介護技術と介護予防（自立支援協議会）  |
| ・障害者の自立とは何か（自立支援協議会身体知的部会）   |
| ・精神障害者にも対応した地域包括の構築に向けた地域アセスメント構築のための事例検討会（自立支援協議会精神保健福祉部会）  |
| ・令和3年度県基幹相談支援センター設置促進事業（県）   |
| ・障がい者虐待防止研修（市）、（市基幹相談支援センター）   |
| ・体験の場・機会の提供に関する勉強会（地域生活支援拠点） 等   |

## ② 地域生活支援拠点等として「専門的人材の確保・養成」に関する取組内容

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等として「専門的人材の確保・養成」に関する取組内容を聞いたところ、「専門的な人材の確保・養成に係る市町村協議会等における検討」が36.5%で最も多く、次いで「外部研修の活用と受講の推奨」(30.6%)、「医療的ケアや強度行動障害等の専門的な支援が必要な者に係る支援マニュアルの整備」(3.0%)の順であった。一方、「上記の取組を実施していない」は47.8%を占めていた。

図表 80 地域生活支援拠点等として「専門的人材の確保・養成」に関する取組内容【複数回答】



## (8) 地域生活支援拠点等の「地域の体制づくり」等に対する取組状況

---

### ① 地域生活支援拠点等における「地域の体制づくり」の実施体制

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して、地域生活支援拠点等における「地域の体制づくり」の実施体制を聞いたところ、以下の回答が挙げられた。

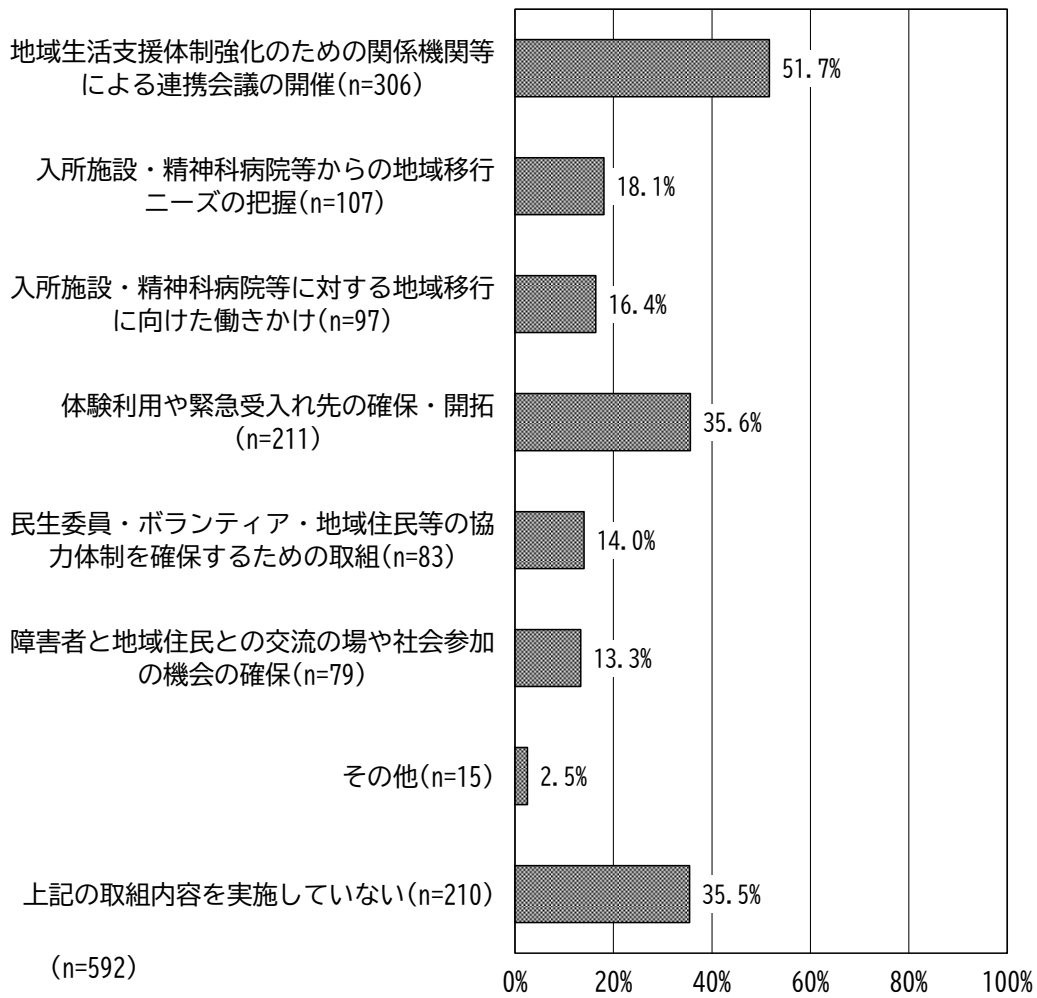
図表 81 地域生活支援拠点等における「地域の体制づくり」の実施体制

・医療関係	・自立支援協議会
・基幹相談支援センター	・地域包括支援センター
・相談支援事業所	・保健所
・障害福祉サービス事業者	・行政
・社会福祉協議会	・教育機関 等

② 地域生活支援拠点等として「地域の体制づくり」に関する取組内容

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等として「地域の体制づくり」に関する取組内容を聞いたところ、「地域生活支援体制強化のための関係機関等による連携会議の開催」が51.7%で最も多く、次いで「体験利用や緊急受入れ先の確保・開拓」(35.6%)、「入所施設・精神科病院等からの地域移行ニーズの把握」(18.1%)と続き、「入所施設・精神科病院に対する地域移行に向けた働きかけ」(16.4%)、「民生委員・ボランティア・地域住民等の協力体制を確保するための取組」(14.0%)、「障害者と地域住民との交流の場や社会参加の機会の確保」(13.3%)、「その他」(2.5%)の順であった。一方、「上記の取組を実施していない」は35.5%を占めていた。

図表 82 地域生活支援拠点等として「地域の体制づくり」に関する取組内容【複数回答】





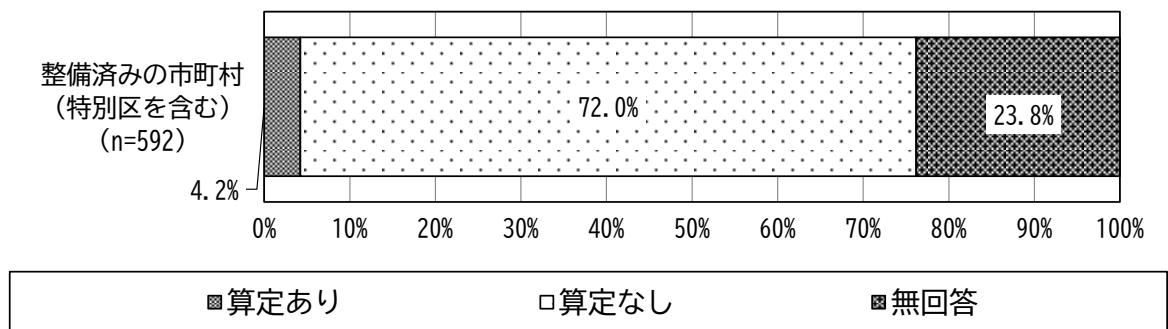
図表 83 地域生活支援拠点等として「地域の体制づくり」に関する取組内容  
【「その他」の自由回答】

- ・グループホーム入居者の高齢化、重度化への医療的な支援体制として訪問看護ステーションの看護師がグループホームへ訪問し、世話人や本人と面談し、基本的な状態像を把握し、日常生活上の医療的な相談に当該看護師が対応する。
- ・研修会による人材の発掘・育成。フォーラムによる啓発活動
- ・市町村（自立支援）協議会における困難事例のへの支援、介護保険施設等との連携対応の検討や情報交換
- ・事前登録対象者の範囲の検討や協力体制の確保
- ・自立支援協議会の活用、支援困難事例等の検討
- ・障害者の困りごとや鍾愛特性に関する理解を深めるための講座の開催等
- ・多機能にて、社協 CSW や自治会との交流の場の確保を予定
- ・地域の体制づくりの会議に参加
- ・圏域相談支援に関する勉強会における協議
- ・市障がい者総合支援協議会において地域課題の整理を行い、地域のニーズに対応できる体制を整備中。虐待予防研修の実施。 等

③ 地域体制強化共同支援加算の算定状況（令和3年4月～9月）

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村（特別区を含む）に対して過去半年間（令和3年4月～9月）における体制強化共同支援加算の算定状況を聞いたところ、「算定している」は僅か4.2%であった。

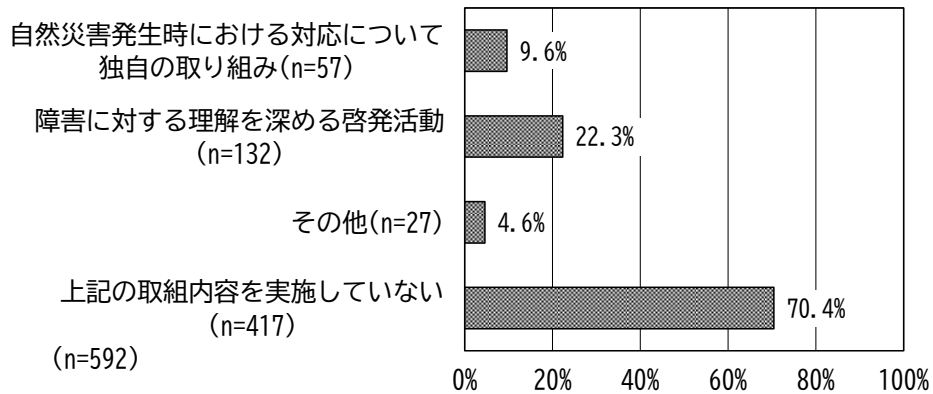
図表 84 地域体制強化共同支援加算の算定状況（令和3年4月～9月）



④ 地域生活支援拠点等として地域の実情を踏まえた独自の取組内容

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等として地域の実情を踏まえた独自の取組内容を聞いたところ、「障害に対する理解を深める啓発活動」が22.3%で最も多く、次いで「自然災害発生時における対応について独自の取り組み」(9.6%)、「その他」(4.6%)の順であった。一方、「上記の取組を実施していない」は70.4%を占めていた。

図表 85 地域生活支援拠点等として地域の実情を踏まえた独自の取組内容【複数回答】



図表 86 地域生活支援拠点等として地域の実情を踏まえた独自の取組内容【「その他」の自由回答】

- ・グループホーム入居者の高齢化、重度化への医療的な支援体制として訪問看護ステーションの看護師がグループホームへ訪問し、世話人や本人と面談し、基本的な状態像を把握し、日常生活上の医療的な相談に当該看護師が対応する。
- ・研修会による人材の発掘・育成。フォーラムによる啓発活動
- ・市町村(自立支援)協議会における困難事例への支援、介護保険施設等との連携対応の検討や情報交換
- ・事前登録対象者の範囲の検討や協力体制の確保
- ・自立支援協議会の活用、支援困難事例等の検討
- ・障害者の困りごとや鍾愛特性に関する理解を深めるための講座の開催等
- ・多機能にて、社協CSWや自治会との交流の場の確保を予定
- ・地域の体制づくりの会議に参加
- ・圏域相談支援に関する勉強会における協議
- ・市障がい者総合支援協議会において地域課題の整理を行い、地域のニーズに対応できる体制を整備中。虐待予防研修の実施。等

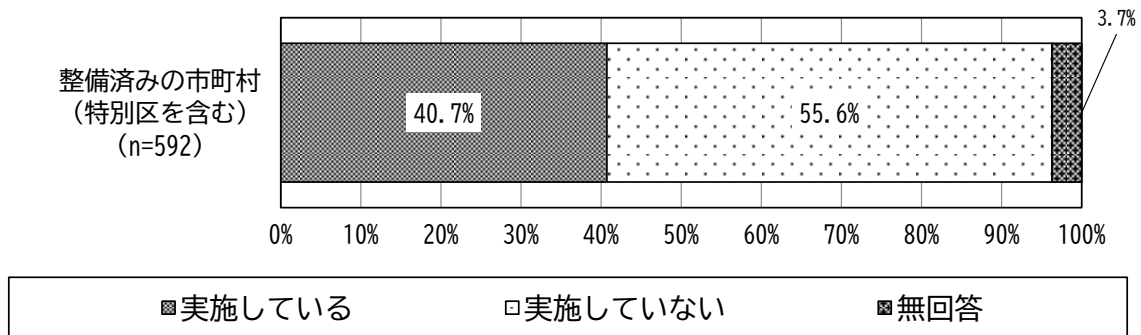
## (9) 地域生活支援拠点等の整備・運営に関する評価の実施状況

### ① 地域生活支援拠点等の機能の定期評価の実施状況

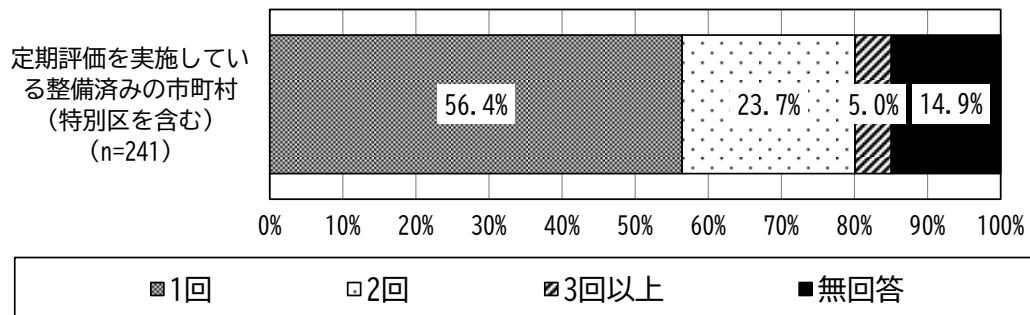
令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等の機能の定期評価の実施状況を聞いたところ、「実施している」が40.7%を占めていた。

定期評価を実施している241市町村(特別区を含む)に対して実施頻度(回/年)を聞いたところ、「1回」が56.4%で最も多く、次いで「2回」が23.7%、「3回以上」が5.0%の順であった。

図表 87 地域生活支援拠点等の機能の定期評価の実施状況



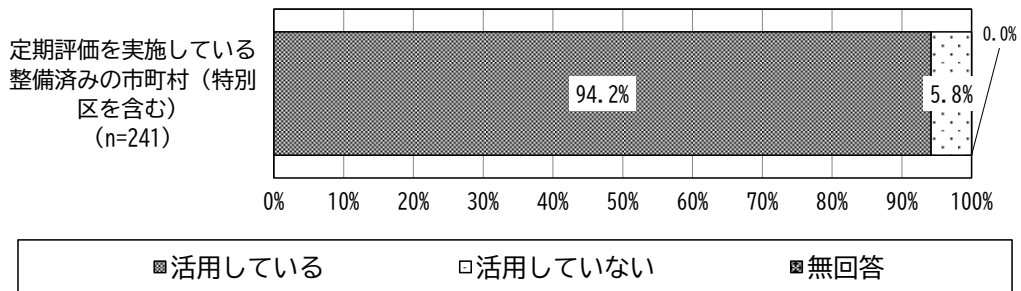
図表 88 地域生活支援拠点等の機能の定期評価の実施頻度(回/年)



② 地域生活支援拠点等の機能の評価プロセスにおける協議会の活用状況

地域生活支援拠点等の機能の定期評価を実施している整備済みの241市町村（特別区を含む）に対して地域生活支援拠点等の機能の評価プロセスにおける協議会の活用状況を聞いたところ、「活用している」が94.2%を占めていた。

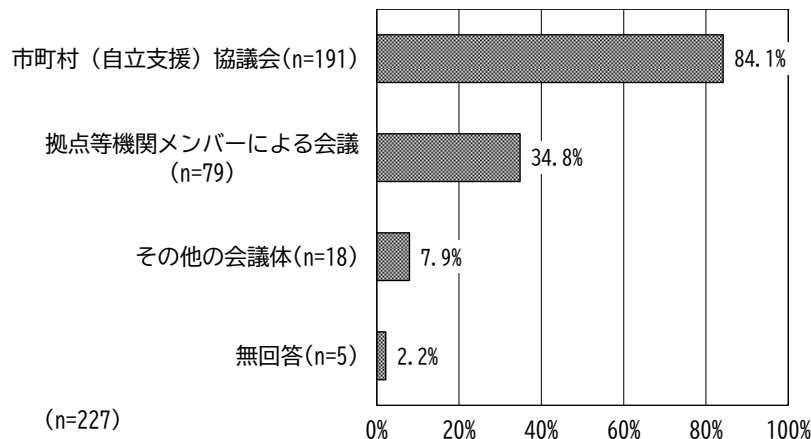
図表 89 地域生活支援拠点等の機能の評価プロセスにおける協議会の活用状況



〔障害者・障害児・家族のニーズを把握するために活用している会議体〕

地域生活支援拠点等の機能の評価プロセスにおいて会議体を活用している整備済みの227市町村（特別区を含む）に対して障害者・障害児・家族の要望を把握するために活用している会議体を聞いたところ、「市町村（自立支援）協議会」が84.1%で最も多く、次いで「拠点等機関メンバーによる会議」（34.8%）、「その他の会議体」（7.9%）の順であった。

図表 90 障害者・障害児・家族のニーズを把握するために活用している会議体【複数回答】



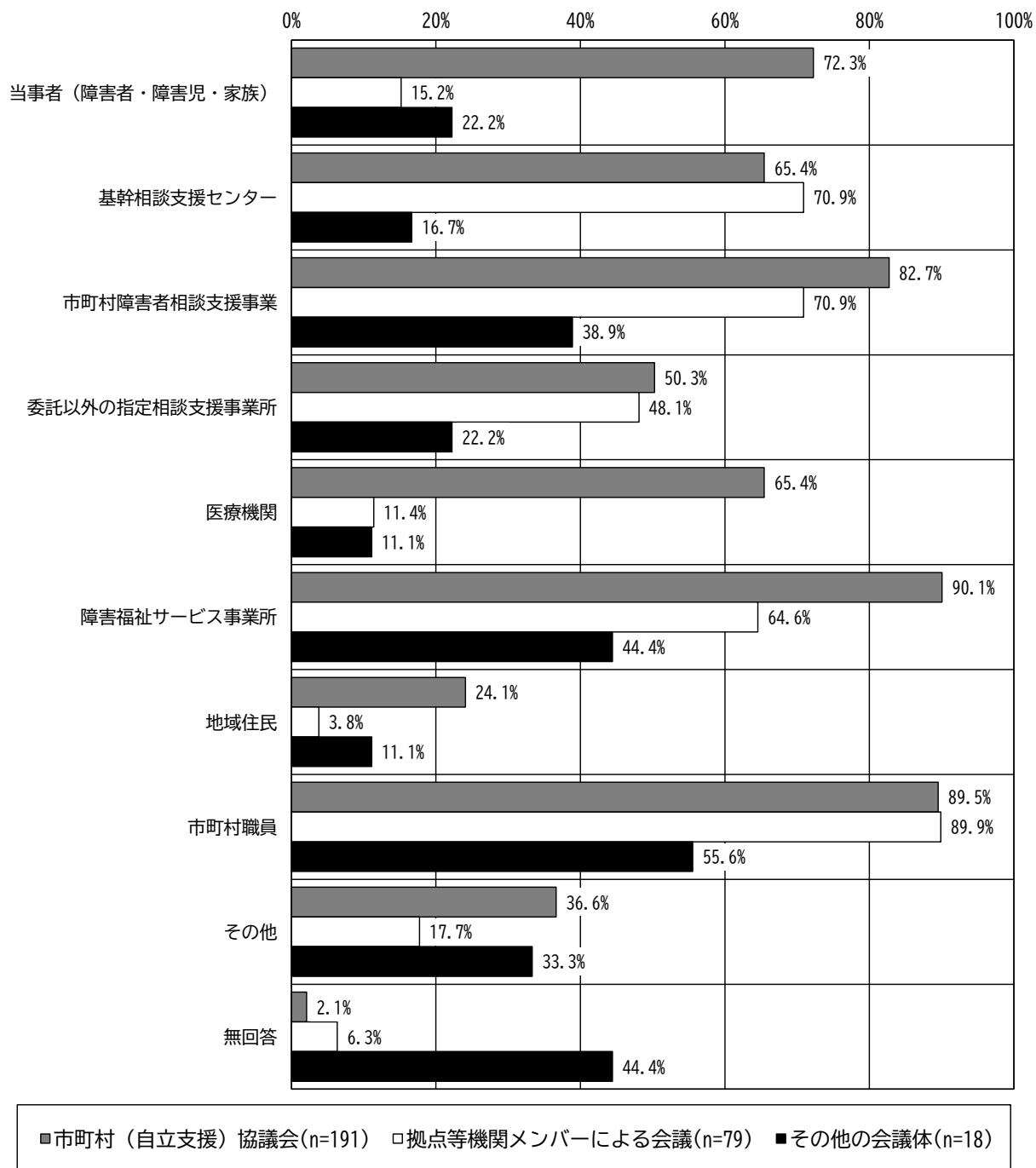
図表 91 障害者・障害児・家族のニーズを把握するために活用している会議体【自由回答】

- |                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| ・ 障害者自立支援協議会での実績報告等による評価   | ・ サービス調整会議全体会       |
| ・ 地域障がい者支援協議会専門部会          | ・ 手をつなぐ育成会月例        |
| ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとの連携 | ・ 障がい者計画            |
| ・ 自立支援協議会                  | ・ 精神障害者家族会          |
| ・ 市町村の障害者施策推進協議会           | ・ 相談支援事業所連絡会（相談部会）等 |

〔地域生活支援拠点等の機能の評価プロセスにおいて会議体に参加しているメンバー〕

地域生活支援拠点等の機能の評価プロセスにおいて会議体を活用している整備済みの 227 市町村（特別区を含む）に対して活用している会議体ごとの参加メンバーを聞いたところ、結果は次のとおりであった。

図表 92 地域生活支援拠点等の機能の評価プロセスにおいて会議体に参加しているメンバー



市町村（自立支援）協議会に参加しているメンバーは、「障害福祉サービス事業所」が90.1%で最も多く、次いで「市町村職員」が89.5%、「市町村障害者相談支援事業」が82.7%の順であった。

拠点等機関メンバーによる会議に参加しているメンバーは、「市町村職員」が89.9%で最も多く、次いで「基幹相談支援センター」と「市町村障害者相談支援事業」がともに70.9%、「障害福祉サービス事業所」が64.6%の順であった。

その他の会議体に参加しているメンバーは、「市町村職員」が55.6%で最も多く、次いで「障害福祉サービス事業所」が44.4%、「市町村障害者相談支援事業」が38.9%の順であった。

図表 93 評価プロセスにおいて会議体に参加しているメンバー【自由回答】

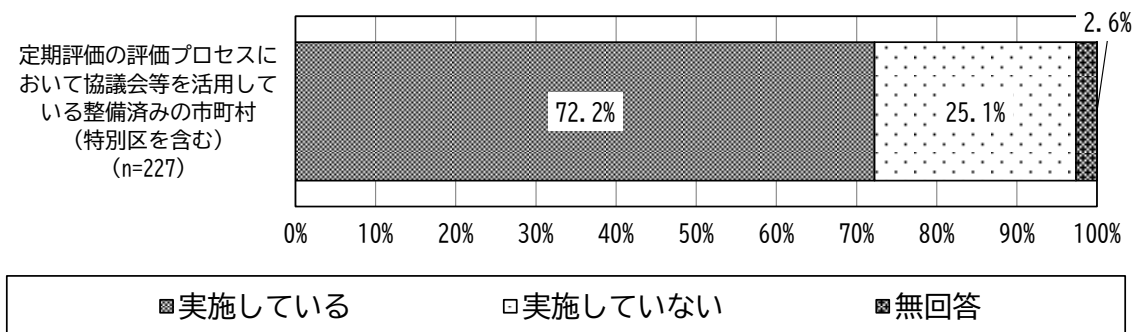
・ 社会福祉協議会	・ 県職員	・ 公共職業安定所
・ 学識経験者	・ 保健所	・ 社協
・ ハローワーク	・ 特別支援学校	・ 障害者就業・生活支援センター
・ 民生委員 等		

③ 地域生活支援拠点等の機能の定期評価における評価プロセスの実施方法

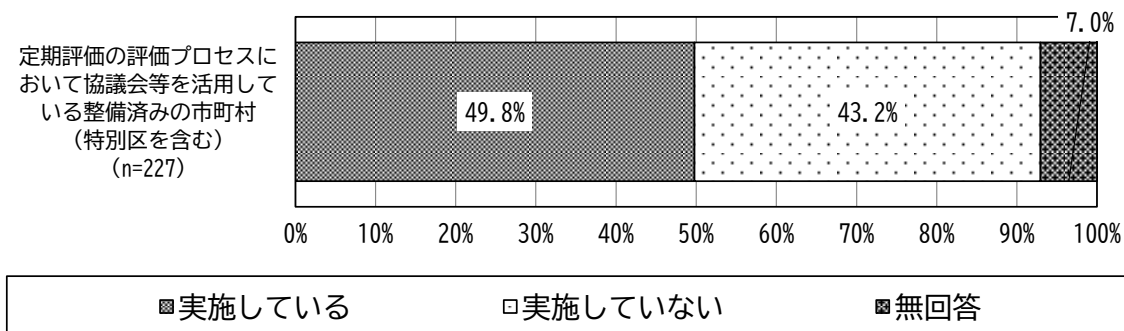
評価の視点（イ）：	地域生活支援拠点等の機能で対応できたニーズ、対応できなかったニーズを協議会等の会議体の場で共有し評価しているか
評価の視点（ロ）：	協議会等の会議体の場で対応しきれなかったニーズから地域課題を抽出し、対応策の協議を実施しているか

地域生活支援拠点等の機能の評価プロセスにおいて会議体を活用している整備済みの 227 市町村（特別区を含む）に対して、評価の視点（イ）を踏まえた評価プロセスの実施状況を聞いたところ、「実施している」の回答割合は 72.2%であった。また、評価の視点（ロ）を踏まえた評価プロセスの実施状況を聞いたところ、「実施している」の回答割合は 49.8%であった。

図表 94 評価の視点（イ）を踏まえた定期評価の実施状況



図表 95 評価の視点（ロ）を踏まえた定期評価の実施状況



### 〔評価プロセスにおいて出てきた地域課題と、解決に向けた対応策〕

地域生活支援拠点等の機能の評価プロセスにおいて、協議会等の会議体を活用している自治体に対し、「地域生活支援拠点等の機能で対応できたニーズ、対応できなかったニーズを協議会等の会議体の場で共有し評価しているか」、「協議会等の会議体の場で対応しきれなかったニーズから地域課題を抽出し、対応策の協議を実施しているか」を踏まえた評価プロセスにおいて出てきた地域課題と、解決に向けた具体的な対応策を聞いたところ、以下の回答が挙げられた。

図表 96 評価プロセスにおいて出てきた地域課題【自由回答】

- ・ ニーズに合った体験メニューが十分ではない。ニーズの把握ができていない
- ・ 医ケアや強行等特別な配慮が必要な方への支援資源（短期入所・居宅介護）が少ない
- ・ 休日・夜間等、緊急時に受け入れが必要となった場合の受け入れ先の確保
- ・ 緊急時における短期入所事業所での受入について、市内事業所での受入が難しい場合の対応
- ・ 短期入所施設等の緊急時の受入について、コロナ禍においてはそもそも受け入れを停止しており、利用できない
- ・ 医療型短期入所事業所の不足
- ・ 医療的ケア児や強度行動障害に対応できる事業所の不足
- ・ 新たに機能を追加したいが社会資源や人材が不足している
- ・ 関係機関のネットワークの構築
- ・ 医療的ケア児・者等の実態把握 等

図表 97 解決に向けた対応策【自由回答】

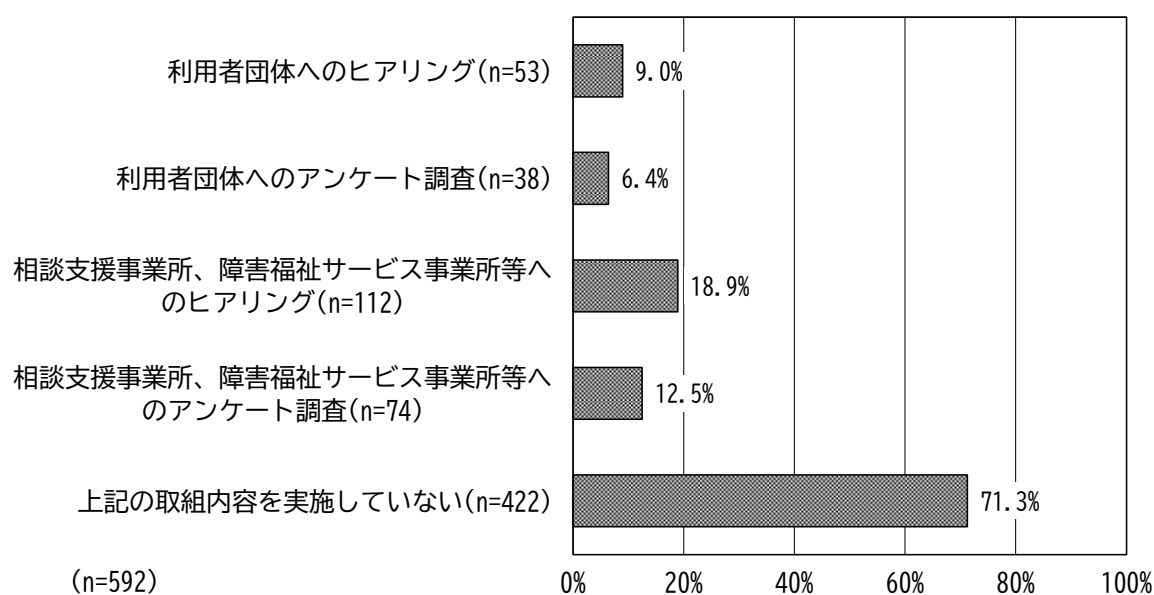
- ・ 具体的な対応策を提示するまでは至らなかったが、各関係機関の持っている専門的知識や力量を連携させて対応していく必要性が確認できた
- ・ 5市町村の社会資源の広域での活用
- ・ 医療型短期入所事業所の新規参入依頼
- ・ 医療との連携
- ・ 居宅介護事業所との連携
- ・ 基幹相談支援センターを中心とした、市内事業所に向けた研修の実施
- ・ 市民へ制度についてよりわかりやすく伝えられるような地域生活支援拠点等の周知方法検討
- ・ チラシの作成と配布
- ・ 基幹相談支援センターによる連携会議の開催
- ・ 国の示す基本機能に照らし合わせたそれぞれの市町村の現状整理 等



#### ④ 地域の障害者・障害児・家族等のニーズを把握するための調査の実施状況

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域の障害者・障害児・家族等のニーズを把握するための調査の実施状況を聞いたところ、「相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等へのヒアリング」が18.9%で最も多く、次いで「相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等へのアンケート調査」(12.5%)、「利用者団体へのヒアリング」(9.0%)、「利用者団体へのアンケート調査」(6.4%)の順であった。一方、「上記の取組内容を実施していない」は71.3%を占めていた。

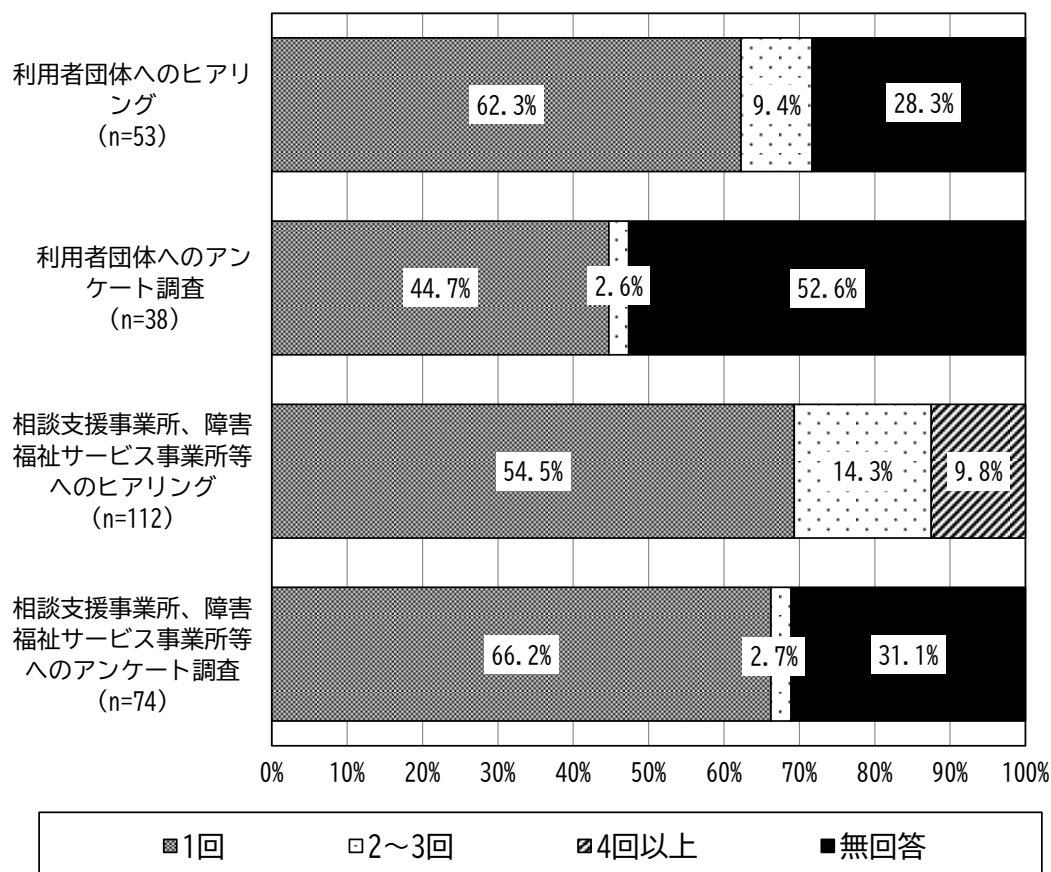
図表 98 地域の障害者・障害児・家族等のニーズを把握するための調査の実施状況  
【複数回答】



〔地域の障害者・障害児・家族等のニーズを把握するための調査の実施頻度（回／年）〕

利用者団体へのヒアリング・アンケート調査、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等へのヒアリング・アンケート調査のいずれも実施回数は「1回」が最も多かった。年2回以上実施している調査をみると、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等へのヒアリング」の回答割合が最も多く、「2～3回」が14.3%、「4回以上」が9.8%であった。

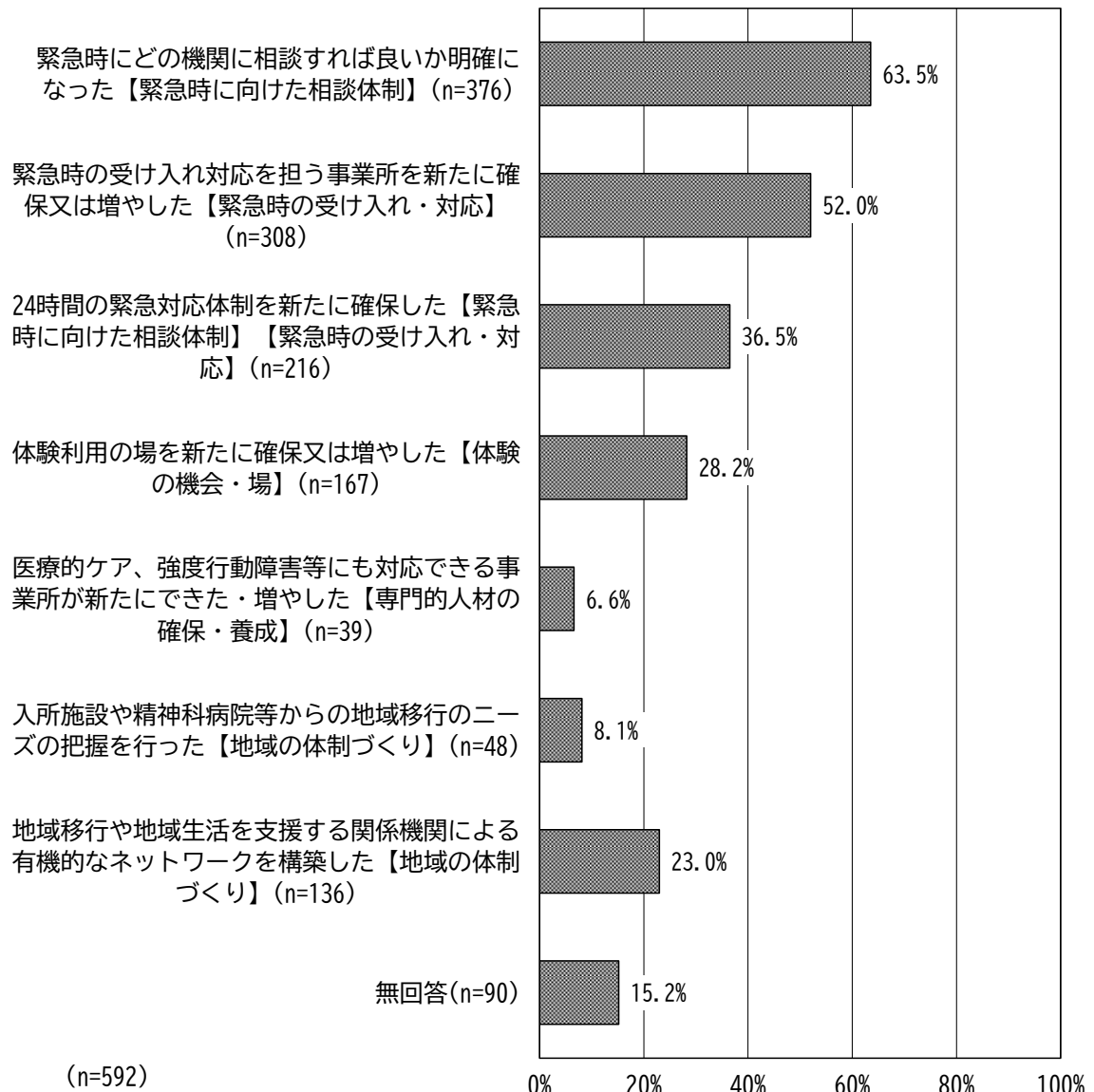
図表 99 地域の障害者・障害児・家族等のニーズを把握するための調査の実施頻度（回／年）



⑤ 地域生活支援拠点等の整備により新たに充実・強化された機能

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等の整備により新たに充実・強化された機能を聞いたところ、「緊急時にどの機関に相談すれば良いか明確になった」が63.5%で最も多く、次いで「緊急時の受け入れ対応を担う事業所を新たに確保又は増やした」(52.0%)、「24時間の緊急対応体制を新たに確保した」(36.5%)と続き、「体験利用の場を新たに確保又は増やした」(28.2%)、「地域移行や地域生活を支援する関係機関による有機的なネットワークを構築した」(23.0%)、「入所施設や精神科病院等からの地域移行のニーズの把握を行った」(8.1%)、「医療的ケア、強度行動障害等にも対応できる事業所が新たにできた・増やした」(6.6%)の順であった。

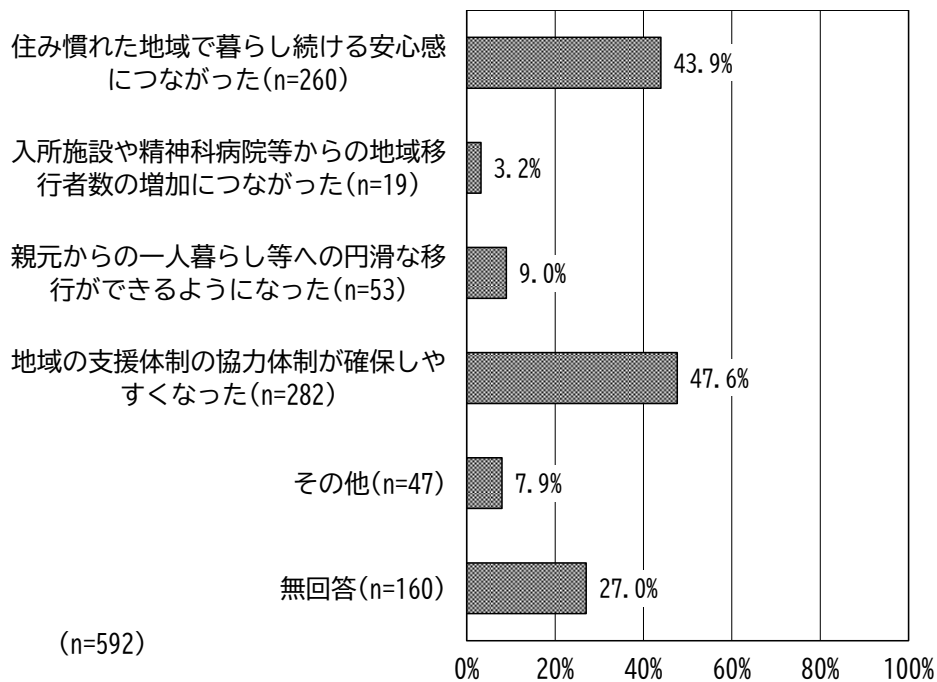
図表 100 地域生活支援拠点等の整備により新たに充実・強化された機能【複数回答】



## ⑥ 地域生活支援拠点等の整備の効果

令和3年10月1日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した592市町村(特別区を含む)に対して地域生活支援拠点等の整備の効果聞いたところ、「地域の支援体制の協力体制が確保しやすくなった」が47.6%で最も多く、次いで「住み慣れた地域で暮らし続ける安心感につながった」(43.9%)と続き、「親元からの一人暮らし等への円滑な移行ができるようになった」(9.0%)、「その他」(7.9%)、「入所施設や精神科病院からの地域移行者数の増加につながった」(3.2%)の順であった。

図表 101 地域生活支援拠点等の整備の効果【複数回答】



図表 102 地域生活支援拠点等の整備の効果【「その他」の自由回答】

- ・まだ初年度の取組みなので、具体的な効果については明確ではない。
- ・地域生活支援拠点等を整備してからあまり時間がたっていないこと、実績が少ないことより、効果が出ているとは言い難い。ただし、体験の機会・場を提供することで、1人暮らしへの移行を現実的に考えることができるようになったり、緊急時には数は少ないものの受け皿があるということを知覚することで、ご本人及びご家族の安心感につながっていると感じている。
- ・各関係機関に「現在の生活を支える支援」だけでなく「将来にわたって安心して生活を送るための支援」の視点を持つきっかけとなりつつある。
- ・参加機関等において地域の課題や地域での役割について改めて協議することができた。
- ・地域生活支援拠点の整備がセーフティネットとなり、障害があってもご家族が高齢でも安心して暮らせる地域となるために支援機関、行政、当事者での共通理解を深めることの重要性を再認識できた。
- ・問題が起こってから対応を始めるのではなく、リスクアセスメントの視点でケースを把握し、対応準備ができるようになった。
- ・要支援者本人および支援者にとって、親亡き後のことを含め、将来の生活を考えるよい機会となっている。
- ・確保している居室利用について、対象者の事前登録制としたため、対象者の掘り起しがされ、居室の利用者が増えた。
- ・緊急時に支援が見込めない世帯の事前把握・登録が進んだ。
- ・24時間の相談対応をつくるために、委託事業所が24時間体制を整備し、緊急時の受入対応について圏域内の短期入所事業所との連携体制が構築できた。体制整備で緊急時の対応がこれまでより具体的になり、地域で生活することの安心感に繋がった。 等

## (10) アンケート結果のまとめ

---

### 〔地域生活支援拠点等の整備状況〕

- 回答のあった1,095市町村（特別区を含む）のうち、令和3年10月1日時点で「整備済み」の割合は54.1%（592市町村（特別区を含む））を占めていた。整備済みの回答割合を基幹相談支援センターの設置有無別にみると、「設置している」が68.5%、「設置していない」が38.6%を占めていた。【図表1】
- 地域生活支援拠点等の整備箇所数は、「1箇所」が77.4%を占めていた。【図表2】
- 地域生活支援拠点等の整備検討過程における協議会等での検討の実施状況を聞いたところ、「市町村（自立支援）協議会において検討している」の回答割合が73.3%で最も多く、次いで「市町村（自立支援）協議会以外の会議体において検討している」（17.4%）、「その他」（11.1%）、「障害者・障害児・家族および関係者へのヒアリングを実施している」（6.8%）の順であった。【図表3】
- 地域生活支援拠点等の整備類型は、「多機能拠点整備型」が7.1%、「面的整備型」が84.3%、「多機能拠点型と面的整備型の併用型」が8.3%を占めていた。【図表8】
- 地域生活支援拠点等の整備方法は、「市町村単独で整備」が53.2%、「複数の市町村と共同で整備」が47.3%を占めていた。【図表10】
- 地域生活支援拠点等として位置付けている機関は、「基幹相談支援センター」「市町村障害者相談支援事業」「短期入所事業所」が49.5%～51.4%で高い割合を占めており、次いで「委託以外の指定相談支援事業所」「グループホーム」「障害者支援施設」「日中サービス事業所」が28.0%～37.8%と続き、「訪問系サービス事業所」「自立生活援助事業所」「その他」が7.3%～15.7%の順であった。【図表18】
- 地域生活支援拠点等の設置要綱を策定している割合は55.1%（326市町村（特別区を含む））を占めていた。【図表22】

### 〔整備を進めることが難しい理由等（整備済みの場合）〕

- 回答のあった1,095市町村（特別区を含む）のうち、令和3年10月1日時点で「未整備」の割合は43.8%（480市町村（特別区を含む））を占めていた。【図表1】
- 未整備の市町村（特別区を含む）が整備を進めることが難しい理由は、「支援体制の確保」が82.3%で最も多く、次いで「5つの機能の整備が難しい」（66.9%）、「予算の確保」（46.0%）と続き、「地域のニーズが乏しい」（16.7%）、「その他」（9.0%）、「整備の必要性がわからない」（5.8%）の順であった。【図表24】
- 「5つの機能の整備が難しい」と回答した321市町村（特別区を含む）に対して整備が困難な機能を聞いたところ、「緊急時の受け入れ・対応」が83.5%で最も多く、次いで「専門的人材の確保・養成」（77.9%）、「地域の体制づくり」（67.6%）、「体験の機会・場」（67.0%）と続き、「要支援者の事前把握」（57.3%）、「相談機能」（55.5%）、「地域移行のニーズ把握」（52.3%）の順であった。【図表26】

### 〔拠点コーディネーターの配置状況（未整備の場合）〕

- 「整備済み」の592市町村（特別区を含む）のうち、拠点コーディネーターを配置している割合は42.4%（251市町村（特別区を含む））を占めていた。常勤または専従のコーディネーターを配置している割合は、「常勤」が37.8%、「専従」が8.6%であった。【図表14】

- 拠点コーディネーターが担っている業務内容は、【要支援者の事前把握】【相談機能】【緊急時の受け入れ・対応】【体験の機会・場】に関する項目（A群：01, 02, 03, 06）が高い割合（64.1%～96.0%）を占めていた。一方、【地域移行のニーズ】【専門的人材の確保・養成】【地域の体制づくり】に関する項目（B群：04, 05, 07, 08）はA群よりも低い割合（30.3%～48.2%）を占めていた。【図表 16】
- 拠点コーディネーターを配置している市町村（特別区を含む）の割合を地域生活支援拠点等として位置付けている機関ごとにみると、「基幹相談支援センター」が45.8%で最も多く、次いで「市町村障害者相談支援事業」が26.0%、「委託以外の指定相談支援事業所」が19.2%と続き、「短期入所事業所」「グループホーム」「障害者支援施設」「日中サービス事業所」「訪問系サービス事業所」「自立生活援助事業所」が4.1%以下であった。【図表 21】

### 【地域生活支援拠点等の運営状況（整備済みの場合）】

- 「整備済み」の592市町村（特別区を含む）のうち、地域生活支援拠点等の運営に対する市町村（特別区を含む）の関与は、「委託」が55.6%で最も多く、次いで「直営」（27.9%）、「関係機関との連絡会議の主催」（22.6%）と続き、「その他」（9.1%）、「補助」（3.0%）の順であった。【図表 27】
- 「整備済み」の592市町村（特別区を含む）のうち、地域生活支援拠点等の運営における地域生活支援拠点等補助金を活用している市町村（特別区を含む）の割合は46.8%を占めていた。【図表 30】
- 「整備済み」の592市町村（特別区を含む）のうち、地域生活支援拠点等の運営における会議体を開催している市町村（特別区を含む）の割合は75.7%を占めていた。【図表 31】
- 地域生活支援拠点等の場所・役割について地域住民への周知・広報の実施状況は、「市町村窓口における説明」が47.1%で最も多く、次いで「市町村ホームページ等への掲載」（32.9%）と続き、「その他」（23.5%）、「広報誌等への掲載」（17.9%）の順であった。【図表 39】

### 【地域生活支援拠点等が取り組む必要がある機能の実施状況に対する自己評価（整備済みの場合）】

- 全体的な傾向としては、【要支援者の事前把握】【相談機能】【緊急時の受け入れ・対応】の3つの機能に関しては「十分できている」又は「一定程度できている」の回答割合は6割～9割弱（65.6%～89.7%）を占める一方で、【地域移行のニーズの把握】【体験の機会・場】【専門的人材の確保・養成】【体験の機会・場】の4つの機能に関しては「十分できている」又は「一定程度できている」の回答割合は5～6割（52.2%～61.5%）であった。【図表 41】
- 「十分できている」の回答割合が比較的高かった取組・機能は【相談機能】【緊急時の受け入れ・対応】であり、【相談機能】が19.9%、【緊急時の受け入れ・対応】が13.9%を占めていた。【図表 41】
- 一方、残りの5つの機能については7.1%以下であった。一方、「全くできていない」の回答割合が比較的高かった取組・機能は【地域移行のニーズの把握】【専門的人材の確保・養成】であり、【地域移行のニーズの把握】が46.5%で最も多く、次いで【専門的人材の確保・養成】が40.7%の順であった。【図表 41】

### 【「相談機能」に対する取組状況（整備済みの場合）】

- 「整備済み」の592市町村（特別区を含む）のうち、「相談」の実施機関を位置付けている割合は92.6%（548市町村（特別区を含む））を占めていた。当該市町村（特別区を含む）の内訳を「相談」の実施機関ごとにみると、「市町村障害者相談支援事業」が62.6%で最も多く、

次いで「基幹相談支援センター」(59.1%)、「委託以外の指定相談支援事業所」(41.1%)と続き、「その他」(8.0%)の順であった。【図表 45】

- 地域生活支援拠点等に位置付けている基幹相談支援センター・市町村障害者相談支援事業・指定相談支援事業所において、地域生活支援拠点等の「相談」に関わる職委員数(配置人数)は、平均 10.2 人、うち相談支援専門員は平均 8.6 人であった。【図表 48】
- 地域生活支援拠点等として 24 時間の相談体制を確保している市町村(特別区を含む)の割合は 63.2%を占めていた。【図表 49】
- 過去半年間(令和 3 年 4 月～9 月)で地域生活支援拠点等における「相談」の実施機関において緊急対応・相談の受付件数が「1 件以上」は 37.2% (220 市町村(特別区を含む))であった。当該市町村(特別区を含む)における緊急対応・相談の受付件数は 1 月当たり 67.7 件であった。【図表 51】
- 「相談」に関する取組内容は、「対象区域内の障害福祉サービス提供事業所との連携構築」が 75.5%で最も多く、次いで「相談窓口の設置・地域住民への周知」(57.3%)、「緊急対応の実施手順や連絡先の作成・共有」(52.9%)と続き、「地域生活支援拠点等として受けた相談について、相談内容ごとの対応状況の進捗管理」(44.6%)の順であった。一方、「上記の取組内容を実施していない」は 11.0%であった。【図表 52】

#### 【「緊急時の受け入れ・対応」に対する取組状況(整備済みの場合)】

- 「整備済み」の 592 市町村(特別区を含む)のうち、「緊急対応など支援が必要となる障害者・障害児の事前把握をしている市町村(特別区を含む)の割合は 32.6% (193 市町村(特別区を含む))を占めていた。【図表 53】
- 当該市町村(特別区を含む)が事前把握している障害者・障害児の状態像は、「医療的ケアが必要な重症心身障害」が 39.9%で最も多く、次いで「サービスの利用につながない障害者・障害児」(32.6%)、「強度行動障害」(26.9%)と続き、「その他」(21.2%)、「高次脳機能障害」(15.0%)、「遷延性意識障害」(5.7%)の順であった。【図表 54】
- 「整備済み」の市町村(特別区を含む)のうち、「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関を位置付けている割合は 85.0% (503 市町村(特別区を含む))を占めていた。当該市町村(特別区を含む)の内訳を「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関ごとにみると、「短期入所事業所」が 75.1%で最も多く、次いで「障害者支援施設」(43.1%)、「グループホーム」(37.0%)と続き、「訪問系サービス事業所」「自立生活援助事業所」「共生型サービス事業所」「障害児関連の事業所」「その他(マンション等)」は 14.9%以下であった。【図表 57】
- 「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関を位置付けている 503 市町村(特別区を含む)のうち、「短期入所施設」「グループホーム」「障害者支援施設」「その他(マンション等)」のいずれかで空室を確保している割合は 31.0% (156 市町村(特別区を含む))を占めていた。当該市町村(特別区を含む)の内訳を「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関ごとにみると、「その他(マンション等)」が 34.7%で最も多く、次いで「短期入所事業所」(22.2%)、「グループホーム」(19.4%)、「障害者支援施設」(16.6%)の順であった。【図表 59】
- 地域生活支援拠点等において受け入れ対応できている障害者の状態像は、「サービスの利用につながない障害者・障害児」が 50.0%で最も多く、次いで「高次脳機能障害」(38.0%)、「強度行動障害」(34.8%)と続き、「医療的ケアが必要な重症心身障害」(13.9%)、「遷延性意識障害」(13.0%)の順であった。【図表 61】
- 地域生活支援拠点等として 24 時間 365 日の緊急時の受け入れ・対応体制を確保している市町村(特別区を含む)の割合は 59.5% (352 市町村(特別区を含む))を占めていた。【図表 63】



- 地域生活支援拠点等として 24 時間 365 日の緊急時の受け入れ・対応体制を確保している 352 市町村（特別区を含む）の対応方法は、「単独機関・事業所において対応」が 37.2%、「複数機関・事業所で連携により対応」が 62.5%を占めていた。【図表 64】
- 過去半年間（令和 3 年 4 月～9 月）で地域生活支援拠点等における要支援者の受け入れ要請の相談受付件数が「1 件以上」は 25.5%（151 件）であった。当該市町村（特別区を含む）における要支援者の受け入れ要請の相談受付件数は、1 月当たり 1.8 件、うち緊急時対応として市町村内の事業所・施設での受け入れ対応件数は 1 月当たり 0.6 件であった。【図表 65】
- 「緊急時の受け入れ・対応」に関する取組内容は、「緊急時の連絡調整のルール策定及び関係機関への周知」が 52.5%で最も多く、次いで「緊急時」の該当基準の策定（48.1%）、「要支援者の受入基準の策定」（31.8%）と続き、「自拠点等での受け入れ困難時における他事業所の連携体制の確保」（28.9%）、「緊急保護時の不測事態に備えた医療機関等の連携」（15.5%）の順であった。一方、「上記の取組内容を実施していない」は 27.0%であった。【図表 68】

### 【「体験の機会・場」に対する取組状況（整備済みの場合）】

- 「整備済み」の 592 市町村（特別区を含む）のうち、「体験の機会・場」の実施機関を位置付けている割合は 65.4%（387 市町村（特別区を含む））を占めていた。当該市町村（特別区を含む）の内訳を「体験の機会・場」の実施機関ごとにみると、「グループホーム」が 65.4%で最も多く、次いで「短期入所事業所」（37.7%）、「その他の障害福祉サービス事業所（通所等）」（37.5%）と続き、「障害者支援施設」（32.8%）、「その他（マンション等）」（18.3%）、「障害児関連の事業所」（13.2%）の順であった。【図表 69】
- 「体験の機会・場」の実施機関を位置付けている 387 市町村（特別区を含む）のうち、「短期入所施設」「グループホーム」「障害者支援施設」「その他の障害福祉サービス事業所」「その他（マンション等）」「障害児関連の事業所等」のいずれかで空室を確保している割合は 35.1%（136 市町村（特別区を含む））を占めていた。当該市町村（特別区を含む）の内訳を「体験の機会・場」の実施機関ごとにみると、「その他（マンション等）」が 70.4%で最も多く、次いで「グループホーム」（22.5%）、「短期入所事業所」（17.8%）と続き、「障害児関連の事業所等」（13.7%）、「障害者支援施設」（11.8%）、「その他の障害福祉サービス事業所」（6.2%）の順であった。【図表 71】
- 過去半年間（令和 3 年 4 月～9 月）の「体験の機会・場」は、「グループホームの体験利用」が 23.1%で最も多く、次いで「親元からの自立やひとり暮らしに向けた体験宿泊」（21.5%）、「入所施設、精神科病院からの一人暮らしに向けた体験宿泊」「通所施設の体験利用」（12.7%）、「緊急時の対応を想定した体験利用」（12.0%）の順であった。【図表 73】
- 「体験の機会・場」に関する取組内容は、「在宅の障害者のニーズ把握」が 30.9%で最も多く、次いで「精神科病院入院者におけるニーズ把握」（17.1%）、「施設入所者におけるニーズ把握」（13.2%）と続き、「空き家・公民館等、障害福祉サービス以外の社会資源の活用」（7.9%）、「各事業所間の当番制による体験利用」（2.5%）の順であった。一方、「上記の取組を実施していない」は 61.1%を占めていた。【図表 76】

### 【「専門的人材の確保・養成」に対する取組状況（整備済みの場合）】

- 「整備済み」の 592 市町村（特別区を含む）における地域生活支援拠点等が実施する研修内容は、「その他」が 22.3%で最も多く、次いで「虐待防止」（17.1%）、「強度行動障害」（9.8%）と続き、「医療的ケア」（7.4%）、「高次脳機能障害」（2.2%）の順であった。【図表 77】
- 「専門的人材の確保・養成」に関する取組内容は、「専門的な人材の確保・養成に係る市町村

協議会等における検討」が 36.5%で最も多く、次いで「外部研修の活用と受講の推奨」(30.6%)、「医療的ケアや強度行動障害等の専門的な支援が必要な者に係る支援マニュアルの整備」(3.0%)の順であった。一方、「上記の取組を実施していない」は 47.8%を占めていた。【図表 80】

#### 【「地域の体制づくり」等に対する取組状況（整備済みの場合）】

- 「整備済み」の 592 市町村（特別区を含む）における「地域の体制づくり」に関する取組内容は、「地域生活支援体制強化のための関係機関等による連携会議の開催」が 51.7%で最も多く、次いで「体験利用や緊急受入れ先の確保・開拓」(35.6%)、「入所施設・精神科病院等からの地域移行ニーズの把握」(18.1%)と続き、「入所施設・精神科病院に対する地域移行に向けた働きかけ」(16.4%)、「民生委員・ボランティア・地域住民等の協力体制を確保するための取組」(14.0%)、「障害者と地域住民との交流の場や社会参加の機会の確保」(13.3%)、「その他」(2.5%)の順であった。一方、「上記の取組を実施していない」は 35.5%を占めていた。【図表 82】
- 過去半年間（令和 3 年 4 月～9 月）における体制強化共同支援加算を算定している割合は僅か 4.2%（25 市町村（特別区を含む））であった。【図表 84】
- 地域の実情を踏まえた独自の取組内容は、「障害に対する理解を深める啓発活動」が 22.3%で最も多く、次いで「自然災害発生時における対応について独自の取り組み」(9.6%)、「その他」(4.6%)の順であった。一方、「上記の取組を実施していない」は 70.4%を占めていた。【図表 85】

#### 【地域生活支援拠点等の整備・運営に関する定期評価の実施状況（整備済みの場合）】

- 地域生活支援拠点等の機能の定期評価を実施している割合は 40.7%（241 市町村（特別区を含む））を占めていた。当該市町村（特別区を含む）における定期評価の実施回数（回/年）は「1 回」が 56.4%、「2 回」が 23.7%、「3 回以上」が 5.0%を占めていた。【図表 87, 88】
- 地域生活支援拠点等の機能の定期評価を実施している 241 市町村（特別区を含む）において、評価プロセスにおいて協議会を活用している割合は 94.2%（227 市町村（特別区を含む））を占めていた。当該市町村（特別区を含む）が障害者・障害児・家族のニーズを把握するために活用している会議体は「市町村（自立支援）協議会」が 84.1%で最も多く、次いで「拠点等機関メンバーによる会議」(34.8%)、「その他の会議体」(7.9%)の順であった。【図表 89, 90】
- 評価プロセスにおいて協議会を活用している 227 市町村（特別区を含む）において、視点《地域生活支援拠点等の機能で対応できたニーズ、対応できなかったニーズを協議会等の会議体の場で共有し評価しているか》を踏まえた評価を実施している割合は 72.2%（164 市町村（特別区を含む））を占めていた。別の視点《協議会等の会議体の場で対応しきれなかったニーズから地域課題を抽出し、対応策の協議を実施しているか》を踏まえた評価を実施している割合は 49.8%（113 市町村（特別区を含む））を占めていた。【図表 94, 95】

#### 【地域の障害者・障害児・家族等のニーズを把握するための調査の実施状況（整備済みの場合）】

- 地域の障害者・障害児・家族等のニーズを把握するための調査の実施状況は、「相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等へのヒアリング」が 18.9%で最も多く、次いで「相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等へのアンケート調査」(12.5%)、「利用者団体へのヒアリング」(9.0%)、「利用者団体へのアンケート調査」(6.4%)の順であった。一方、「上記の取組内容を実施していない」は 71.3%を占めていた。【図表 98】

- 利用者団体へのヒアリング・アンケート調査、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等へのヒアリング・アンケート調査のいずれも実施回数は「1回」が最も多かった。【図表 99】

#### 【地域生活支援拠点等の整備前後の違いと効果（整備済みの場合）】

- 「整備済み」の 592 市町村（特別区を含む）に地域生活支援拠点等の整備により新たに充実・強化された機能を聞いたところ、「緊急時にどの機関に相談すれば良いか明確になった」が 63.5%で最も多く、次いで「緊急時の受け入れ対応を担う事業所を新たに確保又は増やした」(52.0%)、「24 時間の緊急対応体制を新たに確保した」(36.5%) と続き、「体験利用の場を新たに確保又は増やした」(28.2%)、「地域移行や地域生活を支援する関係機関による有機的なネットワークを構築した」(23.0%)、「入所施設や精神科病院等からの地域移行のニーズの把握を行った」(8.1%)、「医療的ケア、強度行動障害等にも対応できる事業所が新たにできた・増やした」(6.6%) の順であった。【図表 100】
- 「整備済み」の 592 市町村（特別区を含む）に地域生活支援拠点等の整備の効果聞いたところ、「地域の支援体制の協力体制が確保しやすくなった」が 47.6%で最も多く、次いで「住み慣れた地域で暮らし続ける安心感につながった」(43.9%)と続き、「親元からの一人暮らし等への円滑な移行ができるようになった」(9.0%)、「その他」(7.9%)、「入所施設や精神科病院からの地域移行者数の増加につながった」(3.2%) の順であった。【図表 101】